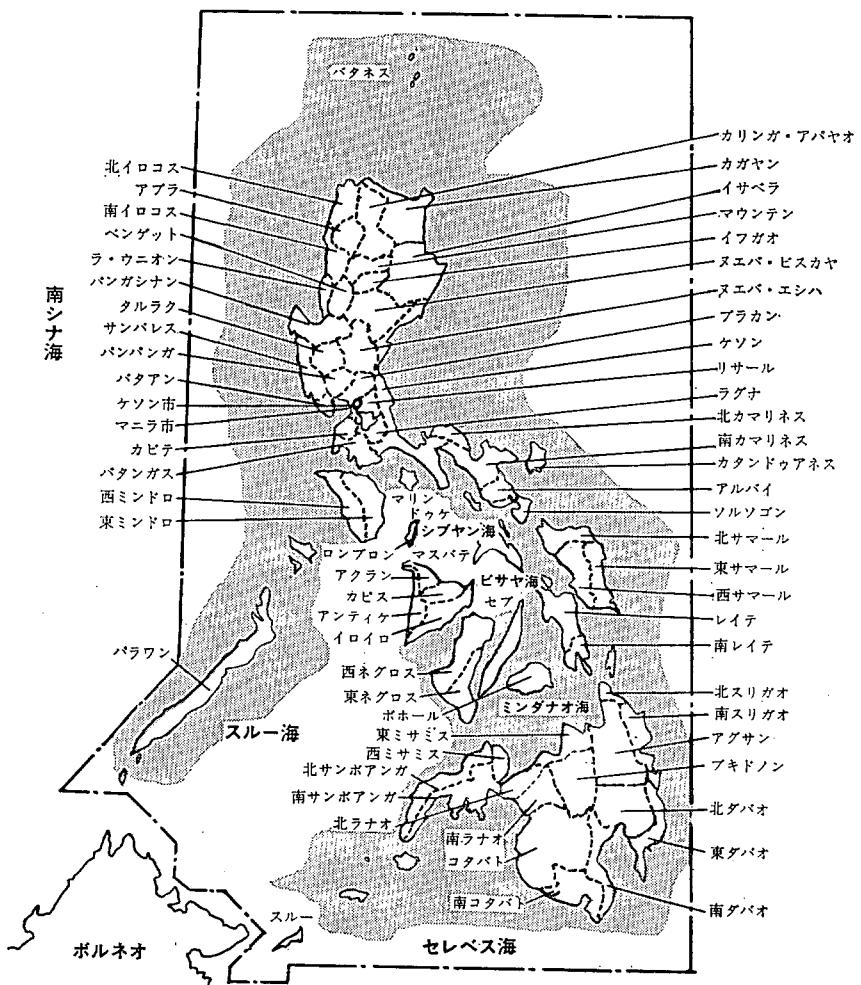


フィリピン



フィリピン共和国

| | |
|------|--|
| 面 積 | 30万 km ² |
| 人 口 | 3668万人 (1970年センサス, 確定数字) |
| 首 都 | ケソン市 |
| 言 語 | フィリピン語 (タガログ語) (ほかに公用語として英語, スペイン語) |
| 宗 教 | ローマ・カトリック教 (ほかにフィリピン独立教会, 回教, プロテstant) |
| 政 体 | 共和制 |
| 元 首 | フェルディナンド・E・マルコス大統領 |
| 通 貨 | ペソ (70年2月21日以後変動相場制—70年9月以来6.435ペソ=1ドル, IMF 平価は3.90ペソ=1ドル) |
| 会計年度 | 7月～6月 (1972会計年度とは1971.7～1972.6) |
| 度量衡 | ヤード・ポンド法, メートル法 (法案準備中) (ほかにガント=2.986リットル, カバン=78リットル) |

1971年のフィリピン

1971年の概況

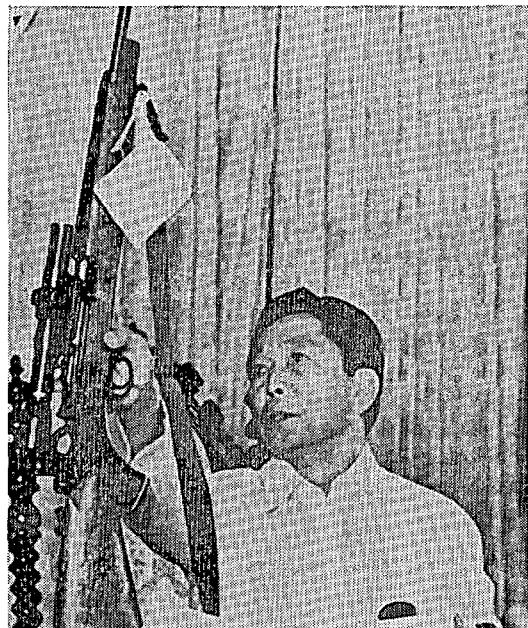
マルコス政権は1971年に、経済社会情勢を安定させ、内外の政治で主導権を回復する期待をかけたが、どの点からも裏切られ試練の時期はつづいている。

前年敷かれた経済安定化措置の軌道の上に経済活動の回復を進め、成長の軌道に移る契機をつかむという期待は、実質6.5%の成長率を記録したことにより一応かなえられたかのようであるが、実体面の回復は不満足なものであった。中間選挙に向けた政府支出増大は民間の金融逼迫をきびしくし生産活動回復を妨げた。生産停滞による前年以上にはげしい物価上昇と、この年後半に起きた米国のドル防衛政策など国際的影響を強く受けた国際収支の悪化は、71年経済情勢の大きな特徴である。

物価の高騰——国民生活の低下のため労働争議、大衆運動がひきつづき活発であった。石油製品値上げに反対するジプニー・ストを頂点に、メーデー事件、人身保護令停止に抗議するカロオカン市デモなど流血事件が相次ぎ、社会的緊張がつづいた。人身保護令停止によるアカ狩りは急進派の中心組織に打撃を与えた。

緊張のつづく社会情勢の中で、ミンダナオ紛争と共に共产党=新人民軍の活動は国家統合と体制維持にとって重大な性質の治安問題であった。前年來のミンダナオ部族紛争は、各部族私兵、政府軍の増強に伴って衝突、虐殺、報復の規模が拡大し、現地政争もからんで一年を通じて間断なくつづいた。時々の「和平」協定も一時的な妥協に終って問題は未解決のままである。共产党=新人民軍は北部ルソンに重心を移動させ、地域的に拡大の様相を見せるとともに軍事的な成長を示している。

態勢回復につとめ中間選挙を通して政権基盤の



押収武器を示して共産勢力の脅威を訴えるマルコス大統領（8月）

再確立をはかるというマルコス政権の期待は実らなかった。米不足、物価高騰、根づよい社会不安を背景に、政権不人気、野党との対立、与党内部の対立が深まった結果、政権長期維持のために人身保護令停止の非常措置に訴えることを余儀なくされた。中間選挙は全国的なマルコス政権拒否の反応を明らかにした。

対米関係の調整と対共産圏関係改善というマルコス政権の主要外交課題が国内事情のために十分な展開を見ないうちに、「卓球外交」「ニクソン訪中計画」と米国の対中政策は急速に変化し、その方向はゆるぎないものになった。これに合わせてフィリピンの対外政策も、「二つの中国」政策のワク内ではあるが中国の地位をはじめて認め、商業会議所代表団の訪中にともない米とココナツ油のバーター貿易が実現した。共産圏との外交・貿易関係樹立は当初日程から一年おくれ、年末に至

って原則的に承認された。対米関係では基地協定交渉がつづけられているが、本命の通商協定交渉が休止状態の間に米国の砂糖輸入割当量削減など、協定再交渉の必要性は増している。世銀援助グループの中で、米国援助を上回る円借款の負担を引受けたように日本の対比援助の責任は重くなっている。急激な米国の対中政策変更とアジア情勢の変化に対応して、地域協力機構、中でも ASEAN との結びつきが一層重要なものとなり、同地域中立化に原則的な支持を与えるに至った。

経済——おくれる回復

【財政・金融】 上半期のフィリピン経済を検討した IMF 調査団は、経済が全般として前年初以来の安定化政策に適応したことをみとめながら「慎重な金融財政政策〔維持〕のために今年後半、民間、政府両部門に対する信用が安定回復と国際収支改善計画に矛盾する規模で拡大しない」ことを求めた。政府、中銀は、前年以来の財政金融政策を継続したばかりでなく、L/C マージナル・デポジットに対する準備要件（8月9日実施、12月現在1億9400万ペソ）を中心に、要注意企業に対する制限措置拡大（3月）、自行役員、株主に対する融資制限（1月）、農村銀行再割引ガイドライン修正（4月）中銀債発行、など若干の流動性削減措置をとった。しかし他方では11月選挙に向けて、とくに下半期、民間資金を吸い上げる形で政府財政支出が急増した。

金融引締政策にもかかわらず国内流動性は増大し、年末の通貨供給高は55億6740万ペソと対前年比10.3%増大を記録した（前年は6.2%増）。年末現在の通貨増減要因を見ると、増加は主として対外部門から発生し（4億9190万ペソ）、9月末3億6020万ペソの減少要因だった政府部門も年末には1億3990万ペソの増加要因となった。これに対し民間部門は1億1180万ペソの減少要因となった。政府經常勘定は、輸出税、閏税収入を中心に受取りが年間で対前年比26%増となったにもかかわらず、支払は災害復旧や公共事業を中心にそれを上回って32%増大し推定8800万ペソの赤字であった（前年は1億0680万ペソの黒字）。中銀の政府への一時貸付限度と IMF の課した中銀貸出限度によ

って、中銀借入れを抑えられた政府は、10月後半例年よりはるかに早く政府短期証券（TAB）5000万ペソ、また中銀債第3次分2億ペソを発行した。これらは機関投資家（大部分銀行）引受けによる非インフレ財源ではあるが、民間流動性を低める効果をもった。L/C 準備要件、選挙前の預金大量引出し、ペソ・ドル・スワップ一時停止、年末輸入需要急増、輸出不振と輸出代金受取りのおくれなどが集中した10月後半以降民間金融は著しく逼迫し、銀行間コール・レートは11月一時、最高24%を記録した。

中銀債の12月末現在消化高は2億7600万ペソ、特別中銀債は同じく1億4500万ペソ、合計4億2100万ペソであった。前者の売り上げは政府の米増産突貫計画の主要財源とされ、後者はL/C 準備要件のため銀行向けに発行された。

【生産回復状況】 政府は71会計年度の実質成長率は5.5%と4カ年開発計画（71—74年度）の目標4.5%を上回った回復を示していると判断、対比協議グループを経て改訂4カ年計画（72—75年度）を策定した。新4カ年計画は4年間の平均成長率の目標を、旧計画の5.5%から6.9%に高めている。経済審議庁（NEC）の第3四半期現在暫定推計では1971年の実質成長率は前年の5%に対し6.5%，各産業とも着実な回復を示したとしている（統計第2表参照）。しかしこれは例年の1955年基準とちがって1967年を基準としている点で問題がある。ここでは主として1～9月の生産量統計にもとづくとみられる中銀年末報告に拠る。

製造業は6.8%の生産増加であったが、これは前年1.9%増にすぎなかった非耐久財の生産が8.7%伸びたことによる。飲料17.9%，繊維15.4%，食品9.4%など需要の強い生活必需物資を中心に昨年の生産停滞を埋めた。これに対し耐久財生産は1%減少となり、とくに木製品23.5%，輸送設備14.5%，家具12.0%の落込みが大きかったが、非電気機械88.8%，機械以外の金属製品17.9%の急速な回復がめだった。同様の傾向はマニラ民間建築許可額（1～9月）にも見られ、総合16.4%（前年22.4%），非住宅28.9%（前年36.1%）と続落した中で、住宅は31.4%増（前年21.3%減）で、政府住宅計画もあって前年手控えられた消費需要の

回復がみられるに対し、設備投資需要は減退をつづけている。また、投資面では1~10月のBOI新規投資申請は件数で26.4%，投資所要額で18.2%，資本設備輸入申請件数で16.2%，同申請額で73.5%，いずれも前年同期を下回った。このように非耐久財をのぞき生産回復がおくれ、投資意欲が冷え切っているのは、昨年来の経済安定化措置による原材料輸入・労賃・金融コストの上昇、労働争議など社会不安、政情不安の要因に加えて米国新経済政策による環境悪化があったからである。

71作物年度の農業生産は前年度の5.5%増に対し2.2%増にとどまった。うち食糧作物は2.0%（前年度7.7%）増、輸出作物2.6%（同3.0%）増であった。食糧生産の停滞は深刻な主食不足を生じて今年の物価高騰の主因となり、当初一時的、局地的現象として「投機・退蔵」行為を非難していた政府をして米46万トンの輸入に踏み切らせた。政府は年度中の台風禍（今年は13回）、ウィルス病「ツングロ」、ねずみ・いなごの発生、主産地における社会的騒乱などを原因として挙げているが、IR系高収量品種の病害に対する欠陥、肥料・農薬価格高騰に伴なう投入量減少、政府流通機構RCAの破綻などマルコス政権の農政自体に帰すべき点が多い。ことに4月の新指定で21州に拡大した農地改革区の実際の進展状況に欠陥が多いことは今では周知のこととなった。政府は農地改革法改正案と農地改革特別基金法案を成立させ、選挙を前に農業保証基金を設置した。年末には主食生産打開の突貫計画を策定した。

鉱業生産は米国新経済政策と海外市況悪化の影響で、前年を上回ったのは金9.2%，鉄鉱石25.2%だけで、他はクローム0.9%，銅18.7%，銀7.3%など軒並み増加が鈍った。

〔物価上昇〕 71年の物価動向は、前年来の生産停滞（とくに主食）が根底にあって、過剰流動性、ペソ切下げ・国際通貨不安・海外インフレによる輸入コスト上昇、金融コスト上昇、一般的なインフレ性向が結び合って、マニラ消費者物価は総合で19.0%と前年の17.3%を上回った。とくに食品23.9%，衣類21.2%が大幅であった。国產品目（18.9%），輸入品目（19.0%）ともほぼ同一の傾向を示した。全国的米不足と流通の欠陥、中間選挙

に伴なう地方への資金撒布、地域的紛争などにより、マニラ以外の地域の消費者物価は1~9月で対前年比24.3%増と、マニラの19.4%を上回った。マニラ卸売物価は一部原材料品値下りもあったが、11月までの1年間に食料品26.2%を中心とした総合で13.1%上昇した。

非農業労働者賃金は上半期で、対前年同期比で熟練労働者9.2%，非熟練労働者16.8%上昇を記録したが、はげしい物価騰貴のため実質賃金はそれぞれ8.9%，2.6%統落した。

一方、社会不安、政情不安、金融逼迫、2%株式取引税（70年11月來）、銅市況悪化、など悪材料が重なって株式市場は不振をきわめ、取引高はマニラ証券取引所で75.2%，マカチ証券取引所で87.9%とひきつづき減少、1~9月の平均株価指数は、マニラ取引所で対前年同期比、総合で45.8%低下した。鉱業株48.4%減が不振の中心であったが、商工業、糖業株でも14.5%，7.7%とそれぞれ低下し、上昇したのは銀行株14.9%，保険株2.0%上昇であった。

〔対外取引〕 上半期ほぼ均衡を保ち、前年比でも改善していた貿易収支は8月以来の輸出不振により、年間としては、輸出は前年比6.5%増（前年は21%増）の11億1800万ドル（暫定数字、以下同じ）、輸入は11%増（前年3.7%減）の11億9600万ドルで、3360万ドルの赤字となった（中銀当初見込は3000~7000万ドルの黒字）。しかし外為収支は前年より黒字幅は減じたものの3550万ドルの黒字、中銀の純借入れ2530万ドルを差引いても黒字となった。民間サービス、短期資本の流入を中心に戸外受取りの増大が寄与した結果である（第1表）。71年末の外貨準備は3350万ドル積み増した結果2億4500万ドルとなった。なお回状304号によるドル建預金は71年末で2億0600万ドルに達した。

8月以来の輸出の伸び悩みはもちろん、主としてニクソン政権の新経済政策後の世界経済の波乱によるものである。すなわち、①すでに変動レートをとっていたペソはドルに連動し、日独などの先進国通貨に対し切り下げた形となつたが、世界的な通貨不安により輸出拡大効果はなかった、②輸入課徴金の影響は、当初推定で年間1152~1500

第1表 外為収支 (1970~71)
(100万ドル)

| | 1970年 | 1971年 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 貿易収支 | | |
| 輸出 | 1,049.9 ^{a)} | 1,118.1 ^{a)} |
| 輸入 | -1,032.1 | -1,151.7 |
| バランス | + 17.8 | - 33.6 |
| 貿易外収支 ^{b)} | | |
| 受取り ^{c)} | 593.3 | 650.8 |
| 支払い | - 582.2 ^{b)} | - 609.1 ^{b)} |
| バランス | + 11.1 | + 41.7 |
| 誤差脱漏 | - 1.8 | + 2.1 |
| 黒字 | 27.1 | 10.2 |
| 記録上調整 | - 20.6 ^{d)} | - |
| 中銀対外借入れ ^{e)} | 83.6 | 25.3 |
| 取入れ | (207.5 | 253.0) |
| 返済 | (123.9 | 227.7) |
| 外貨準備増(減) | 90.1 | 35.5 |

(出所) 中央銀行の1971年フィリピン経済に関する報告—
Business Day, 1972. 1. 12

(注)(1) 中銀対外借入れ関係取引はのぞく。

(2) 金および米国政府取引を含む。

(3) 外国銀行の中銀に対する直接預金を含む。

(a) 輸出控除制度によりみとめられた支払のため海外から引揚げた利益を含む。1970年は35.1(100万ドル), 1971年は32.0。

(b) 輸出控除制度による借入れの返済をふくむ。

(c) 商業銀行報告の1970年外為取引の誤差を修正。

万ドル, その後の米比間協議で, 割当以上のココナツ油輸出も免除が決まり, 対象となる品目(金額で約20%)も特恵関税率適用で課徴8%にとどまった結果, 8月15日~12月20日間の直接的な負担額としては120万ドルと軽微であったが, 輸出

を阻害する悪条件となった。③とくに米国新政策の結果としての世界的景気後退, なかでも日本の需要減退が, 木材・銅・ココナツ製品など国際商品価格低落を伴って深刻であった。ココナツの場合, 前年比単価はココナツ油で10.6%, コプラで9.7%低下した。そのほか米国西海岸の港湾スト, 71作物年度の輸出作物生産の不振も大きい。

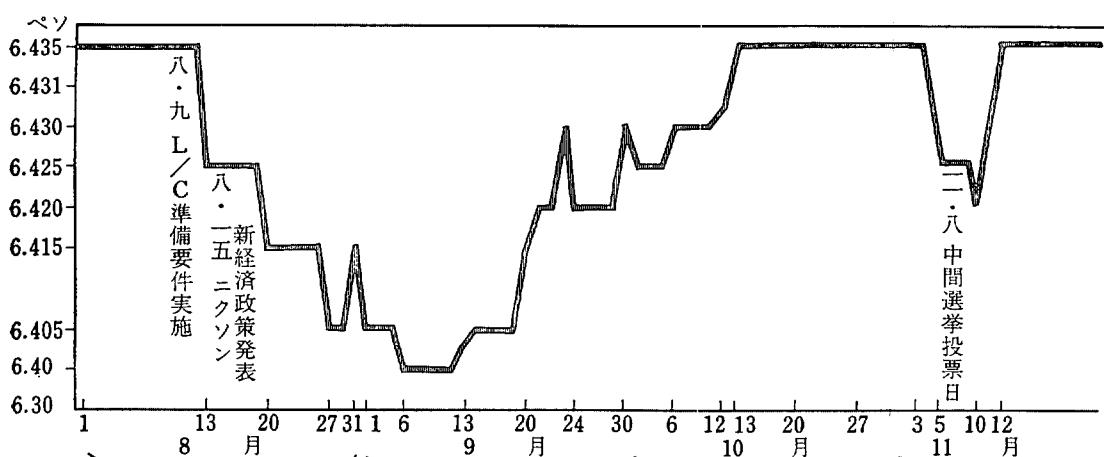
つれて輸出商品, 輸出市場の構成にも変化が生じた。商品では丸太・挽材は数量, 価額ともに大きく後退, 首位を砂糖に譲った。一方バナナ, セメント, 石油ピッチなどの輸出がはじめて500万ドルのラインを超えた。市場面では木材, 銅輸出の不振で対日輸出が後退した結果, 米国が貿易相手国の首位を奪回した。西欧のシェアは著しく拡大した。

IMFの要求もあり7月来, 資本財を中心に輸入制限を緩和したこと, 先進国の切上げ・海外インフレによるコスト増大, OPEC協定に伴う原油価格上昇, 大量の米輸入などの要因が重なって輸入額が急増した。

国際通貨不安によってペソ平価早期決定の期待は破れた。外為相場は, L/C準備要件にもとづく商銀のペソ貨需要急増とニクソン声明が重なった8月央~10月央, 選挙資金需要と一連の流動性削減措置が集中した11月上旬, 一時ペソ高となったほかは, 年間を通じ, 6.435ペソ=1ドルのガイディング・レートを維持した(第1図参照)。

中銀はIMFと4500万ドル, 日本(5月), 米国

第1図 ペソ対ドル相場(ガイディング・レート, 8月1日~11月12日)



(注) *Business Day* 1971. 10. 19の図をもとに作成。

第2表 1971年フィリピンの対外債務^(a)
(100万ドル)

| | 1970年12月31日現在残高 | 1971年中の取引 取入れ返済 | 1971年12月31日現在残高 |
|--------------|-----------------|--------------------|-----------------|
| 総額 | 2,214.6 (b) | 352.9 471.5 | 2,114.3 |
| 中央銀行 | 331.9 | 30.2 (c) 116.0 (c) | 246.1 |
| 政府 | 499.3 | 205.9 106.3 | 598.9 |
| IMF 引出し | 107.5 | 35.0 14.0 | 128.5 |
| その他 | 391.8 | 170.9 (d) 92.3 | 470.4 |
| 民間 | 1,383.4 | 116.8 249.2 | 1,269.3 |
| 回転短期輸入 信用 | 183.3 | — (e) — (e) | 201.6 |
| その他 | 1,200.1 | 116.8 249.2 | 1,067.7 |

(出所) 中央銀行の1971年フィリピン経済に関する報告
—Business Day, 1972.1.3

(注) (a) 暫定数字

(b) IMF 発行の SD)R(1970年末1,850万ドル, 1971年末3,510万ドルを除いて修正。

(c) 日本の外為銀行との回転信用更新2,000万ドルを除く。

(d) 米輸入資金に使われた信用, PNB のクレジット・ライン利用, 世銀, アジア開銀からの借入れを含む。

(e) 債務返済統計に含まれない1年以内のオープン・アカウントおよびD/P輸入から発生した債務を含む。

(6月)の銀行団と各5000万ドルのスタンドバイ・クレジット協定を結んだ。政府は71年中に对比協議グループを中心に、日本、米国、世銀、アジア開銀などから、農村電化・道路建設など社会資本計画と米輸入のため計1億4590万ドルを借入れ、同様に1億6550万ドルを細部交渉中である。年末現在対外債務残高は、対外借入限度法の債務返済限度（先立つ3カ年の年平均外為受取額の20%以内）に対し72年度は22%と超え、73年度についても19%と接近し、このため中銀対外債務運営部は73年7月までに償還、利子支払いのない借入れだけに承認を限定している。1971年中の対外債務返済圧力は依然強く、元本返済額は4億7150万ドル、同年外貨受取り額の26.7%であった。うち中銀1億3000万ドル、民間2億4920万ドル、府9230万ドルであった。71年末の対外債務残高は中銀が6480万ドル減少、政府、民間と合わせて1億0030万ドル減の21億1430万ドルとなった（第2表）。

第3表 労働争議発生状況

| | 喪失労働日 | | | |
|------------|---------|--------|-------------|---------|
| | ストライキ件数 | 参加人員 | 総数 (人・日) | 1人当たり日数 |
| 1957—60年平均 | 55 | 19,520 | 331,744 | 17.0 |
| 1961—65年平均 | 89 | 48,251 | 833,823 | 17.3 |
| 1966年 | 108 | 61,496 | 756,257 | 12.3 |
| 67年 | 88 | 47,524 | 696,890 | 14.7 |
| 68年 | 121 | 46,445 | 584,498 | 12.6 |
| 69年 | 122 | 62,803 | 1,066,642 | 17.0 |
| 70年 | 104 | 36,852 | 994,689 | 27.0 |
| 71年* | 156 | 61,159 | 357,316 | 5.8 |

(出所) Dept. of Labor —Manila Chronicle, 1972.1.18

* 1~11月

[社会運動の様相] 1970年1月の大衆運動の急発展から1年後、マルコス政権はまたもや同じ性質の運動に直面することになり、政治の進路にも大きな影響を受けた。前年末の原油関税引上げ政令にともない石油6社（全部外資系）が一斉に値上げを申請しこれを物価統制委員会が認めたことから、1月8日からジプニー運転手組合3連合会が全部参加し、これを各派学生団体が強力に応援する交通ストとなり、一時は首都圏の事業活動もマヒ状態となった。とくに13日のミランダ広場における支援学生集会では警察・軍の発砲で4人の学生が死亡し、マルコス政権は窮地に立たされた。マルコスはロペス副大統領一家がデモの背後で資金援助をしているとして「少数特権者（オリガーナ）圧力グループ」との対決を表明、いったん旧価格に復帰させて危機を乗り切った。

冷却期間後の値上げ承認（普通ガソリンなどを据置き、値上げ幅を縮小）に応じて再発した交通ストは組合側の態勢が乱れて腰くだけとなつた。闘争の前面に立った支援学生は一層急進化して多数の犠牲者を出した。フィリピン大学（UP）では警察・軍の進入をめぐって学生がバリケードを築いて籠城をつづける事態となった（「ディリマン・コムьюーン」）が、孤立化して自ら闘争を解除した。組合側は、学生急進派が争議を「流血革命」助長のために利用していると非難して絶縁を表明した。7月初め物価統制法失効の間隙に行なわれた石油各社の再値上げにもジプニー各組合の足並みは乱れた。

孤立化傾向を深めた急進派はさらに、「ミランダ

「廣場事件」後政府の行なった人身保護令停止と、「共産党=NPA フロント団体」を暴露・弾圧する精力的な「アカ狩り」キャンペーンで大きな傷手を受け、デモ、集会の動員数は低下した。さらに急進派内部でも、フィリピン労組連合(NATU)=フィリピン社会党(SPP)系と極左の愛国青年団(KM)、民主青年同盟(SDK)系との対立が深まっている。人身保護令停止で長期拘留された18人中でも社会党系の11人とちがって KM-SDK 系の6人は釈放されず他の57人とともに破防法違反で起訴された。ただ人身保護令停止を中心とする市民的自由の危機に対しては幅広い統一行動「市民的自由を求める憂慮する市民の運動(MCCCL)」が成立した。

土地改革法改正の推進(5~8月)においても、もっぱらジェスイット系自由農民組合(FFF)や農協連盟が担い手となり、急進派はもはやこのような改革に熱意を示していない。稳健派であるFFFの指導する土地闘争もタルラク、西ネグロスの例にみるように激しい実力行動の様相を見せ、その農民指導者が暗殺されるという事態も頻々と生じている。

[ミンダナオ紛争] 昨年来の、ミンダナオにおける、回教徒を中心にティルライ族、マノボ族、ビラアン族、クリスチャン入植者をまきこんだ部族紛争はさらに発展し、攻撃と報復の大量殺傷事件が間断なく続発し、解決を見せていない。紛争は最初コタバト州が舞台となったが、7月以来隣接の北ラナオ州にも飛火した。

ミンダナオでは從来から先住の少数民族(大多数は回教徒)が同化されることなく自己の社会を営んで入植のクリスチャンと共に存を保ってきたが、近來、人口圧力によりビサヤ方面からの移住がふえ、開発が奥地に向かうにつれ利害関係は複雑化するに至った。移住民とその背後の有力者による所有権が未確定だった土地のとりこみ、木材伐採権の争い、人口の変動に伴なう有力者間の力関係の変化、部族間の同盟と対立の関係などである。いったん共存関係が破れ、紛争が激化すれば先住民、入植者とも生命と生活の保護を有力者の私兵集団に委ね、これに投げるしかない。71年の紛争の中で、回教徒の武装集団—コタバト州の「黒

シャツ団」と北ラナオ州の「バラクダス」、ティルライ族の武装集団、イロンゴ族(ビサヤ地方)の武装集団「イラガス」が表面に現われた。

しかも政府の軍事的介入はこの情勢に拍車をかけた。「外国から煽動された反政府分子」「ミンダナオ独立をめざす反徒」と断じて警察軍と陸軍の大軍を送って鎮圧の態勢をとった。派遣された兵士はクリスチャンであり、紛争当事者イロンゴ族を含む。中立的な治安維持をこえた意味をもつことは当然である。回教徒側もこれに抵抗、8月には1500人の私兵団が政府軍と対峙した。2~3月、8月、9月と「和平」が成立しながらその都度紛争は新しく燃え上った。回教徒指導者の一人マタラム前コタバト州知事が以前から「ミンダナオ独立」をかけ、その私兵団「黒シャツ」が「ミンダナオ独立運動(MIM)」と通称されることは事実であるが、経過からみてねらいはむしろ回教徒問題クローズアップによる回教徒の利権保護、地位向上、自治拡大、それによる自己の政治力拡大にあると見られる。しかし、日ごろあらゆる面で軽視されている400万回教徒社会はいわば潜在的に分離要求をはらんでいるといってよい。とくに辺境に武力を擁する有力な政治力が存在すること自体国家統合上の重大問題である。そこに政府が「反国家的」性格を強調して弾圧、弱体化をはかる理由がある。

だが強行的鎮圧は両刃の剣である。解決が長引けば、国家統合の亀裂を回復不能の地点まで発展させるおそれがあろう。回教徒側では、政治的立場のことなる諸勢力・団体が一致して「異教徒に対する皆殺し」を国連、回教機構、回教諸国などにアピールして国際化をはかり、すでにリビアなどの反応が現われている。

71年末の全国赤十字集計では部族紛争の被災者、難民は8万3558家族、49万0605人であった。

[共産党=新人民軍の動向] マルコス大統領は8月、人身保護令停止に当って「ある外国勢力の積極的な物心両面の援助を受けている、マルクス・レーニン・毛沢東主義の教義と信念にもとづく、不法分子の政府顛覆の陰謀」について語った。また共産党=新人民軍「7、8月反乱計画」の情報を発表もした。これらはきわめて政治的なキャンペ

ーンであって、共産党=新人民軍(NPA)の実際の脅威がさし迫ったものでなかったことはいうまでもない。しかし共産党=新人民軍の活動がかなり注目すべき展開をとげていることは事実である。

活動開始当初の69—70年タルラク州を活動舞台としていた新人民軍は主力をイサベラ州に移し、その他ヌエバ・ビスカヤ、マウンテン、イロコスなど北ルソン各州、ケソン、リサール、ラグナ諸州、さらに南カマリネス州などビコール地方でも活動が現われた。つまり50年代のHMB(人民解放軍)以来のルソン島の背骨、シェラ・マドレ山系を活動舞台とし始めたのであって、生産・訓練基地や武器工場を構え、カガヤン渓谷の村々に村委会の組織をはりめぐらしているという。10月の政府軍発表によると、NPAはイサベラ州の8町110村を支配し正規軍175人、ゲリラ550人、民兵350人、同調者2万人を擁するという。これに対し政府軍側はラウイン機動隊1,200人を送り、バリオ自衛隊員100人を組織した。

NPAの軍事能力の充実も注目される。単純な伏撃から、飛行中のヘリコプター狙撃、さらにイサベラ州エチャーゲの機動部隊の前線指揮所夜襲、同州の歩兵大隊本部、機動隊本部など3カ所同時攻撃のように主動的でかなり高度な作戦も現われた。作戦規模も40~50人レベルとなった。エチャーゲ攻撃ではM-14、M-16自動小銃、M-79てき弾筒などを装備した約35人の突撃隊が地上のヘリ2機、軽飛行機1機などを破壊、15分後に無傷で整然と引揚げた。

ところで71年末の共産党再建3周年声明は党員数が68年末の1小グループから今では数千人に増大したとのべている。数はともかく再建以来の大衆運動の発展と急進派の発言力増大から考えて、急発展はまちがいない。この「毛思想の党」が米中接近の情勢をどう評価しているか興味ふかいが、今のところ国連の議席回復と蔣政権追放という「中国の外交的勝利」と「内外情勢の有利」という一般的論評以上には出ていない。

激化した政争

[党内対立の激化] 年明けの交通ストは8日間にわたり経済社会生活に重大な損害を与えること

もに、政権を世論の中で孤立させ、さらに政権、与党内部の亀裂を表面化させた。石油製品値上げの直接の根拠となった前年末の原油関税引上げ政令は、事前に根回しが行なわれていたはずであるが、閣僚や与党議員のある者はこの期になって関税率復元をいい出す有様であった。微税強化による財政安定はIMFとの約束であり撤回できるわけはない。支援学生デモが4人の犠牲者を出して最高潮となった1月13日、マルコス大統領は暗にロペス家を指して「圧力グループの少数特権家族」がストの背後で資金援助と煽動を行なっていると非難し、対決を表明した。ロペス副大統領は翌日兼任していた農相を辞任した。ロペス家も「利権をめぐる反対」という非難に反論し、所有する「マニラ・クロニクル」紙は従来からのマルコス批判を一挙にエスカレートさせた。

マルコス大統領はまた、大統領府予算の下院への流用問題を機として与党幹部のラウエル下院議長の追い落しを実現(3月末)、後任に自派のビリヤレアル議員を据えた。ラウエル家のホープで次期大統領選出馬をねらう弟サルバドール上院議員は「マルコス大統領が妻イメルダ夫人の大統領選出馬に道を開くためだ」と非難し、同じく弟ホセ三世は駐日大使を辞任した。

[ミランダ広場事件と人身保護令停止] 選挙戦開幕の8月21日、マニラの野党選挙集会で爆発事件のため9人の死者と約100人の負傷者が出て、ロハス総裁はじめリベラル党の上院議員候補者のほとんどが重軽傷を負う事態となった(「ミランダ広場事件」)。マルコス大統領は23日、全国的に人身保護令を停止する布告を発表し、「必要とみとめれば戒厳令布告も辞さない」とのべたが、実は人身保護令停止はすでにミランダ広場事件発生わずか3時間後に発効していた。22日早朝からは首都圏を中心に各所で手入れが行なわれ、約150人の急進派指導者、活動家が逮捕、拘留された。22~3日首都圏では5件の爆発事件が報ぜられ社会的緊張を高めた。

人身保護令停止は憲法上「侵略、内乱または暴動」の場合に限り公安上、大統領大権で逮捕状、裁判ぬきで容疑者を逮捕、留置できるという非常措置で1950~53年、かのフクダ反乱最盛期以来の

ことである。このためそれに該当する事態が現存するかどうか、市民権の制限をともなう非常措置強行の真意が問われ、広汎な反対運動がまき起った。政府側は、共産党=新人民軍の「暗殺、誘拐、放火、テロ」の「7~8月計画」の情報を流し、共産党=新人民軍のフロント組織として30数大衆団体のリストを発表したが、説得力を欠いた。政府側はつづいてミランダ事件はもとのNPA計画をアキノ上院議員がとりあげて実行した、としてこの野党幹事長で次期大統領選の有力候補に攻撃を集中した。同議員の共産主義者との長い間の「つながり」を実証するために投降してひそかに拘留中のNPA元幹部が使われた。最後には同議員の義弟がミランダ事件に使われた手投弾入手の容疑で逮捕、拘留された。

結局、政府は人身保護令停止の範囲を限定し、地域的に漸次回復し、12月11日最高裁の「反乱状態は存在しており、布告は有効」という判決を引出したのを機会に、年末には条件つきで人身保護令回復を発表した。長期間拘置された者のうち急進派指導者14人は他の57人とともに起訴されることになったが、反乱罪ではなく破防法違反としてあった。大統領は年末、1971年が共産主義者の政府顛覆と、ミンダナオ独立運動の分離宣言の目標の年であったが両方とも失敗した、とのべた。しかしこの期間に人身保護令停止を必要とした情勢が急速に改善したわけではない。共産党=新人民軍の「反乱と陰謀」を最大限にキャンペーンして、政治運営を制約するに至った左翼を弾圧し、野党の中心人物をそれと結びつけて叩くことによって中間選挙に勝利し、次期政権への敵対者を早期に摘み取るねらいと結論できよう。

[憲法会議] 6月1日開会した憲法会議は約2カ月を運営規則や人事構成の決定に費したあと、10月末からは51の下部委員会での起草作業に集中している。草案完成期限は72年6月12日（独立記念日）と設定された。この間、実質的成果としては中間選挙と同時に選挙年齢引下げ問題の国民投票を実施する決議ただ一つであって（これは最高裁判決で葬られた）、受理された改正決議案5,710件が示すような小田原評定であった。

議院制か、大統領制かという制度上の討議や議



中間選挙風景（11月）

事運営において伏線となってきた問題は常に、マルコス大統領の影響力排除、マルコス政権永続化阻止の問題である。現行憲法下で3選の可能性のないマルコスも、改憲による制度変更ないしは移行措置によっては政権延長の可能性が生ずる。またイ梅ルダ夫人出馬による「院政」方式の可能性もある。ミランダ広場事件、人身保護令停止布告以来、事件と布告の非難決議案や「マルコス大統領、同夫人、二親等以内の親族の大統領、元首立候補禁止決議」は、いずれもこの可能性に対する根づよい警戒を示している。しかしマルコスの会議に及ぼすつよい影響力によって前者は葬られ、後者は過半数の署名を集めながら陽の目を見ていない。

[中間選挙とその結果] マルコス大統領にとって中間選挙は現任期をこえて政権を事実上維持できるかどうかの重要な第一歩であった。再選當時表明していたような「中立的な大統領」というポーズはかなぐり捨て、人身保護令停止や露骨な反共キャンペーンという仮惜ない手段に訴えたのはそのためである。

しかし首都圏、中部ルソン、ミンダナオ紛争地などでもまだ人身保護令停止が解かれず、軍とROTC5万余が厳戒する中で行なわれた中間選挙は政府にとり惨めな結果に終わった。過去3回圧勝してきた上院選挙は野党が改選8議席中の上位6人を独占した。知事選挙は大体2対1の比率で与党が優勢であるが、前回から大幅に後退した。マニラはじめ首都圏の市長は大部分野党が押さえた。野党は從来の与党の金城湯池を含め全国的に進出し、上院選の得票比率では約6割を占めた。

与党の「実績」誇示が野党の「高物価、失業、政

治的腐敗、治安悪化」の失政批判スローガンに圧しつぶされるようなきびしい情勢であったことは事実である。ミランダ広場事件で上院候補ほとんど全員が傷ついた野党側が代理を立てて団結し、国民にアピールしたことも事実である。しかし何といっても「マルコス王朝」化阻止が与党の中でも有力となり、野党が争点を「マルコス自身」にしほるような情勢が決定的であった。対立関係にある党幹部ロペス、ラウレル、プヤット上院議長はいずれも選挙戦に積極的に参加しなかった。マルコスが手づからえらんだ自派のチャンピオン達は枕を並べて落選した。支配層の意思は経済・社会情勢悪化と政情不安定をもたらしたマルコス政権の政治運営に漸く不信を抱くに至った。

〔マルコス政権の今後〕 マルコス大統領が改憲や夫人の身代り出馬まで考え（大統領は9月以来その可能性を認め、夫人自身も「緑の革命」運動提唱や外遊によって準備を整えている）、非常措置によって政敵を叩き伏せてまで政権の永続化をはかっているのは、再選に伴う権力集中の論理的帰結である。閣僚から各省・政府機関下部に至るまでかつて党人、官僚の占めていた重要部署は「テクノクラート」と呼ばれるマルコス直系の新官僚群によって置き換えられている。軍首脳、党組織も自派で固めた。自派による部署独占は政権永久化の要求を生まざるをえない。

こうして冷飯組となった党人グループとの対立は決定的となる。ロペス、ラウレル、プヤット、いずれも古い党人であり、ロペス財閥、プヤット財閥など財界の有力な流れを背景にもつ。かつてマルコスを信任させた強引で「革新的」な政策展開は第2期を境に、財界主流をして次第に信を失わせてきたかにみえる。第一、政策展開を支えてきた客観条件は内外ともに失われつつある。農地改革の失敗や米自給政策の破綻のように体制内改革の可能性は一層せばまた。支配層が期待をかけた対米関係の有利な調整の課題も、インドシナ撤退方針、ニクソン・ドクトリン、対中和解などが相次ぎ、かつてのような大胆で実利的な交渉のできる環境ではなくなったといってよい。

マルコス大統領は選挙後、野党との和解を約束し、国民の協力を訴えた。選挙結果に国民の意思

をよみとて政権延長の企図は放棄したのであろうか。72年の政治プログラム、6月草案完成—11月国民投票にはその回答が現われよう。政権独占の要求は権力自体の論理によって強いが、大勢にそむいてあえて権力維持をはかるうとすれば、最近のきびしい情勢とマルコス政権の硬直した行動からみて、支配方法の変更をふくむ大きな転換を余儀なくされるかもしれない。

国際環境の変化とフィリピン

〔共産圏関係〕 1971年はじめ、長らく宿題となっていたソ連、東欧との通商・外交関係開設の問題が日程にのぼっていた。1月6日のマルコス演説は「ソ連との外交関係樹立は今や単に時間の問題である」と述べている。25日の年頭教書では市場多角化と現実の承認という観点から「今やソ連と東欧社会主義諸国に門戸を開くべきだ」として最重要外交政策とされた。

しかしソ連、東欧との関係樹立は1月8日の閣議で承認されたまま、最終決定をする外交政策会議は三度にわたって延期されてついに最終決定とならなかった。5月のロムロ外相記者会見では「関係樹立には国会のイニシャチブが必要だ」として、明らかに從来より後退した。その後は①ECAFE会議を機としたソ連、東欧代表の来比（4月）、商業会議所代表団のソ連、東欧訪問（6～7月）、プヤット上院議長のソ連東欧訪問（10月）など人的交流がやや活発化し、②ルーマニアとの石油採鉱技術協力契約（民間）や、ソ連・ユーゴ船の寄港、ポーランド向けセメント輸出承認などが注目されるが、いずれも「ケース毎」という從来の線をくずしていない。

外交政策会議が「東南アジア中立化」とともに「社会主义圏関係緩和」を原則的に承認したのは11月20日であり、さらにユーゴ、ルーマニア、チエコを選んで外交・貿易関係開設設計画実施を決めたのは12月15日であった。つまり実現に1年を要したことになる。前年末以来対ソ関係打開に政治的主導権回復の足がかりを求めたマルコス政権は、年初以来の国内政治面の難問続出によって主動性を失ない、中間選挙前にはついに大幅な政策展開が許されなかつたのである。米中接近の新情

勢も対ソ関係の再検討を促した。

[对中国政策の変化] 共産圏関係改善の経過の中でも中国は常に例外的な扱いを受けてきた。米国の対中包囲体制、中国革命以来の台湾との緊密な関係、国内華僑対策、「毛思想」をかける国内共産党=武装勢力の活発化などを考えれば中国関係凍結の態度も当然といえる。しかしニクソン・ドクトリン後のアジア情勢の行方を憂えるこの国が、米国の対中国政策転換の事態に見せた感覚は鋭く、米国の転換に自国の政策を急速に調整しつつある。

中国側は「卓球外交」開始と同じころ、フィリピン商業会議所代表団を広州交易会に招待、フィリピン政府の了解で記者団を含む30人の訪中が実現した。代表団に対し周首相は「中国側はフィリピンとの外交通商関係樹立を歓迎する」として友好的交流や経済関係から外交関係を促進することを呼びかけた。訪中は参加した各業界に食料品、小型機械類と一次産品との交易の可能性を認識させ、結局民間ベースの形で、中国から米1万トン(71万ドル)、フィリピンからココナツ油3,000トン(84万ドル)のバーターが実現した。実現に努力したタンコ農相は年末には、明年の大量買付けの必要から、中国からの直接輸入の権限を大統領に求めた。このほか青年学生代表団(8月)、婦人代表団(9月)が訪中した。

一方、政府はすでに5月はじめ外務省に特別機関を設置して中国国連加盟問題に対する態度を再検討し始めた。マルコス大統領はニクソン訪中発表前日、ASPAC会議開会式で、米中の平和的協力の方向を歓迎し、アジア太平洋の中立化と集団防衛を示唆した。訪中発表半月後にはフィリピン政府は台湾の議席維持を条件に中国の国連加盟支持の方針を決定した。結局、国連総会では米国案の共同提案国となった。

このように米国の転換に追随した上でかつ「二つの中国」のワク内であるがフィリピンはとにかく、はじめて中国の国際的地位を公的に確認した。国連決議後も台湾との関係維持をくずしていないが、「中国との接触増大の見通し、機会、問題点をより深く検討」する必要を確認しており、中国との関係は展開の可能性をはらんでいるといえ

る。米国の「二つの中国」自体きわめて過渡的であり、バシー海峡をへだてた台湾の地位の変動には鈍感でありえないからである。

すでに最近の改憲論議における国籍の属人主義から属地主義原則への改正提案は、将来の対中関係改善にそなえて国内中国人を積極的に同化しようとする政策がうかがえる。またニクソン訪中後のアジア情勢を検討するアジア首脳会議の提唱、ASEAN会議での東南アジア中立化原則的支持、米中日ソ4カ國の中立化保障構想、自立的軍事力拡充方針(軍定員を6万人から8万人に)、いずれも米中接近後のアジアでの生き方の模索を示している。

[対米関係] 国益の観点から米国との諸関係(なかでも通商関係)を再交渉・調整することが最重要の外交眼目であることは変りがない。米比基地協定の事務レベル改訂交渉が煮つめられ、比側は裁判権問題を中心に地位向上をはかった。しかし被告米兵帰国事件の経過をみても穩便な解決がはかられており、米軍の経費削減措置の進む中で比側の交渉力は後退している。

通商協定の本交渉が改憲の行方待ちになっている間に、協定に定められた協定失効前の協議期限(71.7.1)は経過した。フィリピンの輸出入に占める米国の比重が年々さがってきた上に今回の平価調整措置は日本、西欧への輸出をより有利にした。交渉準備のため経済関係各省首脳による外国投資調査委員会設置(8月)のほか、BOIや民間による米国企業移譲問題の論議も行なわれている。

しかし協定による協議期限経過でフィリピン側が再交渉を断念したわけではない。交渉が休止している間に、現実面ではむしろ通商協定の役割を示唆するいくつかの事件が起った。①71年米国砂糖法審議に当って米国議会は、フィリピンなど大口割当国の割当量を削減して国内業者や南米諸国を中心追加・新規割当を行なった。政府、業界のロビーイングや上・下院の割当維持要請決議も空しくフィリピンの割当量は約19万トン削減された。伝統的に米国市場に依存し近年増設で生産力を大幅に拡充した業界はもとより、政府にとっても米比特殊関係清算が経済面で現実化したものとして大きなショックであった。政府は業界に多角

化の方策の検討などを求めたが、米市場依存で国際競争力を失なっているフィリピン糖業に早急な打開は期待できない。米国市場の割当を望む国の多い中で、フィリピンが依然大きなシェアを保持できるのはL=L協定による基礎割当(98万トン)という特殊関係があるからである。砂糖法の変化に耐える基礎割当の保証をL=L協定に代る協定に求めるのはまちがいない。②8月以来米国が課した輸入課徴金も通商協定による輸入割当品目は対象とならず、対象品目も特恵関税率適用によって8%にすぎず、むしろ第三国に対して競争力をもつことになった。割当量以上のココナツ油輸出は協議の結果免除となった。こうして8~12月にフィリピン側が負担した課徴金は実質120万ドルにとどまった。③フォード自動車のマリベレス保険加工区進出計画のように多国籍企業の進出戦略が姿を現わしている一方、米国の対比直接投資残高は1970年、8年ぶりに3200万ドルの減少を示した。3200万ドルの資本引揚げのほかに、利益再投資がわずか100万ドルにとどまったことが注目される。一般的投資環境の悪化に加えて、通商協定交渉の行方と74年以後の地位が不明確なことをいや気したものであろう。パリティが74年限りであることは両国が公式に確認しているところであるが、フィリピンの求める特恵存続と見合いの米国既得利権とパリティ分野以外での内国民待遇の行方は不分明なままである。年末、比米有力財界人で構成するフィリピン協会会報が憲法会議作業委員会草案の「社会主義的、超民族主義的」傾向を非難して物議をかもしたこと、財界の期待の所在を示すものとして注目される。

[日本およびアジア関係] 日本は米国に先がけて為銀15行の対比スタンダバイ・クレジット協定を更新し(5月)、対比協議グループの中でも最高額の6500万ドルの商品・プロジェクト借款供与を決定(米国は5500万ドル)、ドル防衛に忙しい米国

の負担を着実に肩代りしつつある。森永投資調査団(1月)、政府派遣の土井使節団(3月)の二つの大型使節団が訪問した。米国新経済政策は、円切上げ、日本の景気後退という媒介によってフィリピンに大きな打撃となった。下半期の国際収支の逆調はこれが主因であった。

日本の影響力が増大し、日本への依存が深まる中で、警戒と反発も強まった。4月、マニラ・タイムズ紙にはアテネオ大学教授有志の「低賃金労働力と天然資源を収奪する日本の“援助”」を非難する投書が現われ、さらに5月にはマセダ商工相のような政府高官が、フィリピンを原料供給源、製品市場とする日本の「経済侵略」を激しく非難し警戒を促した。年末には下院商工委員会が証券取引委員長を喚問して日本企業の「違法な営業」の調査を開始した。

米国の対中接近に伴うアジア情勢の変化に対応するために、地域協力、ことにASEANへのフィリピンの外交的取組みは真剣となった。ニクソン訪中発表後いち早く、中立諸国を含めたアジア首脳会議を提唱したマルコス大統領は結局、当面はASEAN首脳会議の実現に力を注いでおり、この関連で11月のASEAN外相会議では東南アジア中立化というマレーシア提案に原則面で歩み寄った。フィリピンがなお将来米国との軍事的結びつき存続を期待しているのはもちろんである。しかしアジアにおける米国の約束縮小傾向が中米接近でより確実となり、中国の影がのびてきた以上、事態の進行におくれたくなれば自国の防衛力充実、地域協力の発展と諸大国の共同保障体制の検討は怠れない課題となつた。経済的にもASEANを中心とした部品の分業生産に立つ自動車国産化計画など、地域協力はより具体化した。

ASEAN諸国中ではインドネシアとの経済技術合同委員会(7月)で両国間懸案を処理し、とくに木材の計画的生産・輸出などで共同歩調を確認した(10月)ことが注目される。

重 要 日 誌

1月

1日 ▶ CPP、軍将兵へ呼びかけ——フィリピン共産党は軍将兵に、共産党とフクの指導する大衆の革命闘争に参加せよという、全文760語の呼びかけ（アマド・ゲロ中央委議長名）を発した。

2日 ▶ 軍の忠誠チェック実施——マルコス大統領はバギオ市での記者会見で、「軍は所属員で左翼的傾向の者を狩出すためにある種の忠誠チェックを行なっている。フクの運動は、ことにスムロンが投降しタルクが死んだ後は、もはや重大な脅威ではない」と言明。

3日 ▶ 建設資材をクレジットで供給——マルコス大統領は、台風被害のあった地方だけでなく全国の村長に、セメントその他建設資材のクレジット・カードを支給すると発表。開発プロジェクトが国庫の現金不足のため停滞することを防ぐため。

4日 ▶ マニラ市長、燃料値上げ許可——マニラ市のビリエガス市長（マニラ物価統制委（MCC）委員長）は市内石油業者、ガソリン・ディーラーに燃料新上限価格を定めた行政命令を出した。新小売価格（リッター当り、単位センタボ）：ディーゼル油25(+3)、普通ガソリン33(+2)、プレミアム・ガソリン37(+2)。灯油、船舶用燃料、LPGは据置き。

（注）これにもとづき物価統制委（PCC）は9日、石油製品価格上限を設定した。公示後10日で発効、有効期間3ヶ月。

6日 ▶ 「対ソ国交は時間の問題」——マルコス大統領は州プレス・クラブ連合会で演説（代読），「ソ連との外交関係樹立は今や単に時間の問題である。社会主義圏との新しい関係はフィリピン共産党の復活を助けるかもしれないが、いやしくも共産主義者の問題を処理すべきなら、新しい方法、別の条件で処理すべきだ」と述べた。

8日 ▶ 閣議、対共産圏関係樹立案承認——閣議は外交政策の自立性を高め、市場を拡大する目的で社会主義圏との関係を樹立する提案を承認、あとは外交政策会議の態度決定を待つだけとしている。一方ロムロ外相によると、米比諸協定の事務レベル会談は今月中にマニラで開始される。

▶ ガソリン代値上げ反対でジプニー・スト——この日午前6時から開始（～16日）。参加組合——マニラ・郊外運転手組合（Pasang MASDA, 46組合）、フィリピン運転手連盟（PCDO, 10組合）、運転手組合自由連盟

（Mapagsat, 10組合）。各学生団体支援。

▶ 国産品の販売税引下げ——ビラータ蔵相は、輸入部品が全体の20%を超えない若干の国産品の販売税を7%引下げた。——レコード、銃器・弾薬・扇風機、電気、ガス・石油温水器、アイロン、電気・ガス・石油調理器具、装飾家具、テーブル、机、椅子、ショーケース、書棚、ロッカー、キャビネット、絹・毛・リンネル・ナイロンなど合成・化学繊維、玩具類。

9日 ▶ タルラクで PC、フクと交戦——警察軍パトロールはタルラク州コンセプシオンの Santiago 村で Ben Sangguyo (Pusa 指揮官) 鷲下の10人のフク・グループと交戦1人を殺した。

12日 ▶ 大統領、石油業経営者と会見——スト解決の第一歩として、設置予定の大統領石油委の調査勧告までガソリン価格の暫定的引戻しを受入れるよう要請。

13日 ▶ 学生デモで4人死——午前のジプニー運転手行進にひきつき、午後学生のスト支援行進が行なわれた。マニラ警察はミランダ広場の集会使用を不許可として規制、警察・軍の発砲と薬箱爆弾爆発のために学生ら4人が死亡。この日ジプニー・ストのため工場、銀行、商店などは閉鎖され、首都圏のビジネスと生産活動はマヒ状態におちいった。

▶ 石油会社、ガソリン一部引下げ決定——ディーラーに対し、普通ガソリンに限り1リッター当り1センタボ引下げるよう指示。ジプニー指導者は旧料金復帰を要求してこれを拒否した。

▶ 大統領、「圧力グループ」との対決表明——マルコス大統領はテレビ演説で要旨次のように述べた。

若干の「圧力グループ」がジプニー・ストに資金を出し、煽動して暴力に向かわせているという情報がある。暴力がつづけば憲法上の非常権力（人身保護令停止と戒厳令公布）を行使するしかなくなるだろう。

関税引上げはガソリン値上げに何の影響もない。石油会社はすでに1センタボ引下げ要請に同意した。私は大統領石油委員会を設置した。

今後は圧力グループの少数特権家族と妥協することはない。

14日 ▶ ロペス、農相を辞任——ロペス副大統領は兼任していた農相の辞表を提出、マルコス大統領は即時受理した。これについてマルコス大統領は以下のように語った。

ロペス家は、ペット・プロジェクト（潤滑油工場、石油化学コンプレックス、カルテックス社買取り、ラグナ湖開発プロジェクト問題）に反対されたため、先日の暴力デモを支持した。彼らの支配するメディアは、私の人格に関し悪意ある攻撃を行なった。同ブロックに属する他の役人の辞任を予期する。ロペス家との対立が与党にヒビを入れることはないだろうが、同ブロックが野党と同盟したり移籍する可能性もある。

(注) 同日フィリピン石油社 (Meralco 証券子会社) Eugenio Lopez, Jr. 社長はこれに反論する公開状を発表した。

15日 ▶PCC 石油価格復旧命令——物価統制委員会は大統領覚書に基づき緊急会議を開き、各石油会社に16日正午から石油製品価格をジプニー・スト前の水準に暫定的にもどすよう命令。7日間に公聴会を開き合理的価格を決めるとしている。この結果ジプニー3組合は16日正午からスト解除を決めた。

17日 ▶BSDU 員、NPA に投ず——タルラク州カパスのバリオ自衛隊 (BSDU) の行方不明メンバーは PC 監督員2人を処刑して新人民軍に投じた。共産党機関紙 *Ang Bayan* は、Sto. Domingo 村の10人は PC 第511レンジャー中隊の一等兵2人に対し「革命裁判を執行」して12日新人民軍に加わったという、10人の次の声明をのせている。

兄弟たちよ、同胞よ。われわれは BSDU 員としてフィリピン軍から脱走することを決意し、フィリピン大衆の眞の擁護者 NPA によろこんで加わった。われわれはバリオ人民から引出していた強制的徴集が、彼らを苦しめる「のどのとげ」となり生活向上の障害になったことを知った。この理由から、前から応募していたのがみとめられてわれわれは昨夜心から NPA に加わった。処刑前2人はカパス10人虐殺を自白した。

19日 ▶コタバト紛争で死者35人——コタバト州知事、PC 司令官、町村役員の会合で発表されたところによると、過去数日間同州 Alamada でクリスチャン入植者と回教徒との間で戦闘がつづき、死者35人、負傷者20人、家屋焼失38戸の被害を出した。周辺各村住民は町の中心部に避難した。

20日 ▶1.25 デモに不参加呼びかけ決議——Raul S. Manglapus ら憲法会議代表グループ12人は1月25日予定のデモについて次の決議を行なった。

暴力革命、戒厳令いずれにせよ憲法会議開催を失敗させる。1月25日のできごとはそれらに口実を与えるかもしれない。それ故国民に社会民主主義の平和の旗

の下に結集することを呼びかける。25日には暴力と戒厳令に受身の抵抗をせよ。首都圏の住民は家に留まり街路を空にし、暴力と戒厳令への反対の意志を明らかにせよ。

(注) 翌日穂健派4青年団体 (NUSP, Lakasdiwa, KASAPI, YCSP) は、1.25 デモから手を引き議会主義的方法を追求し、「左翼革命家」と最終的に絶縁すると表明。

22日 ▶米系石油2社本社で爆破事件——マニラ市エルミタのエッソ・フィリピン本社で午後8時25分3発の爆弾が爆発、死傷各1人。5分以内に付近のカルテックス・フィリピン本社でも爆発、負傷2人。現場に「人民革命戦線」名のリーフレットを残した。

23日 ▶北ベトナム、対比呼びかけ——駐ラオス Nguyen Giap 北ベトナム代理大使は記者会見を行ない、「われわれは“フィリピンの変化する外交政策”に深い関心をもつ。わが国はフィリピン議会のえらばれたメンバー、その他政府官吏、記者団若干が訪問するのを歓迎する。フィリピン人の将来の訪問が友好関係の樹立に至るのを希望する」と述べた。

▶2,000人の官邸デモ——自由農民連合 (FFF) の計画・指導で、社会民主戦線に結集する学生、労農団体 (PAFLU, NUSP, Lakasdiwa YCSP, Kasapi) が反封建地主、反寡頭支配制、反帝国主義をかかげて大統領官邸デモ。

▶IMF との協議終る——中央銀行は過去1週間行なわれた IMF チーム (团长 D.S. Savkar 博士) との協議終結を発表、IMFへの出資割当増額により可能となった IMF 資金追加使用を含め新スタンダードバイ・クレジット引出しの可能性を討議し、予備協定に達したと述べた——クレジット・トランシュ 3300万ドル、ほかに金ドル出資引出し、SDR 第2次割当 (今年1月1日発効) 1659万ドルが使用できる。使節団はフィリピン経済が記録した成果に全般的に満足の意を表明。

24日 ▶石油協会、ルーマニアと協定——同日付マニラ・タイムズ紙によると、先週ルーマニアから帰国した Alejandro A. Lichauco フィリピン石油協会会长は、ルーマニア政府と同協会との間で石油探鉱技術援助2協定が調印されたと発表。なおルーマニア政府は非鉄鉱物の精錬プラント、精錬所建設、探鉱設備・サービスの支払いにパートナー可能な商品をよろこんで受取るといふ。

25日 ▶「1971年第1回人民議会」——70団体1万2000人が7カ所から議会に向けデモ行進したが、議会付近要所は親マルコス派諸団体が先に陣取り接近できず、平穏に終った。この日政府軍1,000人が展開され、市内の商店は閉鎖されビジネス活動はマヒ、人出、交通量も少な

かった。

♪年頭教書で「民主革命」を強調——議会開会式に出席したマルコス大統領は正午すぎ（例年は午後5時）年頭教書を朗読、1971年は社会秩序再形成のため「眞の民主革命」を進め、「外交・国内政策の方向を変えをする年」と強調した。

（注）通常国会（1月25日～5月20日）。

♪コタバトで紛争つづく——コタバト州 Alamada の Bas 村で、Iranon 族の待伏せ襲撃で PC・警察側の被害は累計死者2人、負傷7人となる。Iranon 族も死傷多数。この後 PC 10 チーム、70人は同 Purawayan 村の Iranon 族の砦を攻撃、12人を殺した。

（注）21日には同州 Glan の Sumiril 村で回教徒家族が Manobo 族グループにおそわれ、8人死、2人重傷。27日には Palimbang の Quisec 村でビサヤ3家族が10人の原住民におそわれ死者4人、重傷者4人。昨年12月29日以来1月末現在の紛争死者は累計50人という。

28日 ♪世銀、米生産技術援助ローン供与——世銀広報部発表によると、世銀はこのほどフィリピンの米生産技術打開を援助するため1430万ドルのバンク・ローンを承認した。主要米生産地で民間の近代的な米加工・貯蔵所建設に使用され、期限19年（据置4年）、年利7.25%。

♪PCC、石油価格決定——物価統制委は公聴会の結果、次の通り石油価格決定：普通ガソリン、灯油、潤滑油、1月6日以前の掲示価格に据置き、プレミアム・ガソリン37セントタボ、自動車用ディーゼル油25セントタボ。

29日 ♪外交政策会議理事会3たび延期——外交政策会議理事会は対社会主義圏関係改善策の討議を11日、28日、29日と3度にわたり延期した。

（注）2月9日付マニラ・プレティン紙によると、インド、シンガポール、タイ、国連、パキスタン、イス、イタリー、西ドイツなど10カ国の在外公館はすでに、社会主義圏とくにソ連との外交、貿易、文化関係樹立を支持する報告を提出。

♪NATU から3組合脱退——Ignacio Lacsina 全国労組連合（NATU）委員長は、Bee Guan 労組、バンカーズ・クラブ労組、Zulueta 会計事務所従組の3組合の NATU 脱退を発表、E. Voltaire Garcia II グループの企てた「左翼小児病的分子」のクーデタ計画は失敗したと述べた。

30日 ♪1・30 事件1周年記念「人民議会」——昨年の1・30事件の4殉難者を記念して学生、労働者による「人民議会」がメンジオラ橋で行なわれた。諸団体1万人が参集、夕刻から翌朝まで。

2月

1日 ♪ロムロ外相、新外交路線説明——ロムロ外相

は下院外務委員会に対し、新しい外交政策について次の説明を行なった（翌日同委は全会一致でこれを支持）。

フィリピンは「独立的かつ整然とした」新しい外交推進をはじめるべきだ。米国だけとの一方的同盟から脱し、よりバランスのとれた同盟をはじめらるであろう。世界に対する姿勢を改めるときめを一段一段、たしかめなが進めるべきだ。許されるなら中国とも交渉を開始するが、台湾との友好関係は重大な要因として考慮すべきである。

♪ふたたびジブニー・スト——1月28日の石油製品価格引上げ決定に抗議して Pasang MASDA, Mapagsat の2ジブニー組合は早朝からストライキに入った。Pasang MASDA の Lupino Lazaro 委員長は一時逮捕された。警察側員2,500人。

翌2日には15漁業組織が全国で値上げ抗議の出漁ボイコット。

♪UP などで支援行動——フィリピン大学学生はジブニー・ストを支援して構内にバリケードをきずきバス、ジブニーの入構を阻止。その際のトラブルで1教授が発砲して1学生に重傷を負わせた（のち死亡）。午後ケソン市警はバリケードに突入して24学生逮捕。

マニラの学校地帯でも3,000人が路上を占拠して500人の警官と衝突。

2日 ♪キャンバスで衝突つづく——マニラの学校地帯でストの学生が重要地点でバリケードをきずいたため公共交通の90%が止まる。サント・トマス大学では学生が警官と5回にわたり衝突、発砲で死者3人（学生2、少年1）、負傷36人。

UP では学生がバリケードをきずき「解放区」宣言。武装したケソン市警と警察軍が進入し52人逮捕、学生の逃げこんだ2女子寮にも催涙ガス攻撃をかけ、1学生重傷。夜 UP 学生・教職員はケソン市庁、警察署に抗議デモ。

（注）マルコス大統領は4日ロペス学長の要請を受け、ケソン市警と警察軍の UP 構内からの引揚げを命令、学内秩序維持を大学当局に委ねた UP は事実上バリケードにこもる500人の学生職員、従業員の管理下におかれた（「ディリマン・コミュニーン」）。

4日 ♪ジブニー・ストで死傷者つづく——ジブニー・ストに伴う薬箱爆弾爆発やトラブルで、死者3人、負傷者10人。

5日 ♪NEC ポーランド向けセメント輸出承認——さきに承認されたユーゴー向けクロム鉄鉱石輸出につづく対共産圏2度目の輸出認可。対社会主義圏貿易全面開始問題は從来通り「ケース毎に」処理される。

♪PLA がジブニー・ストに反対申入れ——13の労組

連合会が加盟するフィリピン労働者同盟 (PLA 150万人) の Roberto S. Oca 委員長はマルコス大統領と会見して PLA の宣言を提出。傘下の交通一般労組 (PT GW), とくにバス労働者からストのため生計が立てられないとの苦情が出ており、交通ストにおける「無法と暴力行使」を排して早急に正常の活動に復するよう申入れた。

▶NEC コーン不足を認定——経済審議庁 (NEC) は今年3月30日までにイエロー・コーン3万トンが不足すると認定。

(注) 各省間委員会はさきに71年中に15.8万トンの不足認定を勧告している。

▶NSL, 石油製品値上げ抗議行進——全国学生連盟学生500人は政府軍の UP 進入、学生の死、軍事化を非難した。警察側と衝突、発砲と催涙ガスに対し投石と薬箱爆弾で対抗、負傷者多数。

7日 ▶債務未返済企業143社公表——マルコス大統領は、PNB, DBP, GSISなど政府金融機関から25万ペソ以上を借りながら返済しない違反企業143社のブラック・リストを発表。またリカラス中央銀行総裁は公認銀行にこれら企業のドル買入れ、L/C開設の申請に際しては中銀に照会せよと指令。

8日 ▶最高裁、フク団員の刑期短縮——最高裁は、他の罪と複合した謀反罪で無期判決を受け、上訴しないで服役していた元フク団員5名は、単純謀反罪（最高刑期12年）によりすでに13年間服役したとして釈放するとの判決を下した。

(注) 最高裁は1964年すでに作家 Amado Hernandez のケースで複合謀反罪は成立しないと判決している。

▶UP 学生、バリケード撤去に同意——UP 学内に籠城中の「ディリマン・コミュニーン」臨時役員会は、アモラント・ケソン市長の最後通牒に同意し（翌日バリケード撤去）、同時に大学当局に石油旧価格復帰と軍警学内立入禁止など8項目の要求を提出した。

9日 ▶「石油値上げ反対人民議会」——午後約1万の運転手、労働者、青年が参加してホセ・デ・フィゲラス広場で。要求項目——①スト以前の石油価格への復帰、②石油業国民化、③石油探鉱強化。

10日 ▶ジプニー・スト中止——2ジプニー組合 Pasang Masda と Mapagsat は、ジプニー・ストは11日から中止し、10日ないし20日後再開すると発表。

12日 ▶米比軍事基地協定交渉開始——外務省で事務レベルの秘密会。

(注) 消息筋によると比側は19日、次の内容の提案をした。
①基地内外を問わず米軍兵士、軍属、家族の全犯罪は比側に裁判権、②逮捕、捜査、法的手段のための基地立入り、③刑事事件被告の身柄引渡し、など刑事裁判権問題と米軍人に対する免税問題。

▶SPP 執行委から KM 員排除——フィリピン社会党 (SPP) の執行委員改選で、反主流派の KM 出身執行委員2名が排除され、代りにフィリピン商大 Teodosio Lansang 教授と労組の Reynaldo Halili が選出された。

(注) これについて執行部側は「急進派を切って党の労農との同盟を強化し、知識分子の代表を強化した」と述べているが、最近の KM 対 NATU の対立の結果と見られている。残る KM 出身役員は、Jose Ma. Sison の代理 Charlie del Rosario だけ。

15日 ▶クラーク基地核保有問題——在比米大使館スポーツマンは、さきに新華社放送が行なった「米軍は在比基地を強化しており、米兵地下新聞がクラーク空軍基地の核兵器貯蔵を暴露した」との報道について、核兵器配備の問題について論評できないと述べた。

16日 ▶ダバオの学園紛争で1人死——1月15日来ピケットのつづいているダバオ市のミンダナオ大学で、警官がピケット中の学生を逮捕したことで衝突となり、1学生が射殺され、他の4人が重傷。

17日 ▶私学に学費値上げの動き——Julian Yballe 私立学校局長は、全国300余の私学は1971-72学年度から学費値上げの意思をもち、首都圏の私学の40%がすでに値上げを申請した、と発表。平均値上げ幅は法律の上限である15%。

▶イサベラで NPA 14人逮捕——PC イサベラ管区とラウイン機動隊は同州 Alicia の Mataas na Kahoy で新人民軍14人を逮捕。

18日 ▶大統領、「物価上昇は不可避」——マルコス大統領は TV 記者会見で次のように言明した。

国内石油会社のガソリン値上げにより主要商品価格上昇が予想されるが、今後2,3カ月に主作物が収穫され緩和されよう。（最近のテヘラン協定に伴う原油値上げに関連し）ジプニー運転手と学生は石油製品値上げが、国外からの要因によるもので政府が制御できることを理解してほしい。今政府ができるることは値上げ幅を最低にして国民への打撃を緩和することだけである。

▶コタバトで PC・回教徒交戦——コタバト州 Pikit の Betuka 村で、同日 Pikit の Sta. Cruz で4人を殺した集団を追跡中の PC 1中隊は黒シャツの武装集団100人と交戦、翌日の交戦と合わせ死者30人（PC 1人警官2人を含む）。

(注) なおガルシア PC 長官の議会証言では、これまでに死者は回教徒80人、PC 4人。

19日 ▶Jabidah 事件被告21人は無罪——軍事法廷は、1968年3月コレヒドール島において Jabidah 計画の訓練で回教徒11人を虐殺した特殊部隊兵士23名中21名を証拠不十分で無罪とした。

(注) 裁判が継続される残り2人は隊長 Eduardo "Abdul Latif" Martelino 少佐と Eugenio Alcantara 一等兵であるが、彼らも4月16日無罪になったことが判明。

21日 ▶ジプニー組合指導部ら急進派非難——Pasang Masda, Mapagsat ジプニー両組合と支援の稳健派学生組織 KASAPI, NUSP, YCSP, SKIT は KM, SDK, MDP など急進派は争議を「わが国に流血革命を助長する」ために利用していると非難し、これと絶縁する声明を発表した(翌日これを不満とした一部組合は脱退を表明)。

23日 ▶日本と米30万トン輸入交渉へ——マルコス大統領は米とうもろこし庁(RCA)に米約30万トンを日本からソフト・ローン、現物返済の条件で輸入する交渉を開始する権限を与えた。米の「一時的不足」を緩和し、中間商人の退蔵を吐き出させ、かつ RCA を財政窮乏から救うため。

(注) 日本大使館当局は非公式に、30万トンがあまりに多量であると語った。

▶コタバトへ軍増強——コタバト視察から帰ったガルシア PC 長官は大統領に情勢報告し、「Midsayap, Pikit, Carmen, Alamada 4町の情勢は流動的である。黒シャツ隊は単に普通の犯罪ではなく政府に公然たる反抗を行なっており、今すぐ壊滅させる必要がある」と語った。

エンリレ国防相と Manuel T. Yan 軍参謀長はガルシア PC 長官の要請を容れ、第4歩兵師団(カガヤン・デ・オロ市)の4.2重迫撃砲小隊と空軍の戦闘ヘリ2機をコタバト州に送ることを承認した。PC 情報部は外国からの煽動者が回教徒同志ということを利用して反政府感情を煽っているという情報を伝えている。

24日 全国赤十字への報告では、コタバト州避難民の数は5,725家族、3万4000人。

24日 ▶蔵相、IMF に反論——ビラータ蔵相は第6回東南アジア中央銀行総裁年次会議(パギオ市)で、フィリピンのように国際収支に困難のある国に対し新外貨レート決定に先立ち一定期間通貨を変動させることを要求する IMF のやり方を批判し、また社会不安のある時に非必需あるいは反社会とみられる取引までを含めた完全な自由市場という考え方には同意しない、と述べた。

(注) IMF は、フィリピンのクレジット・ライン4750万ドル引出しの際非必需品目に対する輸入緩和を要請したと言われる。

25日 ▶大統領、軍の攻撃を制止——マルコス大統領は同夜軍に対し、いかなる武装勢力に対しても軍側から攻撃的行為を始めないことと軍増強中止を指令した。

(注) ガルシアPC長官は同日下院国防委で、「コタバト情勢は制御されている。これまでに800人の兵士が重大地域に送られたが、第4師団は待機中である」と語った。

26日 ▶「石油値上げ反対人民議会」——約5,000人の学

生、ジプニー運転手反主流派、イスラム諸勢力団体連合(UIFO—23日成立した18の宗教、青年、専門職組織から成る回教徒統一戦線)が参加してボニファシオ広場で。

▶マルコス、MIM に警告——マルコス大統領は27日に大統領府でコタバト和平会議を召集するとともに「あらゆる和平努力はつくす。しかし今や、同地の平和を保てるのは“ミンダナオ独立運動(MIM)”であるか、フィリピン共和国であるかを政府が示す時がきた」と警告した。

(注) 黒シャツ隊は MIM(指導者は Udtog Matalam 前コタバト州知事)に属すると観測されている。

27日 ▶大統領、回教指導者と会談——マルコス大統領は、回教徒政治指導者 Salipada K. Pendatun 下院議員、Udtog Matalam Jr. ピキット町長らと会談の結果、大規模な軍行動は軍参謀長と PC 長官の承認を要することと Tiruray族指導者 Feliciano Luces 再逮捕を命令。

3月

1日 ▶フォード・アジア自動車生産計画構想——東南アジア視察中のヘンリー・フォード2世フォード自動車社長はマニラで記者会見し、同社のアジア太平洋地域自動車部品生産分業構想を発表した。域内各国が自動車部品生産を分担し、域内自由貿易により交換して自動車を国産化するというもの。

2日 ▶イサベラで PC、NPA と交戦——同州 San Augustin の Sto. Nino で。死者 NPA 2人、負傷者 PC ラウイン機動隊員1人。同日 同州 Echague で NPA 4人が PC に投降。

▶大統領、コタバト反撃討伐を指令——大統領府で2回目のコタバト和平会議が開かれ、上・下院国防委、地方自治体、回教徒・クリスチャン代表、軍の関係者が出席。

これにもとづきマルコス大統領は PC に対しクリスチャン、回教徒を問わずコタバトのアウトロー集団の索敵撃滅命令を出すとともに、Midsayap, Pikit, Pagalungan, Carmen, Kabaca, Alamada, Libungan, Pigkawayan の8町を PC の統制下におくよう指令した。

3日 ▶クラーク基地でスト——クラーク米空軍基地のフィリピン人シビリアン従業員組合1万人は3日からの基地特許者従組にひきつづきストに突入(～6日解決)。

4日 ▶ADB、ナボタス漁港プロジェクト援助承認——金融および技術援助の一括援助、総額557.1万ペソ。

6日 ▶コタバトで紛争続発——同州 Pikit の New Panay で回教徒・クリチャン間の衝突で死者6人。前日には同所で警官と40人の武装者が衝突、1人死亡。ま

たほかに Carmen, Dinaig, Lebak, Pikit などで 6 人死。

10日 ▶アキノ議員、サバのスパイ活動暴露——Benigno S. Aquino 上院議員 (L) は、Solferino Titong 大尉ら多数のフィリピン人スパイがサバでスパイ・情報活動のため捕えられていると暴露した。同大尉は国家情報調整局 (NICA) の下で 62-63 年にサバに潜入し、70 年の 9~10 月に捕えられたという。

(注) 大統領府は翌日サバのスパイの存在を否定する公式声明、マレーシア政府スポーツマンは公式論評を拒否。しかし UPI は彼ほか 1 のフィリピン人が拘置中であることを確認。

▶土井使節団訪比——土井正治・住友化学工業会長 (経団連副会長) を団長とする日本政府派遣の経済使節団一行 23 人訪比 (~17 日)。

11日 ▶FFF 組合員 40 人告発——タルラク州 San Clemente の Cabayacasan 村の自由農民組合 (FFF) 員 40 人は、裁判所の土地 (41 ヘクタール) 明渡し命令を拒否して耕作と収穫をつづけたとして集団窃盗の罪で地主 (複数) から告発され、逮捕・拘置された。なおサンクレメンテでは 9 日には FFF 指導者で UP 学生の Federico Aquino が射殺されている。

(注) この事件が社会問題化したため、政府は大統領社会正義農地改革調整委 (PCCSJAR) を中心に地主と係争地買上げ交渉に入った。40 人は再調査の結果、裁判所の告訴棄却により 4 月 16 日釈放。

12日 ▶第 4 回 ASEAN 外相会議——(マニラ、~13 日)。マルコス大統領は開会式の演説で、「東南アジア共同市場」の設立準備をはじめる必要を説き、その第一歩として、「アジア決済同盟と、一定の商品についての限定された自由貿易地域」の創設を提唱した。

(注) フォード・モーターズの自動車・トラック分業生産計画、Bancom 開発会社の ASEAN 投資銀行案など民間から経済協力計画がこの会議に提出された。

▶国立大学学生・職員デモ——2,000 人以上のマニラ地区国立大学の教授・学生は、400 万ペソの学校予算未支出、フィリピン商大予算 200 万ペソ削減、大統領教育調査委員会の国立大再編案、に抗議して大統領官邸デモ。(2 週間に 3 回目)。同じ要求で官邸前公園に野営中の全国学生連盟は第 15 日目。

13日 ▶大統領、米不足を否定——マルコス大統領は記者会見で次のように言明した。

米の供給は生産者と精米業者の退職によりある地域で一時的に不足が起きてても全国的な不足はない。また昨年の台風被害による植換えのため収穫がおくれているが、半月ないし 1 カ月で収穫がある。RCA (米とうもろこし序) 米は各地倉庫に 100 万カバンの貯蔵があり、その徵集を命じた。日本からの買入れまたは借入れ案は現在不需要なので中止された。

15日 ▶高物価反対婦人行進——マニラ市フィゲラス広場で 700 人の婦人が参加して。この日進歩的婦人の調整組織「婦人解放運動」正式発足。

16日 ▶300 校の学費値上げ申請却下——私立学校局は来学年度の学費値上げ申請中の 400 件中約 300 件を、学費規制法 (RA 6139) の申請期限 (180 日前) におくれたとして却下。

(注) 6 月 7 日私立学校 10 校の学費値上承認。

▶IMF 対比 4500 万ドルのクレジット承認——同日付外電によると IMF はこのほどフィリピンに対し、1 年間の期限で 4500 万ドルのスタンダバイ・クレジットを与えることを承認。

19日 ▶デンマークから借款 395 万ドル——ロムロ外相と William Winther Schmidt デンマーク代理大使との間でデンマークからの借款協定調印。395 万ドル (3000 万デンマーク・クローナ)。商品借款分は農業機械・設備、とくに灌溉用ポンプ、エンジンなど。ドル借款分は国内でポンプ用エンジン製造、返済期限は 1977~1995 年。年 2 回払い、無利子。

23日 ▶米輸銀、MMIC に融資決定——マリンズケ鉱工業社発表によると、米輸出入銀行は同社が、ノノック島ニッケル鉱山、精錬所プロジェクト用として米国から調達する設備、資材、サービス費中 2700 万ドル (45%) を融資し、2700 万ドル (45%) を米国商銀コンソーシアムから融資を受ける際保証を引受けることを決定。

(注) ほかに神戸製鋼 (南洋物産) と残る 6,000 万ドルの設備、資材、サービス購入のための借款契約済み。4 月 13 日大統領は MMIC とスリガオ天然資源委員会間の修正契約承認。

▶学生運動指導者失踪——民主フィリピン運動 (MDP) は、書記局員 Carlos B. del Rosario が去る 19 日夜以来「ミステリー的状況」の中で失踪したと発表。デルロザリオはフィリピン商科大教師で、KM の元書記長。

(注) これについて MDP、KM 側は軍による誘拐であり、ラバ派と労働指導者は裏切って Jose Ma. Sison の宣言文や新聞発表を彼と結びつけた、と非難。

24日 ▶ソ連貨物船、コブラ積出しに寄港——第三国のチャーターでカガヤン・デ・オロ港から欧州向けコブラ積み出しのため、M/V ウィソコグルスク号 (ファー・イースタン・スティームシップ社チャーター) が寄港。

(注) 4 月 22 日には M/V イロワハスク号がウォーレン社のチャーターで。

25日 ▶新 RCA 役員任命——マルコス大統領は、Alfredo Montelibano, Sr. 長官以下 5 人の米とうもろこし序理事の辞表を受理し、後任に Jose Drilon 農業次官らを任命。

(注) モンテリバーノらは、RCA に代ってより大きい権限と資金をもつ有効な機関を設置するよう唱え、それを促進するため国家穀物庁法案を提案して辞任。

27日 ▶ イサベラ州 PC, NPA と交戦——PC はイサベラ州 San Guillermo の Dingading で前日伏撃した新人民軍を捕捉し、交戦の末 4 人を殺し 4 人を捕えた。前日は 30 人の NPA の伏撃により政府軍パトロール 4 人 (BSDU 員 3 人) が殺され、3 人が負傷している。

28日 ▶ 国防省・軍、フクの新懸賞金発表——トップ 20 人中 13 人が NPA, 7 人が HMB。①Bernabe Buscayno (ダンテ指揮官) 15 万ペソ、②Jose Ma. Sison 5 万ペソ。

29日 ▶ 軍将校、また NPA へ脱走——PC 法律学校教員の Crispin Sandoval Tagamolila 中尉 (26 歳) は脱走して新人民軍に投じたと発表された。声明は同日 UP で開かれた民主フィリピン運動第 1 回全国大会で行なわれた。

30日 ▶ 通貨委、円を外貨準備通貨に指定——中央銀行通貨委員会は、日本円を外貨準備の一部として受け入れ、かつ国際決済通貨として認めることを承認。

(注) 國際準備金・外決済通貨はこれまで、米ドル、英ポンド、カナダ・ドル、スイス・フラン、イタリア・リラ、ドイツ・マルク、オランダ・ギルダーの 7 通貨。

▶ PAL 機乗取られ広州へ——朝マニラ発ダバオ行き PAL 旅客機 (BAC 111 型、乗員 5 人、旅客 45 人) が 6 人の学生に乗っ取られ、香港で乗客 20 人を降ろし給油後中国に向かい、広州で強制着陸させられた。翌日午後同機は乗客、乗組員とも香港経由でマニラに帰着。

ロムロ外相は 31 日、北京が同機を友好精神にもとづいて比国に返したこと感謝する旨の声明を発表。

犯人はすべてミンダナオ国立大学生。

31日 ▶ コルプス文相辞任——Onofre Corpuz 教育長官は辞任、後任は Juan Manuel 次官が昇格。

4月

1日 ▶ 下院議長更迭——ラウエル下院議長は与党ナショナリスト党 64 議員の解任決議で辞任。下院は後任にコルネリオ・T・ビリヤレアル前下院議長を選んだ (NP 89 議員全員賛成、LP は棄権)。

2日 ▶ グアム比労働者整理方針通告——米大使館当局はオプレー労相にグアム米軍施設の比人労働者 (2,000 人) を 1974 年までに一掃することを通告。現地人優先採用方針によるものとされている。またフィリピン労働者は今までの労働契約業者を通さず今後直接雇用となる。

▶ ラウエル兄弟反撥——ラウエル前下院議長の弟、Jose S Laurel III 駐日大使はマルコス大統領に辞表提出 (離日 6 月 9 日)。一方 Salvador Laurel 上院議員は

兄ラウエルの下院議長解任は、「マルコス大統領が彼の妻の (1973 年大統領選出馬) 道を開くためだ」と非難。

7日 ▶ ロペス、大統領選出馬表明——ロペス副大統領はバギオ市で記者会見し 1973 年の大統領選出馬を表明、「大統領選挙には野党連合から出るつもりだが、野党連合から候補に指名されなかったら、政界から引退するつもりだ」と述べた。

10日 ▶ 社会福祉長官更迭——マルコス大統領は Gregorio M. Feliciano 社会福祉省長官の辞表を受理、後任は Dr. Estefania Aldaba-Lim。

11日 ▶ ナスチオン将軍公式訪問——(~16 日)。インドネシア暫定国民協議会議長として、Gil J. Puyat 上院議長とミンダナオ国立大学の招待で。

12日 ▶ 日本から米 1 万トン贈与受入れ——経済審議庁 (NEC) は、ロムロ外相が 8 日日本からの米贈与 1 万トン (130 万ドル) を受入れたと発表。なお NEC の省間委員会は 70-71 会計年度に約 30 万トン (=550 万カバン) 不足という予備推計をしていたが、この日の委員会では公式数字作成に至らなかった。

(注) このほか台北で交渉を行なっていたタンコ農相は 10 日、台湾政府から米 5 万トンの貸与を受けることに同意した。10 年間 (据置 3 年) に現物で返済、年利率 7.5 %。

14日 ▶ 新たに 5 州で土地改革区拡大——マルコス大統領は新たに次の諸地域を土地改革区と宣言した。南カマリネス全州、パンガシナン州 Alcala, Bautista, Binanlonan, Manaoag, Pozzorobio, Sison, Sto. Tomas, Urdaneta, Villasis 諸町、ケソン州 San Antonio, Tiaong, Candelaria, Sariaya, Pagbilao, Tayabas, Lucban 諸町と Lucena 市、イサベラ州 Alicia, Cabatuan, San Mateo, Santiago, Ramon, Cordon, Echague, San Isidoro 諸町、イロイロ州 Barotac, Nuevo, Dingle, Dumangas Leganes, New Lucena, Oton, Pavia, Patotan, Mina, San Miguel, Sta. Barbara, Zaragoza 諸町、Iloilo 市。

これで 66 州のうち 21 州が全部または一部土地改革区に入ったことになる。

16日 ▶ 米 11 万トン不足と認定——経済審議庁は米 11 万トン (= 約 200 万カバン) の不足を認定することに決定。内訳は 6 万トン即時輸入、5 万トン輸入のスタンドバイ権限。

▶ 米国と PL 480 号 2020 万ドル協定——ロムロ外相とバイヨード駐比米国大使との間で、米国公法 480 号にもとづく棉花 (1841.5 万ドル) とタバコ (187.4 万ドル) 輸入契約調印。フィリピン側は頭金 400 万ドルを払い、残額は返済期間 20 年、5 年据置。ペソ代金は開発計画に使用。

17日 ▶PC, NPA を追跡——PC ラウイン機動隊と第51大隊は空軍のヘリ 2 機の助けでサンバレス・タルラク両州境界の山岳地帯でダンテ指揮官以下20人の新人民軍を追跡。

20日 ▶米国に砂糖割当量増加を要請——フィリピン砂糖業会 (PSI) は米国下院農業委員会に、米国の年間砂糖需要量 1090万 9080ショート・トンの 15.41% (=168万トン) を輸出割当として要請。

(注) フィリピンは米国 1937 年砂糖法で 15.41% を占めていた。なお現在のフィリピンの割当量は 112万 6020 トンの基礎割当量プラス他国の不足分の 47.22%。

▶4-IPP, 2-IPP など発表——国家経済審議庁は、大統領の承認した、第 4 次投資優先計画 98 業種と第 2 次輸出優先計画を発表。

▶法相、米企業を輸出振興法から除外——アバド・サントス法相は、投資委員会が L-L 協定との関連で輸出奨励法の米人、米企業への影響について見解を求めたのに対し、米人、米企業は BOI 輸出業者として登録し同法の全原則を享受できないが、同法による免税は受けることができるとの裁定を下した。

▶マニラでエカフェ第 27 回総会——(～30日)。31 カ国代表、オブザーバーが出席。ソ連、ユーゴ、ハンガリー、ルーマニア、ポーランド、チェコの代表を含む。

22日 ▶パリで対比援助国際会議——(～23日)。参加は、日、米、英、仏、西独、豪、加、印、蘭、ニュージーランド、西、スイスの 12 カ国および IMF, UNDP, ADB, OECD の 4 機関。

(注) フィリピン政府代表団長ビラ蔵相が 5 月 6 日明らかにしたフィリピンが得た借款額：電化計画に対し世銀から 1 億 2000 万ドル、アジア開銀から 3300 万ドル、米国から 2000 万ドル。このほか米国借款 5500 万ドルは議会待ち、日本から商品借款希望。

▶商工相、対共産圏早期通商正常化を示唆——Ernesto Macea 商工相は、エカフェ総会出席中のチェコ代表 H. E. Jaromir Johanes, ポーランド代表 Jerzy Bociong, Aldrich Hlavicka 博士らと会談、「相互に利益となる貿易関係正常化で原則的に一致した」と語った。

(注) なお 21 日にはロムロ外相がソ連代表、M. M. Volkov 大使、ポーランド代表 Bociong 大使と非公式・秘密会談している。

27日 ▶ロムロの SEATO 演説——ロンドンの第 16 回 SEATO 年次総会出席中のロムロ外相は 27, 28 の両日を通じ次の点を主張した。

SEATO および米国がドミノ理論にもとづいてインドシナ問題に長く没頭してきたが、これには疑問が多い。

SEATO 内の英國、オーストラリア、ニュージーランドがマレーシアおよびシンガポールと軍事同盟を結

んだことは SEATO の利益に害がある。同盟はフィリピンを「潜在的侵略者」と考えている。

米国の中共との最近の緊張緩和の動きは歓迎するが、比国は中共の国連加盟に反対するという従来の態度は当分変えない。中共に対しては静観の態度を続ける。

29日 ▶ソ連友好代表団、比ソ関係について——訪比中のソ連友好親善使節団長 Vladimir Kondratyev 国民議會議員（外務委員）は記者会見で次のように言明。

われわれはフィリピン国内に革命を輸出するようなことはしない。ソ連側はいつでも比国と外交・通商関係を結ぶ用意があり、あとは比国の出かた次第である。われわれは長時間でも待つ用意がある。比国が中国と接触を深めることは比ソ関係の障害にはならない。

(注) 他の 2 名は Yuri Popov イズベスチヤ紙シンガポール支局長と Arkady K. Boyko. モスクワ友好協会事務局長。

▶華僑学生、釣魚島問題で行動へ——5 月 10 日付北京発新華社が在比華僑紙を引用して報道するところによると、マニラの華僑学校学生と中國人大学生代表は 4 月 29 日会議を開き、「米日反動派結託の釣魚島などを侵呑する企図」を非難し、中國領土釣魚島防衛フィリピン行動委員会を結成し、在比華僑の間で愛国宣伝活動を展開することを決めた。

30日 ▶石油業委員会法成立——大統領は、石油産業委員会法 (RA 6173) に署名。60 日以内に石油産業委員会が創設され、原油の輸入、精製、販売を規制する。

5 月

1 日 ▶メーテーで 3 人射殺——午後 5 時ころ議事堂警備中の警察軍は議事堂前で集会 (KM, KASAMA 主催) 中の労働者、学生、青年 2,000 人に対し、トラブルから起った薬箱爆弾の爆発に応じて発砲、30 分間に約 2,000 発を打込み、3 人（高校生 1 人、婦人労働者 1 人）を射殺、18 人に重軽傷を負わせた。

(注) KASAMA はこの日 正式に発足した急進派労働団体、タガログ語で「労働組合連合」の意。

3 日 ▶貿易使節団訪中——フィリピン商業会議所貿易使節団 (22名、団長 Eduardo Echauz, 理事、記者団 8 名が同行) は香港から中国入りした。5 日広州の物産展参加後上海、北京へ向った。

(注) 一行中 A 班 14 名は中国国際貿易促進会の招き（中国側発表では商会貿易代表団）、B 班は 1971 年中国物産展の招待（同じく工商会参観団）。

▶外相、スペインを公式訪問——(～4 日)。スペイン政府と 1000 万 ドルの対比借款協定の批准書を交換し、

観光分野での両国の技術協力協定および 1964 年文化協定の新議定書に調印。

4 日 ▶ロムロ、共産圏関係について——スペイン訪問を終えたロムロ外相は記者会見で次のように述べた。

比国は、ワルシャワ条約国との関係樹立の可能性を検討中であるが、そのためには国会がイニシアチブをとる必要がある。中共に対する態度は自国の国益に従うだけで必ずしも米国流儀には従わない。政府も国会も対中政策変更の可能性はまだ検討していない。

5 日 ▶対中問題再検討へ——マルコス大統領は記者会見で次のように述べた。

私は外務省に中国国連加盟問題に対する態度を再検討する特別機関の設置を命じた。——1カ月以内に結果が出ると思う。今回の貿易使節団の訪中が両国の誤解解消に役立ったと思う。先日の米中間「卓球外交」は両国間だけでなく他の国々とも相互理解を深めることになるだろう。

▶イサベラで PC, NPA と交戦——イサベラ州 Jones の Minuri 村で軍パトロール（第 10 歩兵大隊所属）は 40 人の新人民軍と交戦。死者 NPA 5 人、政府軍 2 人、その他双方に負傷。同じ日同州 Santiago で逃亡をはかった 3 人の NPA 員を射殺。

7 日 ▶マラウイ市で回教徒デモ——1 万人が参加して、マルコス大統領を「コタバト虐殺の殺合によってフィリピン人回教徒を絶滅させる陰陥きわまる陰謀の筋書きを書いた」と非難。

▶マセダ商工相、日本の進出批判——マセダ商工相は商工省記者クラブで次のように演説した。

日本はフィリピンなど大西洋地域に対し、原料供給源と工業製品市場として支配する目的で経済侵略を開始した。

時代おくれになった日比友好通商航海条約は批准するのをやめて破棄し、代りに日比関係に即応した新しい現実的な通商協定交渉を開始すべきだ。通商協定の中には、必要な輸入制限・割当、電気製品など贅沢品の輸入禁止規定を含めるべきだ。警戒しない限り、フィリピンは 5 年以内に完全に日本から経済支配を受けることになる。日本の経済進出に制限を課すことは ASEAN 加盟国の交易を妨げていた障壁を除去することになる。

基礎産業振興という国家の基本政策にもとづいて進めている銅精錬工場建設は、日本が銅精鉱の 85% を 10~15 年間も長期買付けているので思うように進まないでいる。

海運業振興を最優先すべきだ。

中共との通商関係本格化は、1970 年代前半は無理で

あろう。その期間はマレーシア、シンガポールなど第三国を通して中共と通商することになろう。

(注) 15 日マルコス大統領は、フィリピン政府は日比友好通商航海条約破棄を決めていないと否定。

8 日 ▶訪中代表団、周首相と会見——中国の周恩来首相は、フィリピン訪中貿易代表団（21 名、ほかに同行記者団 8 名）と北京で 1 時間半にわたり会見して次のように述べた。

中国は比国との外交・通商関係樹立を両手を括げて待っている。比国政府首脳がこの問題を最終決定するには時間がかかるかもしれないが、われわれは待つことができる。友好的交流は外交関係の樹立を促進する。また経済関係が発展すれば不可避的に外交関係に進むことになる。

▶反ファシズム集会——MDP と KASAMA 主催で 1 万 5000 人の青年、労働者が参加して、ミランダ広場で「ファシズムとたたかう議会」開催。タクロバン、バギオでも挙行。

9 日 ▶トラグナで PC, NPA と交戦——同州 Cavinte と Luisiana 境界の山地で、死者双方各 1 人。

11 日 ▶土地改革法案通過要求集会——（～14 日）土地改革法改正案通過を要求して議会前で。主催農民改革全国同盟。

13 日 ▶タイから米 5 万トン輸入——NEC はタンコ農相がこのほどタイと結んだ米 5 万トン輸入協定を承認した。バンコクの FOB 價格でトン当たり 10.20 ドル、支払期間 12 年、年利 7.5%。

14 日 ▶PC 長官、活動家対策指令——ガルシア PC 長官は PC 首都圏司令部、第 4 管区司令部、各機動隊の司令官と州司令官に対し指令を発し、宣伝文書やデモ、ティーチイン、集会、セミナー、ラジオ・テレビの演説で動乱や反乱を教唆する「悪意ある煽動のことば」を使う急進的学生その他指導者は改正刑法により、証拠を集め裁判所に提出し、逮捕せよと述べた。この指令は大統領、国防相らとの協議ののち行なわれた。

▶ユーゴ船定期的に寄港中——Botelho 海運代理店によると現在ユーゴスラビアン・ライン (Jugolinia Rijeka) が毎月中東・地中海航路に配船している船舶がフィリピンに寄港中。しかし 2 年近い実績にもかかわらず寄港許可はその都度申請によるという。

15 日 ▶輸出税法延長計画に反対の動き——昨年 5 月 1 日から実施中の輸出税法の有効期間を 1975 年まで延長しようとする国会の動きに対して、輸出業者と生産業者は連名で両院関係者に抗議文を送った。

16 日 ▶訪中代表団長、対中貿易見通しについて——訪中から帰国したエチャウス貿易代表団長は次のように言明した。

フィリピン政府が認めれば、通商外交関係はないが中国との直接貿易は可能である。

中国は、野菜、穀物、かんづめ、小型機械類、ディーゼルエンジン、灌漑用ポンプ、農機具を木材、ココナツ油、砂糖など原料品と交易する用意がある。

取引は、英ポンド、スイス・フラン、フランス・フラン、ドイツ・マルクで決済され、輸出入のバランスを要求している。

(注) 同團長はさきに香港で、政府が承認すれば米を輸入する約束（最高5万トン、価格1トン当たり30～40ポンド）をしたと語った。

18日 ▶ロムロ、対中政策について——ロムロ外相は記者会見で次のように言明した。

フィリピンは国連総会に備えて中国問題についての態度を検討中である。その際の要因は、国内中国人、台比友好同盟条約、国益の要求である。

19日 ▶対比スタンドバイ・クレジット調印——日本の外為銀行15行がフィリピン中央銀行に供与する第2次スタンドバイ・クレジット5000万ドルの調印が東京で行なわれた。有効期間1年、貸出期間3～6カ月、金利はユーロ・ドラー金利プラス1.5%、約定料年1%。

▶土地改革法改正要求農民デモ——フィリピン農協連盟（200農協、20万家族）と土地改革農民協議会の指導する全国農民5,000人は大統領官邸前で2時間の集会、前日にひきつづき大統領とは会見できず。

20日 ▶西ネグロス農民11人逮捕——西ネグロス州Candoni の農民約80人（FFF員）が、去る13日入植している土地を牧草地賃借申請にもとづき調査にきた森林局役人2人を山刀と手製銃をもって包囲した事件により、「重大な脅迫と動乱教唆」のかどで、うち11人が逮捕された。

(注) 6月1日アバド・サントス法相は同州検事部に告訴撤回を命じた。

21日 ▶BOI 自動車生産計画最終決定——投資委員会は、大統領修正を採用してBOI漸進的自動車生産ガイドラインを最終的に決定した。

22日 ▶反ファシズム集会——MDP主催、ミランダ広場に5,000人の青年、労働者が市内8カ所から集結。一部国会議員、憲法会議代表、俳優など参加。

▶大統領、ユー兄弟受け入れ示唆——マルコス大統領は記者会見で、「もし国府がユー兄弟釈放を決定すれば、私は一定条件下でフィリピンに帰ることをよろこんで考慮する」と言明した。これは19日付台北からの報道が、台湾政府の早期釈放にフィリピン政府が反対圧力をかけていると伝えたことに対して行なわれた。

(注) 6月8日発表された大統領の国際新聞協会に宛てた条件は、「比政府が国家の安全にもはや危険でないと認定

し、兄弟が比国民に公に謝罪し、かつ再び比国民を傷つけたり、共産主義宣伝の記事をのせないと約束すること」であり、兄弟の弁護人は受諾を声明。

27日 ▶西独と借款協定調印——ロムロ外相と、駐比Baron Jobst von Buddenbrock 西独大使およびRolf Thieme 経済相の間で港湾開発、改善のための2250万マルク（610万ドル）の借款協定調印。うち供給者信用300万ドルは期限5年半、6カ月後から返済開始、310万ドルの資金援助借款は前者の完済後返済開始。合わせて期限30年、年利3.5%となる。

30日 ▶北部に新人民軍拡大——北イロコス州Pagudpud の Saud 村でPC-警察パトロールは新人民軍と交戦、指揮官1人を殺し5人を捕えた。翌日ヌエバ・ビスカヤ州 Sta. Fe の Villaflores 村国道でPC兵士2人が新人民軍の伏撃に会い負傷した。両州でNPAの活動が報じられたのはこれが最初。

6月

1日 ▶憲法会議開会——（マニラ・ホテル、会期は草案完成まで無期限）。開会式にマルコス大統領が出席して基調演説をしたため、「政府介入」と抗議して17名退席、3名欠席。MDP系の「1971年憲法会議に帝国主義封建主義の陰謀として反対する市民委員会（CCOCCIC）」6,000人と穏健派の「フィリピン人民運動（Kibapi）」2,000人の集会が行なわれた。

3日 ▶コタバトのアウトロー指導者逮捕——大統領から逮捕命令の出ていたコタバト地方ティルライ族のアウトロー指導者 Feliciano Luces（28歳、通称つま楊枝）ほか17人が、同州 Dinaig の洞穴でPCに逮捕された。

7日 ▶AID 対比援助5500万ドルを計画——対比米国AID係官Roy L. Wagnerは、米国は1972会計年度にフィリピンの家族計画と農村電化計画を中心に5500万ドルの援助を与える計画であると発表した。

▶石油各社、正式に値上申請——石油4社は物価統制委員会（PCC、委員長は最近タンコ農相に交代）に石油値上げを正式に申請。また大統領石油委員会（委員長ビラータ蔵相）、は各社経理調査にもとづきリッター当たり2.44セントボの値上げが必要である旨の覚書をPCCに提出した。内訳は、1月26日の承認で必要な2.51セントボに対し不足する0.46セントボ、また2月15日と6月1日のペルシャ湾諸国の原油値上げ分が1.98セントボ。

8日 ▶比人のベトナム渡航禁止——ロムロ外相は大統領指令にもとづき、必要と認められた場合以外フィリピン人が南ベトナムに渡航することを禁止した。在サイゴンのフィリピン人失業者が約1万人に達し治安問題となっているため。

9日 ▶外相、4国の中立保障案支持——ロムロ外相は、憲法会議における Tomas C. Benitez 代表の中立化提案を次のように論評した。

東南アジアの究極の安全は米ソ日中4国間の理解のうちにある。日本と中国の出現により、米ソ日中のうちの一国でも東南アジアでヘゲモニーを握ることは許されないだろう。したがって私は4国がある種の、不可侵条約的な、中立化条約を結びうると思う。

▶ミンダナオ道路建設に世銀援助——シカット NEC 長官発表によると、世銀はこのほど、コタバト市—ディゴス道路(100マイル)建設・改善と他の600マイルのコンサルティング・サービスのための借款800万ドルを承認した。期限24年(据置4年)年利7.5%。

11日 ▶パンタバンガン・ダム起工——パンパンガ川上流のヌエバ・エシハ州に、世銀と米国 AID からの借款3400万ドルにより建設。

▶憲法会議議長にガルシア元大統領——憲法会議議長選挙は3回目の投票で Carlos P. Garcia 元大統領が過半数を得て選出された。別に行なわれた議長代理選挙では Sotero H. Laurel ライシウム大学長が選ばれた。

12日 ▶米大使館ヘテモ——独立記念日に当り MDP, KM, SDK 1,000人が米大使館前で「反帝人民行進」を行ない、大使館に火炎瓶を投げつけた。この日深夜マニラ・ホテルの憲法会議議場で時限爆弾爆発。

13日 ▶土地改革法通過要求ピケ開始——FFF, 青年キリスト教労働者、憲法改革学生委員会で構成するフィリピン人民運動(KIBAPI)は、14日開会する議会第1特別会期に向け土地改革諸法通過を要求する1カ月間の議会前ピケ開始。

14日 ▶イサベラ NPA 8人戦死——警察軍ラヴィン機動隊はイサベラ州 San Mariano の Dipogo 村で NPA キャンプを襲い約50人と交戦の末、5人を殺し2人を捉えた。つづいて同州 Jones の Muniri 村で逃げたグループのうち3人を殺し3人を捕えた。

▶大統領、共産主義者の破壊工作攻撃——マルコス大統領は第2次大戦の復員者を前に演説、「今日の共産主義者は憲法による自由を利用して憲法と国家を攻撃している。政府、メディア、知的経済人の中にいる同調者は『意識しない手先』となり、政府の開発計画や社会改良を妨害している」と非難した。

▶ガルシア元大統領死去——(1896~1971)。心臓発作のため。共和国第4代大統領、現憲法会議議長。

16日 ▶米国からスタンドバイ・クレジット5000万ドル——リカロス中央銀行総裁はニューヨークで、米国市中銀行団と5000万ドルのスタンドバイ・クレジット協定に調印。

17日 ▶教組、賃上げスト決定——フィリピン公立学校教員組合(PPSTA、26万人)は全国代表者会議で、最低月給を272ペソから316ペソに増額する法案成立を要求して翌月はじめ授業ボイコットすることを決めた。

(注) 7月2日大統領教員給与引上げ法に署名。

18日 ▶ロムロ外相ブカレストへ——第6回国連総会議長会議出席のため。

19日 ▶コタバトで69人殺さる——コタバト州 Carmen の Manili 村のモスクでキリスト教徒との和平会議を待っていた回教徒が制服の23人の武装団におそれ、婦女子をふくむ61人が殺され、30名が負傷。同日数キロはなれた小学校でも8人の回教徒が射殺された。現在同州 Buldon, Pigkawayan, Alamada, Carmen, Pikit, Upi 諸町で回教徒にテロを加えている 'Ilaga' (イロンゴ語でネズミの意) 団の仕業と見られる。

(注) PC 23日発表によると6月1~21日間に Carmen を中心に、死者117人(回教徒77、クリスチャン30、マノボ6、ティルライ4)、負傷者66人、焼失家屋47。

20日 ▶ジプニー・スト再発——石油会社の再度の石油製品値上げに抗議してミランダ広場で「石油値上げに反対する行進と集会」開催。21日には愛國運転手全国同盟(PSMT)系ジプニー運転手がマニラでストに入った。学生活動家は路上バリケードをきずき、自動車、バスに放火し、火炎瓶、薬箱爆弾を投げて支援。22日には学生1人が警官に射殺され、その他逮捕者多数。

▶スト支援で学生活動家2人死亡——ストライキ中のインタナショナル・ハードウッド&ペニア社で、スト不参加従業員のスト破りにより学生活動家2人が死亡。

22日 ▶下院、米国砂糖割当維持要請決議——6月11日米国下院が可決した米国砂糖法延長法案でフィリピン割当が19万トン削減されたことに対し、フィリピン下院は現割当維持を求めた決議を採択(全文は参考資料参照)。

23日 ▶視察の国防相ら伏撃さる——19日のコタバト惨劇現場視察中のエンリレ国防相一行は約50人の武装集団の待伏せ攻撃を受けたが無事。

24日 大統領はコタバト州のクリスチャン、回教徒両派アウトロー掃討のために、陸軍戦闘大隊(1,000人以上)の派遣を命じた。

25日 ▶イサベラのNPAに大作戦——ラヴィン機動隊は空軍ヘリコプター2機の援助を受けてイサベラ州東部シェラ・マドレ山脈に沿った Angadan, San Mariano, Jones, Echague, Benito Soliven で、新人民軍に対する「索敵撃滅」作戦を開始した。

▶CCP 代表団東欧へ——フィリピン商業会議所貿易代表団(団長 Franklin Andrada 理事、17人)は、ソ連、ユーゴ、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、チエコ、東独、ポーランド訪問に出発(~7月29日)。目的

は会議所間貿易協定交渉、合弁の可能性追求、1968年の貿易交渉の追跡。

29日 ▶新憲法会議議長にマカバガル——死去したガルシア議長の後任は、Diosdado Macapagal 前大統領が第1回投票で選出された。

30日 ▶ロペス、出馬表明——ロペス副大統領はニューヨークで「私は1973年に、比米の永続的友好にもとづく政綱をかかげ大統領にからならず立候補する」と言明した。

7月

1日 ▶石油各社値上げ——石油6社は物価統制法失効直後の1日未明、ガソリン、灯油、自動車・工業用ディーゼル、燃料油、LPG の小売価格を約10%（ガソリンでリッター当り3.6ないし4セントボ）値上げした。約12時間後マルコス大統領は石油産業委員会の委員長にPonciano Mathay 副官房長官、その他委員3名を任命したと発表。

2日 ▶上院、米国の砂糖割当維持要請決議採択——(1日付上院決議24号)。

▶コタバトに5,000人が展開——パグカカイサ（「統一」）機動隊はコタバト州全戦略地域に軍兵士と民生活動家5,000人の展開を終えた。同機動隊の編成は士官152、兵士2,373人、主として陸軍および警察軍から成る。

3日 ▶回教徒、国際的支援要請——イスラム諸勢力・団体連合（UIFO、32グループ）、全国イスラム問題調整委員会（NACCIA）、回教徒青年全国会議（MYNA、31グループ）、*Dawa't Islam* 紙の回教徒4団体は、国連とバチカンに対し「マルコス政府による皆殺しと宗教的迫害」を告発し、「マルコス政府を支配するカトリック」多数派に影響力を行使するよう訴えた。アピールの写しは30の回教国、世界イスラム会議、イスラム書記局にも送られた。

4日 ▶「石油値上げ反対人民会議」——PSMTとMDP主催、ミランダ広場にジプニー運転手、学生、労働者3,000人参加。Pasang Masda 44組合は石油値上げ撤回をめぐる最高裁判決までスト延期を決定、一方PCDOは9日を期限としているが、PSMTとMapagsat 16組合およびマニラ・郊外タクシー運転手組合（MASTADA）は6日からスト。

5日 ▶ブルガリア見本市に参加許可——商工省は、大統領府が9月19日～28日ブルガリアのプロブディブで開かれる国際見本市に民間人が参加することを許可したと発表。

6日 ▶UAA ソ連人乗務員の入国許可——外務省はアラブ連合航空（UAA）から申請があった、7月9日から

マニラに寄港する同社カイロー東京便 IL 62型機のソ連人乗務員58人の入国を許す。

▶最高裁、石油価格復元命令——最高裁は石油各社に対し、石油製品価格を物価統制委員会1月28日命令の水準に復元し、石油業界の承認までこの水準を維持するよう命じた。MapagsatとPasang Masdaはこの命令によりストを中止。

一方マルコス大統領は経済関係閣僚と会談、RCAが輸入米をガント当り2.10～2.20ペソで売り出すなど、6月30日以来野菜、建設資材を中心に25%も急騰した物価を抑制する緊急措置を命じた。

▶紛争、ラナオ州などに拡大——イラガ団と回教徒の紛争は隣接の南ラナオ州に拡がり、州境の南ラナオ州 Wao とコタバト州 Carmen で黒シャツ隊と PCとの交戦、南ラナス州 Linang Mandangan 知事、Datu Udtog Matalam 隊下の回教徒勢力の集結の報告がありパグカカイサ機動隊の分遣隊が送られた。8日 PC本部に達した報告では、ブキドノン州でも回教徒民家52戸が焼かれ、アウトロー1人が射殺された。

7日 ▶国府、フリーダムランド占領か——Ramon V. Mitra 議員（L）は下院で、「議会が比領と宣言したフリーダムランド群島（パラワン島西）を国府軍が占領し、重火器と対空火器で防備している」と演説した。海空軍はこの日偵察パトロールを送った。

10日 ▶3島占領を発表——マルコス大統領は国家安全保障会議のあとで記者会見し次のように言明した。

フィリピン軍は昨年以来、国家安全保障会議の勧告と承認によりフリーダムランド群島中の3島、Pagasa、Lawak、Patag を占領し有效地に支配している。同群島はフィリピン人探險家 Tomas Cloma が1947～50年に占領したもので53の小島、珊瑚礁、砂洲から成っている無人島群である。政府はすでにフィリピン人石油探鉱会社の3島探さく申請を許可した。

国府軍が占領している Itu Aba 島（比國名 Ligaw 島、中国名南沙）は、日本が、1951年平和条約で放棄して事実上連合国に信託下にある Spratley 群島の一部であり、連合国は承認なしに派兵できない。安保会議は一致して、同地域の情勢急発展と同島の国土への近接性からみて、外国勢力による占領はわが国の安全に対する重大な脅威であると認め、台湾政府が守備隊を引揚げるよう要求する。台湾側が拒否した場合は国連総会の中國問題に対する態度に影響するかもしれない。

（注）周書楷国府外相は、「Spratley 群島はわが国の領土であり、1946年以来守備隊をおいているのは世界周知のことである」として拒否。一方南ベトナム Tran Van Lam 外相は15日同群島および西沙群島の領有権を確認。

13日 ▶中銀、スタンダードバイ信用状発行規制——（参考資料参照）。

14日 ▶マニラで ASPAC 閣僚会議——（～16日）。参加9カ国、オブザーバー——カンボジア、フィリピン政府ゲスト——インドネシア。

マルコス大統領は開会式の演説で次のように述べた。

中国の核軍縮提案は中国の平和的意図を改めて確認させるものである。また「ピンポン外交」はアジアの政治環境に明確な影響を及ぼした。米中が平和的協力の道を見ることは域内諸国に必ず有益な影響を及ぼす。

日本は域内安定に貢献する力を持っているが、その力自体経済的にも政治的にも搅乱的に働きうるのである。

当地域中立化は、もちろんきわめて実験的な構想であり、いずれにせよ中立主義をとった国家群は集団的にそれを防衛する力がなければならない。

15日 ▶円借款 6500 万ドル内定——11日来日以来佐藤首相はじめ政府首脳と4カ年開発計画資金として6500万ドルの円借款交渉を行なっていたビラータ蔵相一行帰国。日本政府は、プロジェクト援助1500万ドル、商品援助5000万ドルの比倒要求に対し、プロジェクト援助2500万ドル、商品援助4000万ドル供与を内定。

16日 ▶ニクソン訪中受諾について大統領府新聞声明——これは70年代を超えて国際協力と世界平和に決定的な意味をもつ外交的打開である。わずか2日前（マルコス）大統領は ASPAC 閣僚会議に対し、世界諸国が協働して、今日まである国々の政治姿勢の特徴となってきたイデオロギー的硬直性を終らせるようにしたいとの希望を表明したばかりであった。本日のニクソン声明は、世界の諸大国と諸国民が最終的には、國家間の平和的協力に基づき一つの世界を築くためにあらゆる可能な手段を行使するであろう、とのわれわれの希望を強めるものである。

▶軍首脳、コタバト安定化と語る——エンリレ国防相、ガルシアPC長官、Rafael Ileto 陸軍長官ら軍首脳はコタバト現地を視察、「コタバト問題は封じこめられ安定化した」と語った。一方マニリ事件についてクリスチヤンの“Ilagas”31人が起訴された。

（注）PC 公式集計による1～6月のコタバト紛争関係の死者数は、回教徒165、クリスチヤン155、マノボ13、ティルライ4の計337人。

▶黄総参謀長警告——（新華社）黄永勝中国人民解放軍総参謀長は次のように演説。

南沙群島と西沙群島は常に中国の領土であった。中国は絶対にどんな国もこれらの島々を侵犯するのを許

せない。フィリピン政府は中国の領土に対する侵犯を直ちにやめ、すべての人員を南沙群島から引揚げなければならない。

（注）マルコス大統領は18日、フィリピン軍が兵を置いている諸島は Spratley 群島の一部ではなく、同群島のどの島に対してもどんな領土要求もないと言明。

17日 ▶「2つの中国」政策採用へ——マルコス大統領は記者会見で次のように言明した。

ニクソン大統領は訪中計画について公表のかなり前に私にひそかに通告した。

中国の平攻勢により、SEATO 諸国は防衛費を経済開発に廻すことが可能となった、しかし国内共産主義者に対する非妥協的態度は不变である。

中国は予想以上に早く国連加入が認められよう。フィリピンは「2つの中国」政策をとるかもしれない。

19日 ▶回教徒指導者、共同コミュニケ発表——マラウイ市で（参考資料参照）。

20日 ▶「糖業は国際的変化に備えよ」——マルコス大統領はフィリピン糖業クラブの集会で演説し、「米国会が砂糖法を通して3～5年後には米市場を失なうであろう。糖業は砂糖委員会を創設し、今やフィリピン経済の中での地位をリアルに再評価し多様化の方策を見出すべきだ。米政府と中国の政策の変化を検討せよ。あらゆることが起こりうるから、アジアの国民はあらゆることに備えるべきだ」と述べた。

21日 ▶フォードのマリベレス進出承認——マルコス大統領はフォード・アジア・パシフィック社 William O. Bourke 社長と会見、フォードがマリベレス保税加工区で自動車生産を行なう計画を承認、加工区当局に用地30ヘクタールを割当てるよう命じた。所要コスト1億ドルで73年から当初年産10万台のスタンプ・プレス・プラントを操業し、製品の90%をアジアに輸出しアジア諸国と分業する計画。

22日 ▶ケソン市で世界反共大会——（～25日）。世界反共連盟、アジア人民反共連盟共催。

23日 ▶NEC、改定4カ年開発計画（FY 1972—75）を採択（主要統計参照）。

▶アジア首脳会議開催打診へ——マルコス大統領は記者会見で次のように言明。

ニクソン訪中の巨大な意味を評価し考え方を決めるアジア首脳会議の可能性はないか、ロムロ外相に各国外相の打診を命じた。この国々の中には日本、インド、ビルマなど中立国も含まれる。会議開催地としてマニラでもよい。SEATO だけでなく、ASPAC、ASEAN などの取り決めも再検討が必要となった。

台灣が中国に引渡されれば由々しい事態になろう。

すべては国連の決定次第である。その際東南アジア諸国は自国の国益との関連で慎重に検討しなければならない。

フィリピンの砂糖割当をさらに削る米国議会の動きは全くの失望である。フィリピンは米国からの輸入削減におもむかざるをえないだろう。

►バルベロ議員、ハノイ訪問——Carmelo Z. Barbero 下院議員 (L) は随員、新聞記者各 1 人とともに北ベトナム政府招待でハノイ訪問 (～31日)。

(注) 滞在中の会見者は Pham Van Dong 首相、Hoang Van Hoan 政治局員・副首相ほか 5 人の閣僚 (うち 2 人は政治局員)。

26日 ►米35万トン輸入を命令——マルコス大統領はタンコ農相に対し、米価高騰に伴ない 9 月 15 日までに 35 万トンの米を輸入するよう命じ、農相は NEC に不足分の認定を要請した。

27日 ►物価統制法発効——マルコス大統領は 16 日国会を通過した物価統制法案に署名し即日発効した。これは 6 月 30 日失効した法律に代って必需物資 11 グループを、6 月 30 日現在物価統制委員会が定めた上限価格に 2 年間釘づけるもの。

28日 ►中銀、輸入規則をさらに緩和——(通牒第 330 号、参考資料参照)。

29日 ►米上院、砂糖法 3 年延長可決——フィリピンに対する割当は、基礎割当 105 万トン、プラス内外の供給不足量の 40.04% で、最高限度 150 万トンを設定。

►海員組合マニラ湾就労拒否——全日本海員組合は、「船員の安全が確保されない」としてマニラ湾海域を就航コースとする船の就労拒否を指令した。日本船主協会によると、本年初以来「海賊」による被害は 12 隻。(同夜調査団現地派遣で合意して解除)

(注) 日本政府からの抗議覚書に対しロムロ外相は、フィリピン政府が即時海軍と沿岸警備隊を税闘と協力させるなど積極的措置をとったことを明らかにした。

►インドネシアとの交渉終る——23 日からマニラで行なわれていたフィリピン＝インドネシア経済技術合同委員会が終り、木材・鉱産物・ココナツ製品の共同販売、加工契約、国境の交易・海運などで協定を結んだ。これにより国境地帯の住民はバーター交易許可を受け 1 航海 1 隻当たり 570 ドルの範囲で交易が公認されることになった。

30日 ►中国国連加入支持を決定——マルコス大統領は国家安全保障会議後の記者会見で次のように言明した。

アジア情勢急変にかんがみ、フィリピンは中華民国の議席維持を条件に中華人民共和国の国連加入を支持する。中國問題では「2 つの中国」政策を探る以外の選択はない。国連加入支持は必ずしも同国との外交関

係樹立にはつながらない。この問題は「同盟国、友好国」と協議してから決める。アジア首脳会議は国連総会後であろう。

11月北京で行なわれるアジア・アフリカ卓球友好試合にフィリピン卓球協会が参加するのを許可した。

8月

3日 ►中銀、L/C 積立金に準備金積立要件——(通牒第 332 号、実施 8 月 9 日、参考資料参照)。

4日 ►米25万トン追加輸入承認——国家経済審議会は政府に対し、11月末までに米 25 万トンを追加輸入する権限、なお不十分な時はさらに 10 万トンを輸入する「暫定スタンダバイ権限」、およびイエローコーン 5 万トン輸入権限を与えた。

(注) 成約状況: 8 月 6 日タイと 12 万トン、870 万ドル、12 年賦; 8 月 9 日ビルマと 3 万トン 221.4 万ドル、現金; 8 月 24 日ビルマと 6 万トン (現金); 米国と 2.5 万トン、PL 480 により 16 年賦; 中国と 1 万トン; 9 月 29 日日本から 1 万トン、10 年間の延払い。

5日 ►コタバトで紛争つづく——コタバト州 Carmen, Buldon 両町で PC と回教徒武装団の間に 3 回の交戦があり、回教徒少なくとも 14 人が死んだ。一方北ラナオ州 Tubod 町では正体不明の武装者に農民 6 人が殺された。4, 5 両日には 4 件の伏撃により PC に死者 6 人、負傷者 10 人を出した。

8日 ►クラーク基地争議終る——15 日間つづいたクラーク米空軍基地のストは基地当局がフィリピン文民従組の要求のほとんどを受入れたため解決。

9日 ►回教徒黒シャツ団に最後通告——ガルシア PC 長官はコタバト、ラナオ現地の軍民指導者に、同地ミンダナオ独立運動黒シャツ団 1,500 人に 8 月 15 日を期限として無条件降伏の勧告をするよう命じた。

(注) 別の報道では回教徒軍は 2,500 人。8 月 5 日以来 12 日までにコタバト州 Buldon、北ラナオ州 Wao を中心に連日発生している衝突で PC 7 人と回教徒 37 人が殺されている。

10日 ►インドネシアからの木材輸入承認——通貨委員会は、輸出用合板原料の木材不足のため Sarmiento Industries Inc. と Sta. Clara Lumber, Co. から申請があったインドネシアからの木材輸入を条件付きで承認した。

11日 ►大統領、コタバト停戦を命令——マルコス大統領はコタバト州 Buldon 地域の軍事作戦停止を命じ (10 日夜半から有効)、12 日コタバト市で大統領が出席する和平会談を召集した。

16日 ►米国新経済政策の影響——大統領の召集により財政金融政策委員会 (関係経済閣僚で構成) が開かれ米国新経済政策の影響について検討した。この日の結論

は、「ドル変動相場制はフィリピン経済に悪影響を及ぼさない。米国にドル預金より負債が多いことから新政策はフィリピン政府に有利であろう」というもの。

一方 Jose B. Fernandez 銀行協会会長は、「銀行家は他の主要通貨の反応を静観中であるが、フィリピンの貿易はドル建てである以上、米国のドル切下げは、政策上フィリピンも切下げで追随しなければなるまい」と述べた。

▶外為取引停止決定——フィリピン銀行協会は、ニクソン大統領のドル防衛声明の影響を見定めるため、17日の外為市場のドル取引を一時停止することに決定。16日の銀行間の私的な取引は1ドル6.425ペソのガイディング・レートで行なわれた。

17日 ▶中銀、輸入課徴金について——リカロス中央銀行総裁は通貨委員会への報告で、経済界と国民の米国新経済政策に対する「不当な憂慮」を戒め、10%輸入課徴金の推定額は年間1500万ドル、90日間では375万ドルにすぎないと明言した。

(注) シカット NEC 長官推定では年間1152万ドル、90日間で232.7万ドル。

18日 ▶コタバト和平成立——マルコス大統領は官邸で現地から飛来したコタバト州ブルドン町長 Bangon Aratuc (回教徒武装集団指導者) と会談、次の6項目の和平協定が成立した。①約1,500人の黒シャツ団の平和的投降と火器の登録、②ブルドンからの全PC引揚げ、周辺PC、陸軍の改編、その部隊からイロンゴ族の全面的排除、③ブルドンの即時復旧とパイロット・プロジェクト化、④ブルドンにある EDCOR 入植地のクリスチャントローリーと Alamada 町回教徒との交換、⑤ブルドン反乱に至った事件関係者の告発と処罰、⑥ブルドンの米収穫のため道路の即時開放。

21日 ▶中国から米1万トン輸入——商業会議所 Eduardo Echaus 理事は香港代理店五豊行から中国米1万トンを輸入する契約に調印した。同理事から比政府に売り渡す形をとる。総額71.4万ドル、積出港は広東の黄埔港。

一方レガスピ・オイル社 Dominador Lim 社長は9月14日中国にココナツ油3,000ロング・トンを輸出する契約を結んだ。トン当たり280ドル、総額84万ドル。

(注) 中比間に貿易関係がないため民間ベースとなつたが、香港で行なわれた中国粮油食品進出公司との交渉には終始タシコ農相が立会つた。

▶青年学生代表団訪中——中国人民对外友好協会の招きでフィリピン青年学生代表団15人(団長 Chito Sta. Romana MDP スポークスマン)が香港から北京に到着(～11月26日)。

▶LP 選挙集会で爆発事件——夜9時ミランダ広場で

開かれたリベラル党選挙集会の演壇付近で手投弾2発が投げられ、爆発で死者9人、負傷者96人。負傷者の中にロハス総裁はじめ LP の上院議員候補7人ははじめ、マニラ市長・市議候補などが含まれている。

22日 ▶各所で手入れ——朝から夜にかけて軍情報チームは首都圏を中心に約27人を連行、拘置した。夜9時には首都警察200人がフィリピン商大(PCC)を急襲、警備員、従業員らを連行(翌日夜16人釈放)、薬箱爆弾18箇、共産主義文献などを押収した。

(注) 拘置者の氏名、人数は公表されていないが、マニラ・タームズ25日付によると拘置者は少なくとも22人でその中には次の人々がいる。PCC 学長 Nemesio E. Prudente, PCC 教授 Teodosio Lansang (フィリピン社会党書記長), 同 Rodolfo del Rosario (同副委員長), 同 Bayani S. Alcala (同執行委員), 同 Angelo de los Reyes, ラジオ解説者 Rogelio V. Arienda, KM 書記長 Luzvimindo David, KM 員3人。

またほかに25日までに全国で約120人が逮捕された。
内訳: タルラク、パンパンガ両州84、パンガシナン州3、中部ルソン国立大10、ブラカン州20。

▶各所で爆発事件——23日夜までに次の5件が発生:

(1)リサール州サン・ファンの国家上下水公社の主送水管、(2)マニラ市の選挙管理委員会建物、(3)マニラ市庁舎、(4)国会議事堂前歩道、(5)ケソン市マニラ電力変電所。

23日 ▶大統領、人身保護令停止発表——マルコス大統領は午後1時ラジオ、テレビを通じ、21日深夜から全国的に人身保護令の特権を停止した(布告889号—資料参照)と発表し、「必要とみとめれば戒厳令布告をためらわない」と明言した。首都圏警察および首都圏・周辺州の軍全部隊はこの発表後直ちに戒厳態勢に入った。

24日 ▶人身保護令停止抗議デモ——KM, MDP, SDK. 2,000人が平和的にブスティリヨス広場まで。一方 NUSP緊急会議は無期限授業放棄を指令(以後各団体が連日集会、デモ)。

▶大統領、アキノ議員攻撃——マルコス大統領は夜のTV会見で、軍情報部の報告をもとに、アキノ上院議員はタルラク州知事以来フク団と関係をもちこれを援助していると非難した。同議員は同夜声明を発表、その事実を否定するとともに大統領は正式に法廷に持出せと反論した。

(注) 同議員は前日議会の演説で大統領を国会放火事件をでっちあげたヒトラーになぞらえた。KM 創立者 Jose Ma. Sison は27日、アキノ議員と1968年および69年に会ったことはないと否定。

26日 ▶苦情処理委員会設置命令——マルコス大統領は行政命令333号を発し、人身保護令停止の実施にともなう苦情を処理する大統領行政援助委員会(PAAC)の設置を命じた。

▶コタバトで回教徒16人殺さる——朝コタバト州 Lu-

tayan の Simsiman 村で回教徒農民が約 30 人の武装イラガ団におそれ、死者 16 人、負傷者 7 人を出した。

▶NPA、前線指揮所攻撃——未明 1 時頃イサベラ州 Echague にあるラウイン機動隊前線指揮所を約 30 人の新人民軍が攻撃、手投弾を使って格納庫のヘリコプター 2 機、自家用機 1 機を破壊し、兵士 1 人を負傷させた。

(注) 共産党機関紙 *Ang Bayan* は、このほか「武器運搬車とガードハウスにいた将兵 2 人を殺しキャンプ内の兵士 20 人を負傷させ、偵察機 1 機を破壊した」と述べている。

27 日 ▶ドルか円かの選択——フェルナンデス銀行協会会長は TV インタビュー番組で円の変動相場制移行に関連し「ペソはドルと円のいずれに追随すべきか、通貨当局は需給の問題、国家政策、国益の問題から決定し、為替市場に介入すべきだ」と述べた。

28 日 ▶ビコールで対 NPA 機動隊編成——ガルシア PC 長官は、ビコール地方とくに南カマリネス州に NPA が浸透しているとしてあらたに PC 機動隊を編成した。去る 25 日には Iriga 市 San Pedro 村で 50 人の NPA が PC パトロールと交戦、双方に死者各 1 人、その他死者 1 人を出している。

(注) 浸透地域は南カマリネス州 Tigaon, Sangay, Goa, Ocampo, Buhi 諸町と Iriga, Naga 両市。

29 日 ▶各省間外資調査委員会設置——29 日付マニラ・タイムズによると、大統領府は覚書第 249 号により、BOI、財務省、NEC、PES、商工省、中央銀行首脳による各省間外国投資調査委員会を設置した。L=L 協定交渉準備と経済自立化ガイドラインとして。

30 日 ▶人身保護令停止命令を修正——マルコス大統領は布告 889 号を修正した同 889-A を発し、大統領命令実施上の濫用を少なくし疑いを除くため人身保護令停止の範囲を「暴動または反乱の罪およびそれらを助長する犯罪」に限った。一方軍当局は大統領命令で追及すべき共産主義者および破壊活動指導者のブラックリストをはじめの 730 人から 100 人に減らした。

31 日 ▶カビテ米海軍基地正式返還——米国は 1970 年 12 月の米比政府合意にもとづき、カビテ市にあるサングレー・ポイント海軍基地を正式にフィリピンに返還した。米海軍対潜 2 戰隊は Cubi Point の海軍航空基地に移動。

▶ディオクノ議員、NP 留党——Jose W. Diokno 上院議員は人身保護令停止をめぐる意見の相違からナショナリスト党から離党。同議員は人身保護令停止無効訴訟の原告側弁護人。

9 月

2 日 ▶北ラナオ治安悪化に措置——ガルシア PC 長官はイリガン市におもむき、北ラナオ州 300~500 人の回

教徒武装集団“Barracudas”の武装解除、PC 第 4 管区の装甲車 2 台、ライフル 3 箇中隊の展開などの措置を命じた。

(注) 同州ではバラクダスとクリスチャン側イラガスの間の争闘で、Kapatagan, Buriasan, Karomatan, Salvador Tubod, Baroy, Aurora, Magsaysay, Lala の諸町を中心 7 月初め以来約 60 人の死者を出しており、中でも 8 月 23 日にはバス待伏せ攻撃で死者 15 人を出した。すでに 4 万 5000 人（主としてクリスチャン）が隣接の西ミサミス州に避難している。

4 日 ▶農地改革 2 法案可決——国会第 5 特別会期（8 月 2 日～）は、41 億 4100 万ペソの国家予算と農地改革 2 法案を可決して閉会。2 法案は 9 月 10 日大統領署名により改正農地改革法（RA 6389 号—参考資料参照）、農地改革特別基金法（RA 6390 号）となる。

62 団体、人身保護令回復要求——広汎な労働、学生、青年、専門職、公職者、宗教、婦人 62 団体、個人は「市民的自由を求める憂慮する市民の運動（MCCCL）」を結成（会長ディオクノ上院議員）、人身保護令即時回復を要求する「人民の要求」を採択した。

5 日 ▶北ラナオで和平会議——北ラナオ州 Baroy 町で大統領が召集し、エンリレ国防相が主宰する和平会議が開かれ、Ali Dimaporo 下院議員（N）、Arsenio Quibranza 知事（L）ら同州政治指導者 2,000 人、国会調査団などが出席、対立の解消、武装集団の解散など 10 項目について合意した。

6 日 ▶国側「7~8 月反乱計画」を発表——人身保護令停止無効訴訟で原告の国側は最高裁に対し覚書を提出、共産党と新人民軍がマニラで暗殺、誘拐、放火、テロを行なう「7~8 月計画」情報と KM はじめ多数の「フロント組織」の調査内容を発表した（参考資料参照）。

(注) フィリピン共産党は 11 日、Pio Labrador 書記長名で「人民の民主的権利を抑えファシスト独裁を押しつけようとする米國＝マルコス政権のばかげた作りごと」だと否定する声明を発表。

▶北ラナオで回教徒 40 人死——PC 発表によると、5 日朝と 6 日朝の 2 回、PC パトロールは、北ラナオ州 Salvador 町と Buriasan 町で、それぞれ約 200 人、400 人の回教徒武装集団と交戦、各 20 人を射殺した。

7 日 ▶政府軍伏撃され全滅——午後 3 時イサベラ州 San Augustin の Usor 村で、陸軍第 10 歩兵大隊 C 中隊のパトロール・トラックが NPA 24 人に待ち伏せ攻撃され、7 人中 6 人が死に 1 人が重傷を負った。救援に向ったラウイン機動隊の武器運搬車は同州 Santiago の Divisoria 付近で伏撃されたが双方に被害なし。

▶中銀、機械・設備・部品の輸入制限緩和——（参考資料参照）。

▶西独と技術援助協定——ロムロ外相はポンで Walter Scheel 西独外相と技術援助協定に調印。ロムロ外

相はほかに経済協力相、経済相とも会談。

8日 ▶閣僚の後任任命——マルコス大統領は上院選に出馬するオブレ労相の後任に Adrian E. Cristobal 労働次官を任命。つづいて10日、マセダ商工相の後任に Troadio T. Quiazon Jr. を任命。一方 RA 6389号により新設された農地改革省長官には23日、土地庁長官 Conrado F. Estrella が就任。このほかエンリレ国防相後任に Efren Plana 次官（日時不明）、8月6日辞任の Manuel Syquio 公共事業相の後任に David M. Consunji（日時不明）。

▶婦人代表団中国到着——（～19日）。総勢28人、団長 Charito Planas。

▶新駐米大使着任——Eduardo Z. Romualdez。

▶回教徒、PC 兵舎を攻撃——午後約200人の回教徒が北ラナオ州 Buriasan の第543 PC 中隊指揮所を攻撃したが、死者10人を出し撃退された。前日朝にひきつき2度目。PC側にはいずれも死傷者なし。

9日 ▶NEC、フィルオイルのフィリピン化承認——NECは石油業委員会（OIC）との合同会議で、ガルフ・オイル所有のフィル・オイル精油社株66 $\frac{2}{3}$ %の半分（約300万ドル）をフィリピン人に売却すること、買取りは民間が行なうべきこと、を原則的に承認した。譲渡手続き、価格、条件等は今後 NEC、OIC、BOI、財務省、中銀、民間代表で構成する調査委員会で検討する。

13日 ▶人身保護令回復要求大集会——MCCCL主催の人身保護令即時回復を要求する集会がミランダ広場で行なわれ、青年、労働、専門職、市民、宗教70団体5万人が参集した。

14日 ▶軍地下組織声明——マニラ・タイムズ紙にとどいたフィリピン軍地下運動「ピクトル・コルプス運動」のプレス・リリーズは、「マルコスの意のままにならない将兵の間ではミランダ広場虐殺はマルコスのテロ団の一つに責任があるという見解が一般的である」、「ファシスト独裁には専制者が理解できるただ一つのことばで反対する」と述べている。

15日 ▶米国に輸入課徴金免除要請——ビラータ蔵相はワシントンで Charles Walker 財務長官代理と会見、10%輸入課徴金全面免除を要請した。

17日 ▶ラナオで虐殺つづく——夜北ラナオ州 Kauswagan の Dilabayan 村で回教徒住民19人が5人の武装者に射殺された。早朝には同州 Tubod の Kanengan 村でジープが待ち伏せ攻撃を受け、クリスチャン8人が射殺された。同日コタバト州 Bagumbayan では PC 2個中隊と回教徒約200人の間で交戦。

18日 ▶大統領、イメリダ出馬示唆——マルコス大統領は記者会見で、「共産主義者を支持するアキノ議員の大

統領当選を阻止できる者がいなければ、ファースト・レディが出馬しなければならないだろう」という17日付ニューヨーク・タイムズ紙会見記にふれ、「野党候補が共産主義者ないし彼らに支持される者であり、与党側にこれと対抗できる者がいなければ、1973年に大統領夫人が出馬するかもしれない」と述べた。

▶人身保護令一部回復——マルコス大統領は布告889-B号を発し、同日から全ビサヤとルソンの一部（27州、3小州、13市）で人身保護令を回復した。残るのは全ミンダナオ、マニラ首都圏とリサール、バギオ市を含むウンテン4州、カガヤン渓谷地方、パンガシナンを除く中部ルソン、バタンガスを除く南部ルソン、南北カマリネス、アルバイ、ソルソゴン各州。

20日 ▶大統領、ミランダ事件背後関係について——マルコス大統領は記者会見で、「ミランダ広場爆発事件は、NPA のものとの計画では政党や特定個人を直接ねらったものではなかった。NPA の放棄した計画をまだ明らかでないグループが取上げ実行した。アキノ議員の共産主義者との協力関係の証人の1人は（NPA の） Melody 指揮官でありわれわれは彼を保護している。

（注）メロディ指揮官はスク序列第3位であるが、アキノ議員によると非行のため1969年11月 NPA から追放され、1月18日パンパンガ州司令官に投降した。ヤン国軍参謀長は23日政府が拘留していることはみとめたがそれがどの部局であるか知らないと述べた。

▶物価統制委、米価決定——物価統制委員会は、米のヤミ売りと米穀商の投機を阻止するため、10月1日（結局9日から）実施する米価を次の通り決定した。1ガント当り、単位ペソ並12.10（現在の市場価格2.60～2.80）上2.50（2.90～3.10）、極上2.90（3.30～3.50）。

▶ココナツ油の課徴金免除——駐米大使館からの報告によれば、米政府は L-L 協定による免税割当量4万トンを超えたフィリピンのココナツ油輸出に対する課徴金を免除することに決定、またその他課徴金の対象となる品目は L-L 協定により最高8%まで。

22日 ▶国連で「2つの中国」を共同提案——Jose D. Ingles 外相代理は Sun 台湾大使に、フィリピンは中国に国連総会と安保理事会の議席を与える米国決議の共同提案国になると通告。

23日 ▶米国議会、新砂糖法案可決——フィリピンの割当は131万4020ショート・トン。

（注）10月14日、ニクソン大統領署名。

▶蔵相、中南米中銀総裁会議に出席——ビラータ蔵相は、世銀-IMF 総会を前にボゴタで開かれたラテン・アメリカ中央銀行総裁会議に出席、国際通貨危機に際して共同の立場に立つべく協議した。

25日 ▶CC 多数、マルコス家の出馬禁止提案——憲法

会議多数の 163 名は「現職大統領と二親等以内の親族、姻戚は、1973年末以降、憲法会議が採択するいかなる形態の政府の下でも国家元首および（または）政府首班となる資格がない」との決議案に署名した。

（注）署名者は最高で 174 名に達したが、13人が取消した。

▶ミンダオで人身保護令回復——マルコス大統領は、南北ラナオ州、コタバト州、イリガン、マラウイ両市をのぞくミンダナオ、スルの14州、13市で人身保護令を回復した。

26日 ▶ラナオ政争に妥協成立——マルコス大統領の仲介で北ラナオ州の Ali Dimaporo 議員と Arsenio Qui-branza 知事の両派は、知事選の共同候補として Wilfredo Encarnacion 准将を立てることを中心とした和平協定に調印した（准将は結局失格となり、成立せず）。

28日 ▶CC、選挙年齢引下げ決議——憲法会議は早朝 221 対 22 の圧倒的多数で、選挙権を 21 歳から 18 歳に引下げ、この改正点を 11 月 8 日の選挙と同時に特別国民投票にかけることを決議した（選挙委も 10 月 1 日、国民投票実施承認）。

10月

1 日 ▶NPA 指揮官戦死——未明政府軍突撃隊はサンパレス州 Botolan 町 Ponan 村の NPA 隠れ家を襲撃、 Ernesto Miranda (Panchito 指揮官、NPA 序列 9 位) ほか 2 人を殺した。

4 日 ▶インドネシアと木材計画生産で合意——BOI 発表によると、フィリピンはこのほどインドネシアと木材の世界市場価格安定化のために木材の計画的生産と輸出手続きで合意した。これは両国の経済技術協力の一環で、大統領はすでにこの実施に当る省間委員会を設置した。

▶基地協定の改変非難——アンヘルス市第一審裁 Ceferino Gaddi 判事は最高裁に宛てた覚書で、米国大使館とフィリピン外務省が本年 2 ～ 3 月秘密に覚書を交換して、刑事事件における在米軍兵士拘留者受領の様式を変更したのは秘密の基地協定改変だと非難した。

（注）イングレス外相代理は 11 日、秘密の協定改変ではないし、フィリピン側の裁判権はそこなわれないと声明した。

▶米生産 9 州を災害地域に指定——マルコス大統領は布告 911 号を発し、ヌエバ・エシハ、タルラク、パンガシナン、イサベラ、アルバイ、南北カマリネス、コタバト、南コタバトの 9 米生産州（昨年来計 21 州に）を公共災害状態に指定した。9 州は台風、干ばつにツングロ病害が重なって大被害を蒙ったとしており、米など食糧や建築資材など必需品の公定格以上の販売、売り惜しみ、隠退藏などは禁じられる。

▶人身保護令さらに回復——マルコス大統領は布告 889-D を発し、カガヤン、カビテ、マウンテン、カリンガ・アパヤオ、北カマリネス、アルバイ、ソルソゴンの 7 州とルソンの 4 市に人身保護令を回復した。

5 日 ▶カロオカンの学生デモで 3 人死——1 日カロオカン市での人身保護令停止抗議デモが警官と暴力団に弾圧されたことに対する MDP, KM, SDK 3,000 人の「怒りのデモ」がカロオカン市に向けて行なわれた。マニラ市との境界で、暴力団と私服警官に襲撃され、薬箱爆弾、火炎瓶、銃撃などで死者 4 人、負傷者 31 人を出した。

7 日 ▶リビア、回教徒問題に介入表明——リビアの大統領は「フィリピン南部の 400 万回教徒に対する皆殺しキャンペーンがつづくならリビアは責任をとらざるをえなくなるだろう」と演説した。

（注）14 日フィリピン外務省は在カイロ・リビア大使館に抗議を提出。

9 日 ▶大統領夫人諸国訪問へ——Imelda R. Marcos 大統領夫人は大統領代理としてペルシア帝国 2,500 年記念式典出席のためイランに出発（27 日帰国までの訪問国—インド、イラン、英國、米国、国連）。

12 日 ▶カロオカンで抗議デモ——MCCCL 主催でカロオカン市で 4 人の死に抗議し人身保護令回復を要求する 8,000 人のデモと集会。

14 日 ▶コタバト紛争で死者 38 人——コタバト州 Tacurong, Columbio, Ampatuan 3 町で 3 件の事件が発生し 38 人（1 人は PC）が死んだ。

▶デルタ社、FTZA に正式申請——デルタ・モーター社（トヨタ車組立・販売）はエンジンプロック、シート外装、その他自動車部品 50 品目の生産計画を保税加工工場に提出した。

（注）デルタ社は少し前 GM オーバーシーズ社と、エンジンプロック、シリンダー・ヘッドその他エンジン鋳造部品の下請契約を結んでいる。

15 日 ▶ビルマへ工業製品輸出——ビルマとの貿易交渉から帰国した國家輸出貿易会社 (NETRACOR) の Car-loman T. Magno は、ビルマ側がさきにフィリピンに輸出した米 900 万ドルと 63, 67 年米輸出代金残高 20 万ドル分をフィリピンの工業製品 14 品目（化学、金属、繊維など原料品）を輸入することに合意したと発表。また別に電力サブ・ステーションとトランスマッショントラン 3 基（約 250 万ドル）輸入にも合意した。

▶NEC、米 4 万トン輸入認可——8 月の 10 万トンのストレンドバイ権限の一部。

16 日 ▶最高裁、国民投票決議に無効判決——最高裁はトレンチーノ上院議員の提訴に対し、憲法会議の選挙年齢引下げの憲法改正を 11 月 8 日国民投票に付す決議と選

举委員会の同承認決議は、憲法会議の改正提案は全改正点に対し单一の国民投票を規定した憲法15章1条により無効であるとの判断を下した。

18日 ▶タルラクでPC, NPA 交戦——約30人の重武装の新人民軍がタルラク州 Capas の Sta. Lucia の PC-BSDU 分遣隊を攻撃、双方に死者各1。

20日 ▶ミランダ事件でアキノ議員の義弟拘留——PC 犯罪捜査部 (CIS) の召喚に応じて出頭した実業家 Antonin Oreta Jr. (アキノ議員義弟) は婦人の証人2人の口供書をもとに、手投弾50発を買取った容疑で人身保護令停止のもとで警察軍留置場に拘留された。さらに彼の護衛である警備会社役員1人が翌晩6人の武装した制服の男に拉致され25日までマニラ市警に拘留された。

▶HMB 指導者逮捕さる——ラウイン機動隊はアンヘルス市 Pampang 村でフク団指導者 Fidel Samia (Fidel 指揮官、HMB 第2位) を逮捕した。自供によればスマロン指揮官逮捕以後 NPA からの再統一の働きかけが活潑化している。

(注) 25日にはパンパンガ州 San Fernando で Calixto Santos (Felicing 指揮官、第7位) と Dominador Galang (Judge 指揮官) が投降。

22日 ▶NPA、イサベラの100村以上を支配——Tomas Diaz ラウイン機動隊司令官は北ルソン現地視察に訪れた国防省、軍首脳に対し「現在イサベラ州の NPA は正規軍175人で、8町の110村を支配し、村議会を構成し、裁判、徴税などを行なって“見える政府”を作りあげさらに隣接州に拡大している」と報告。

24日 ▶「貧困とファシズム反対大行進」終る——(20日～)。MDPなどの主催で、中部ルソン・コース、アンヘルス市、南部ルソン・コース、ロスバニヨスから開始された行進最終日はミランダ広場に集結して3万人の集会を行なった。

▶コタバトでビラアン30人虐殺——コタバト州 Columbio の Natividad 村で50人の武装集団の襲撃により Bilaan 族の26人が死に、4人が行方不明、多数が重傷を負った。

25日 ▶伏撃で政府軍17人死——早朝北ラナオ州マグサイサイ町山地で、包囲された前哨地点の増援に向った陸軍第26歩兵大隊のトラックがバラクダス団と見られる武装集団に待伏せ攻撃を受け、22人中17人が死に2人が負傷した。また U-17ヘリコプター1機が損傷を受け不時着。同時に Bacolod, Kauswagan の2町も攻撃を受けた。

包囲されたマグサイサイ守備隊20人は戦闘5時間の末攻撃を撃退、66人（のち22人に訂正）を殺したと発表された。

▶IISMI 操業再開——Vicente T. Paterno 大統領鉄

鋼委員長 (BOI 長官) は同委員会がイリガン総合製鉄所のブリキ、コールドロールド・シート、コイル生産再開を許可したが、ホットローリングミルは許可しないと発表した。IISMI は、中央銀行が不良企業リストに含めたため原料を輸入する信用状が開けず、8月初め以来操業停止していた。今回エリサルデ・スチール・ローリング・ミルズ (Elirol) 社と、コールド・ロールド・シートと亜鉛鉄板の加工契約を結んだため再開できた。

▶大統領、拘留者と面会——マルコス大統領はキャンプ・クレーム (PC 本部) を訪問、人身保護令停止とともに拘留者のうち5人と面会し、うち1人の即時釈放を命じた。

26日 ▶台北との関係維持を確認——マルコス大統領は、「国連からの追放にもかかわらず国府はなお59カ国に承認されており、フィリピンはこれと外交関係を維持しつづける。しかし政府は中華人民共和国との接触増大の見通し、機会、問題点をより深く検討しなければなるまい」と声明した。

▶政府、MMICに出資決定——政府はスリガオ鉱物資源委員会を通して、マリンゾケ鉱工業社の北スリガオ州ノノックのニッケル・プロジェクトに2000万ドルの株式投資をすることに決定した。

(注) MMIC はプロジェクト総額2億5,500万ドル中、1億8050万ドル（米輸出入銀行5400万、神戸製鋼6400万、マニュファクチャラーズ・ハノーバー2500万など）の約束を得たが、政府出資が主要条件となっていた。

▶プラヤット、ソ連東欧との外交関係提唱——ソ連最高ソビエト議長の招待でソ連、その他チェコ、ハンガリーを訪問して帰国したプラヤット上院議長は、東南アジア諸国が全部ソ連と関係をもっていることを挙げ、貿易からはじめて外交関係へとソ連東欧との関係改善を進めることを提唱した。

(注) ロイ副議長は29日、貿易関係には賛成、外交関係には反対を表明。

27日 ▶PCC の米小売価格を停止——マルコス大統領は物価統制委員会 (PCC) に、PCC の営業米小売価格設定命令の施行中止を命じ、代りに品種等級にかかわりなくガント当り3ペソの上限価格を設定した。小売業者、精米業者から「非現実的な PCC 価格」を指摘されたため。PCC 上限価格施行中の18日間に267人の米小売商が違反で逮捕され230人が起訴された。

▶北ラナオで「索敵撃滅」作戦開始——政府軍1,000人はガルシア PC 長官指揮で、空軍ヘリ2機、大砲、てき弾筒の援護のもとに、バラクダスの集結する上 Tupod, 上 Kolambungan, Salvador に対する「索敵撃滅」作戦を開始した。

29日 ▶破防法で11人起訴——拘留中のプルデンテ PCC

学長ら11人は「1968年から1971年8月21日までに故意に明白な行為としてフィリピン共産党の役員または指導者になった」として破防法違反として正式に起訴された。

►ラピアン・マラヤ事件に無罪判決——パサイ市第一審裁は、1967年反乱罪で起訴されたラピアン・マラヤ（独立党）員49人（もと424人）に証拠不十分で無罪判決を下した。

30日 ►ミンダナオ問題で会議——マルコス大統領は官邸で、ラナオ、コタバト問題で軍、民間関係者の会議を召集、バラクダス、イラガス、その他のアウトローに対する作戦続行を確認するとともに、関係者と軍との連絡委員会を設置した。

11月

2日 ►NPC、ADBから借款 2300万ドル——アジア開銀は国家電力会社（NPC）がミンダナオに設置する50メガワット水力発電機1基（マリア・クリスチナ5号）と送電施設のドル・コストとして2340万ドルの借款を承認した。期間25年、年利7.5%。

3日 ►スハルト、2月に訪比計画——訪比中のインドネシアのTjokropranolo大統領最高軍事顧問はマルコス大統領は今のところ明年2月にフィリピンを正式訪問すると伝えた。

►8官庁で争議——賃上げ不履行を不満として郵政局、予算局でスト（300人）、モンテンルパ刑務所でデモ、RCA（800人）、通信局、陸運局、道路局、教育省（8組合）はスト突入態勢。

4日 ►米上院対外援助法否決の影響——シカットNEC長官は、米国上院の対外援助法否決で、米国がパリ会議で約束した対比援助5500万ドルのうち、PL 480援助をのぞき、農村電化、人口調節、農業を中心に2000～2500万ドル削減の恐れがあると言明した。

8日 ►中間選挙で野党進出——上院議員8人、地方議席（66州の知事、副知事、州参事会員、市・町長、市・町参事会員など）計1万5085をめぐって全国6万0670投票所で投票が行なわれた（有権者約1200万人）。上院選挙ではリベラル党6人、ナショナリスト党2人が当選、非改選と合わせてN党15人、L党8人、無所属1人となった（選挙結果詳細は参考資料参照）。この日フィリピン軍4万2000人とROTC1万1000人、有志活動家数千人が警備に当った。選挙に伴なう当日の死者42人、負傷者42人（累計それぞれ213人、242人）。

►MDP指導者逮捕——民主フィリピン運動全国スポーツマンGary Olivarは夜ケソン市でPC私服に犯罪捜査部に連行された。

►ケソン州でNPA逮捕——ケソン州Dilasagの

Diniog村で第234PC中隊は3人のNPA容疑者を逮捕、宣伝文書を押収。

9日 ►コナリー長官、マルコスと会談——ジャカルタから到着したコナリー米商務長官はマルコスと2時間会談した。記者会見で「米国はフィリピンなどアジア諸国が望むかぎり東南アジアにとどまりつづけるものと理解している。ニクソン大統領は、米国と同盟国が目標を達成するに必要なだけ外国援助を回復するあらゆる努力を払うだろう」と言明。

10日 ►大統領、野党に協力呼びかけ——マルコス大統領は全國TV放送で、主としてミラング事件のために上院は野党が勝ったが地方選挙では与党が議席の2/3を占めた、と指摘した。しかし選挙結果からみて国事の政策決定に当っては、野党はもとより広く民間、マスメディア、市民団体、教会との協議が必要だと述べ、国民の和解と團結を訴えた。

11日 ►マレーシア提案支持未決定——外務省スポーツマンは、ロムロ外相がすでにマレーシアの東南アジア中立化提案を支持したという報道について外相は何の約束をする権限も与えられていないと言明。

13日 ►世銀総裁、政府・議会首脳と会談——訪比中のマクナマラ世界銀行総裁は、閣僚および議会首脳と会談した。

►63人を破防法で起訴——マルコス大統領は放送を通じ、調査委員会（委員長Emilio Gancayco首席検察官）の勧告にもとづき、拘置者6人を含む63人を破防法違反で起訴し、拘置者の残りブルデンテ学長ら11人（うち不起訴は3人）の釈放（11月29日あと1人釈放）を命じたと発表した。主な起訴者—Gary Oliver, Lnzvimirido David, Rodolfo del Rosario, Victor Felipe, Angelo de los Reyes, Teresita Sison（以上拘置者）、Crispin Aranda, Ericson Baculinao, Sixto Carlos Jr., Carlos del Rosario, Chito Sta. Romana, Nelson Navarro。

16日 ►公務員休暇闘争——民間航空局、気象局、通信局、郵政局など公務員20万人は、①5%賃上げの7月1日実施（政府回答11月15日）、②12月1日からの賃金調整を要求して一斉休暇闘争に入った。（翌夜①は7月1日、②は明年2月1日実施で妥結）。

17日 ►石油3社値上げ申請——カルテックス、エッソ、モービルの石油3社（残る3社も追随）は石油業委員会にリッター当たり平均4.5セントボの値上げを申請。

19日 ►NECイエローコーン20万t輸入認可

20日 ►タルラクでNPA7人戦死——タルラク州CapasのCutcut村でPC第513中隊は新人民軍を包囲し7人を殺した。PC側は死者1人。同日南カマリネス州でSagnayでもNPA1人が殺され、2人が捕えられた。

(注) タルラクの事件は、村民側は6人中4人は無実の村民だと主張している。

▶中立化と対共産圏関係改善で一致——外交政策会議(今回から民間代表も参加)は原則的に、東南アジア中立化と対社会主義圏関係緩和に同意した。

21日 ▶日本人商社員狙撃され死傷——白屋リサール州マカチのハイウェーで、住友商事マニラ事務所員の自動車が狙撃され、死者1人、負傷2人。大統領府は23日、大統領が外務省を通して正式に日本政府に対し遺憾の意を表明したと発表。

22日 ▶ミンダナオ特別選挙で死者45人——8日投票不能だったミンダナオ、スルの6町(北ラナオ州 Magsaysay, Sapad, Salvador, Nunungan, 南ラナオ州 Malabang, スル州 Luuk)で投票挙行。北ラナオ州 Kauswagan の Tacub 村の軍検問所では投票帰りの回教徒難民が陸軍から発砲され、回教徒35人が死に、54人が負傷。ヌンガンでは回教徒が PC と衝突して7人死亡。

(注) 24日バラクダスはサルバドール町2カ所の軍キャンプを攻撃、PC 兵士ら3人を殺し、3人を負傷させた。

24日下院に非フィリピン委復活——さきの特別国会(9月4日、決議41号)で決まった下院非フィリピン活動委員会(CUFA)の存在がはじめて発表された。

(注) CUFA は70年はじめ廃止された。

26日 ▶来年の米早期輸入勧告——Jose D. Drilon, Jr. RCA 長官は大統領宛緊急覚書で、国家食糧農業会議(NFAC)の数字にもとづく来年不足する米43万7000トン(暫定)を早期に輸入するよう勧告した。NFAC 筋では1972年の不足量は80万~120万トンと推定している。

▶日本からの新規円借款調印——日本からの新規円借款協定(総額6500万ドル=234億円)がマニラでト部駐比大使とコリヤンテス外相代理の間で調印された(政府間交換公文)。うち4000万ドルは商品ローン、2500万ドルはプロジェクトローン。期限20年間、年利3.5%。

27日 ▶ASEAN首脳会議準備委員会設置——マルコス大統領は外交政策会議を開き、ロムロ外相に ASEAN 外相会議のクリアランブル宣言調印を訓令するとともに、ロムロ外相を長とする ASEAN 首脳会議(明年3月、マニラ)準備委員会設置を決めた。大統領は同宣言につき、「調印によって今のところわが国が東南アジア中立化の約束を与えたのではなく、まず中立化達成に必要なあらゆる措置をとっているのである。最終決定は首脳会議で行なわれる」と語った。

29日 ▶北ラナオ事件で軍兵士ら起訴——去る22日の北ラナオ州大量殺人事件について、国家調査局(NBI)は Kauswagan 町長ら3人のクリスチャンと陸軍兵士21人を同州検事局に起訴した。

30日 ▶90品目の関税率改訂政令——マルコス大統領は政令第355号で、これまで「その他」品目に分類されていた約90品目を特定品目に入れ、輸入関税率を引上げた。発効は12月30日。

12月

2日 ▶東南ア中立化で米国を打診——マルコス大統領はバイロード米国大使と会見、米国が大国としてクリアランブル宣言で提起された東南アジアの中立化保障に参加するかどうか打診した。同時に比米軍事基地協定再交渉の決着をつける必要を力説した。

3日 ▶自動車組立業者に1年の猶予期間——BOIのペテルノ委員長はフィリピン自動車協会(PAA)との会談で、72年7月から開始される自動車生産計画に参加できる組立業者を4社に限る立場を確認したが、それからはずれた業者に1年間の猶予期間を与える提案に同意した。

4日 ▶3国に商品援助4300万ドル要請——ビラータ蔵相は、すでに決まった日本4000万ドル、米国3000万ドル(PL 480)のほかに、カナダ800万ドル、西独2000万ドル、オーストラリア1500万ドルの商品援助を要請したと発表。

6日 ▶北ラナオに「戦略村」——マルコス大統領は、北ラナオ州に平和と秩序を回復するため「戦略村」の設置と、PC パガリ(「友好」)機動隊の索敵撃滅作戦開始を命じた。

(注) 「戦略村」構想は9日、回教徒、クリスチャン両者代表が最初のパイロット「安全センター」を同州 Linamon 町に設置する協定に調印したことによりスタートした。

8日 ▶コタバトで大量虐殺——コタバト州 Palimbang の Napapon 村で、8~10日の3日間で約30~40人の村民(警官2人を含む)が、回教徒とみられる武装者に虐殺された。

▶印パ戦争で中立確認——マルコス大統領は外交政策会議後、フィリピンは印パ戦争で中立を維持し、国連総会の停戦決議を支持すると言明。

11日 ▶最高裁、人身保護令停止を支持——最高裁は全員一致で、国内に反乱状態が存在していることをみとめ、大統領の人身保護令停止布告は合憲であるとの判決を下した。

▶保税加工区拡張——マルコス大統領はマリベレスの290ヘクタールを新しく保税加工区保留地の一部と布告した。これで同保留地は約1,500ヘクタールとなった。

12日 ▶NPA、軍施設3カ所を攻撃——新人民軍はてき弾筒などを使って、イサベラ州 Cauayan の第5歩兵大隊本部(推定35人)、同州 Echague のラウイン機動隊本部(同10人)、ヌエバ・ビスカヤ州 Aritao の PC 分

遭隊を攻撃、軍下士官 5 人、拘留者 1 人が負傷、負傷した NPA 2 人が捕えられた。

13日 ▶米比相互防衛委員会に大統領出席——マルコス大統領、米太平洋軍司令官 John S. McCain 提督、バイロード米国大使らが出席、とくに大統領の出席ははじめて。

15日 ▶東欧 5 カ国との関係樹立へ——外交政策会議は、チェコ、ブルガリア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニアと外交・貿易関係を開始する計画を実施することに決めた。

(注) 別の報道ではルーマニア、ユーゴ、チェコ。

18日 ▶ビコールで PC-NPA 交戦——21日判明したところでは、PC と NPA と見られる武装集団が南カマリネス州 Tigao の Tinawagan 村で交戦、PC 12 人、NPA 6 人が戦死。

(注) PC 側はこの報道を否定、一方フィリピン共産党機関紙 *Ang Bayan* は23日付で、15人の NPA 部隊が30人の PC ブルサン(「ふいご」) 機動隊を伏撃して20人以上を殺し、その他に重傷を負わせたと特別発表。

▶南イロコス諸町に攻撃——未明約50人の車にのった武装者が南イロコス州のビガン市(通信施設、PC、ラジオ局など) Bantay, Caoayan, Magsingal, Sto. Domingo, San Ildefonso, San Juan, Candon 諸町を同時に襲ったが、軽傷 1 人のみ。Antonio D. Villanueva 知事代理は新人民軍の攻撃として重ねて軍増強と戒厳令布告を大統領に要請した。知事に当選した Luis Chavit Singson(L) は知事就任を妨害する戦術と非難。

(注) 野党や市民団体は NAP 浸透説は戒厳令を合理化するための策略として警戒したが、マルコス大統領は20日軍増強に応じただけで戒厳令要請は却下した。これを不満とした知事代理と同州33町長は一斉辞職したが、22日大統領の仲介で共に NPA とたたかう、警察力の改善などを確認し和解した。

20日 ▶ラウレル議員、与党改革要求——Salvador Lau-

rel 上院議員はナショナリスト党総裁に宛てた書簡で、党はマルコス大統領の「ワンマン支配」から脱して改革さるべきだと提案した。

(注) Arturo M. Tolentino 院内総務(21日)、ロペス副大統領(22日)もこれを支持。

21日 ▶国際通貨調整とフィリピン——ビラータ蔵相とリカラス中銀総裁は下院銀行通貨会社委員会で、政府はペソの変動相場制を維持し情勢を見守り、とくに「貿易上の変化」を注視すると述べた。

25日 ▶Amadeo H. Cruz 保健相病死。

28日 ▶PL 480 代金で農業貸付基金創設——シカット NEC 長官と Thomas C. Niblock 米国 AID 理事は、PL 480 援助の代金 2184.9 万ペソを農業貸付基金の当初資金に使用する協定に調印した。

▶SEC、日本の 43 社の違反指摘——Arcadio E. Yabyabin 証券取引委員長は下院商工委員会で、日本の 43 社の連絡事務所が法律に違反して営業していると証言した。

29日 ▶中国からの米直接輸入努力——タンコ農相は、「1972年の大量の米輸入の必要から、中国との直接取引の権限を大統領に求めている。近く中国係官と打診の話し合いを始める」と言明した。

30日 ▶ビコールで NPA 指揮官戦死——第 241 PC 中隊はナガ市のアパートを急襲し NPA の Romulo Jallares (Tangkad 指揮官) を殺し 3 人を捕えた。PC 側は 1 中尉が死。一方ヌエバスピスカヤ州 Maddela の San Pedro 村で NPA の Crispin 指揮官が PC と交戦して戦死。

31日 ▶大統領、人身保護令回復発表——マルコス大統領は人身保護令を全国的に回復する、これはケソン市裁判所が破防法被告の令状なしの逮捕の合法性について判決を下したら直ちに発効すると発表した。

参考資料

1. 人身保護令停止布告（布告第889号）
2. 中間選挙結果 A. 上院選挙政党別得票
B. 上院選挙個人別得票
3. 回教徒指導者共同アピール
4. 政府発表の「共産党フロント組織」リスト
5. 米国砂糖割当維持を要請する下院決議
6. フィリピン協議グループ公式コミュニケーション
7. 農地改革法新旧対照表
8. 中央銀行の主要金融措置
9. 日本の対比企業進出状況

1. 人身保護令停止布告（布告889号）（全文）

(Manila Chronicle, 1971年8月24日)

共通または類似のイデオロギー的信念・計画・目標に動かされた、ある外国勢力の積極的な道義的、物質的な援助を受けている、またよく訓練され、決意した、無慈悲な者たちのグループに指導・指揮され、わが憲法上の自由を自己の目的を助長・達成するために利用しているところの不法分子が陰謀に着手し、事実、力を結び合わせて、暴力的にこの国の政治権力を奪い取り、正当に構成された政府をくつがえし、わが現行の政治的、社会的、経済的、法律的秩序を全く新しい秩序——その政治形態、その法律制度、その神・信仰の観念、その個人の権利と家族関係に関する観念、その政治的、社会的、経済的原則はマルクス・レーニン・毛沢東主義の教義と信念に基づいており——で置きかえるために、実際に武力暴動・反乱をたくらみ、着手し、行なうという公言した目的をめざしていることが、入念に検討された情報にもとづいて明確に立証された。

これらの不法分子は、見かけは潔白・無害のフロント組織と協力して行動しているが、不斷に入念に、わが農民、労働者、専門職、知識人、学生、マスメディア従事者の間から新しい信奉者を補充・募ることにより、たえず組織的に成員を強化拡大し、またそのような不断の入念な補充募りにより、われわれの現行政府の政治的、社会的、経済的、道義的基礎をむしばみ、弱めようとする、また多数の農民、労働者、専門職、学生、マスメディア組織に影響を及ぼして、われわれの正当に構成された当局に対し、われわれの法律施行機関の成員に対し、そして最悪なことにわれわれの社会の平和な成員に対して暴力と略奪の行為を犯させる、たえざる決意をも

って、われわれの社会のほとんどあらゆる部分への浸透に成功した。

不法分子は公共の安寧と国家の安全に影響する不法・無秩序状態を作り出した。その最近のあらわれは1971年8月21日マニラにおいてリベラル党に加えられた卑怯な攻撃であって、その結果多数の人々の死と重傷を生じた。

公共の安寧は、平和と秩序を維持し、国民の安全を確保し、国家の権威を保持するために即時かつ効果的な行動をとることを要求する。

よってここに、フィリピン大統領フェルディナンド・E・マルコスは、憲法第7章第10条第2項によって私に賦与された権限によって、現在拘留されている者、ならびに今後暴動または反乱の犯罪、およびそれを助長させ、またはその際に、またはそれに付随して、またはそれに関連して犯すその他あらゆる犯罪によって同様に拘留されるかもしれないその他のあらゆる者、に対し人身保護令の特権を停止する。

その証拠として私はここに署名し、フィリピン共和国の押印を行なう。

1971年8月21日マニラ市において。

2. 中間選挙結果

A. 1971年上院選挙政党別得票

| 地方区分 | リベラル党 | | ナショナリスト党 | |
|---------------|-----------|------|-----------|------|
| | 得票 | % | 得票 | % |
| 1. マニラ・リサール | 5,104,010 | 65.6 | 2,672,669 | 34.4 |
| 2. イロコス・マウンテン | 1,267,453 | 42.0 | 1,747,239 | 58.0 |
| 3. カガヤン渓谷 | 881,082 | 56.0 | 666,526 | 43.1 |

| | | | | |
|-------------|------------|------|------------|------|
| 4. 中部ルソン | 5,766,512 | 60.9 | 3,697,125 | 39.1 |
| 5. 南部ルソン | 4,107,937 | 59.8 | 2,758,829 | 40.2 |
| 6. ビコール | 2,213,047 | 58.1 | 1,596,556 | 41.9 |
| 7. 西部ビサヤ | 3,902,402 | 62.2 | 2,374,255 | 37.8 |
| 8. 東部ビサヤ | 4,513,575 | 55.7 | 3,596,199 | 44.3 |
| 9. 南部ミンダナオ | 2,964,968 | 54.9 | 2,435,177 | 45.1 |
| 10. 北部ミンダナオ | 2,527,520 | 58.1 | 1,823,184 | 41.9 |
| 全 国 | 33,248,506 | 58.7 | 23,367,759 | 41.3 |

出所: *Manila Chronicle* 1971.11.28 より作成。

* 民間速報組織 Bilang ng Bayan の11月27日最終集計。
投票は8名連記制。個人別得票を編者が政党別に集計。

B. 上院議員選挙結果

| | |
|------------------------------|---------------|
| 1. Jovito R. Salonga (L) | 5,620,272 (当) |
| 2. Genaro F. Magsaysay (L) | 4,756,376 (〃) |
| 3. John H. Osmena (L) | 4,668,092 (〃) |
| 4. Edgar U. Ilarde (L) | 4,548,069 (〃) |
| 5. Eva Estrada Kalaw (L)* | 4,464,367 (〃) |
| 6. Ramon V. Mitra (L) | 3,916,833 (〃) |
| 7. Ernesto M. Macea (N) | 3,592,559 (〃) |
| 8. Alejandro Almendras (N)** | 3,425,389 (〃) |
| | |
| 9. Manuel Elizalde Jr. (N) | 3,405,759 |
| 10. Melanio Singson (L) | 3,129,459 |
| 11. Dominador R. Aytona (N) | 3,117,918 |
| 12. Juan Ponce Enrile (N) | 3,042,598 |
| 13. Salipada K. Pendatun (L) | 2,881,732 |
| 14. Blas F. Ople (N) | 2,652,367 |
| 15. Leonila Garcia (N) | 2,471,986 |
| 16. Tito Primicias Jr. (N) | 2,097,878 |

出所: Commission of Election 1971.12.26 現在集計——
Manila Times 1971.12.28

* 候補者。

** Comelec 71年12月29日当選宣言は7位まで、8位は
1972年3月29日宣言。

3. この上なく偉大で、慈悲深い神の御名における「回教徒指導者の合意」(回教徒指導者共同アピール) (全文)

(*Manila Times*, 1971年7月21日 (広告))

過去および最近のできごとからみて、フィリピンにおけるイスラム社会の存在そのものへの脅威に直面して、十分熟慮してのちわれわれはここにこのコミュニケーションを発する。すなわち、

われわれはこそって、回教徒として市民としての（イスラムの）人々のイスラムの権利と義務に気づき、深い関心を払っていること。また（イスラムの）人々の彼らの福祉のために働き、あらゆる形態の侵害から権利を守

るようにとの誠実な信託に気づいていること。

この義務を容易にするために、われわれはここに、過去および現在の個人的、政治的相違をわが回教徒社会の敵とたたかう目的のためにとり除け、一体として団結すること。

われわれはフィリピンの回教徒にふりかかった過去のできごとを認識したこと。例えば、ジャビダー大虐殺、以前回教徒の村をかき乱し生命・財産を失わせたこと、最近のコタバト州、南ラナオ州における一連の回教徒殺害・殴打・手足切断、死体冒瀆、寺院・家屋焼き払いなど。国民生活の多くの部面における積年の反回教徒差別や歴史的民族としてのその眞のイメージに対する虚偽や歪曲についてはいまい。

コタバト州カルメンのマニリ寺院の祈祷の場で61人の回教徒の男、女、子どもを無慈悲に虐殺したように、「イラガ」傭兵が回教徒に対し、挑発がないのに攻撃し、このように大罪を犯しながら罰せられないことは、回教徒がこの国の法の下で正当に受けるべき十分な保護措置を与えられていない事実を示していること。

回教徒死体からの耳の切除などのような、回教徒に対するこれらの野蛮で非人間的な残酷行為は、神の法、憲法、あらゆる現行法の侵害であり、回教徒の人々の宗教的自由に対する重大な現実の脅威であるばかりでなく、人類の良心と国連人権宣言に対する侮辱であること。

手許にある証拠のように、「イラガ」略奪者の軍事能力から判断して、軍と地元クリスチヤン政治家のある部分から黙認されるか、または支援されていると信すべき強い理由があること。

回教徒地域におけるこの型の侵略と犯罪行動が、もし政府によって即時停止させられなければ、回教徒社会を解散させ消滅させる企てが実際にあるとの考えを強めるものであること。

避難民の場合、政府がひきつづき彼らを出身地に連れもどすことをせず、南イロコス州パンタイのオラ・エステとオラ・セントロで家屋を直ちに修復し代替を与えたのとちがって避難民に損失補償をせず、保護を与えないことは、回教徒をして政府が彼らの権利を実現し、生命、財産を保護するの誠意に対する信頼を漸次むしばませたこと。

上記の事実と前提から考え、われわれは政府に対して、わが国の永続的平和を確保するわれわれの提案を受け入れ、政府軍をしてクリスチヤンだけでなく回教徒の生命を保護させるよう、要求すること。

したがってわれわれは、「イラガ」傭兵の背後にいるあらゆる人々に、回教徒に対するこの奸悪な企てをつづけることを止めよと要求する。われわれはそれが何人で

あるかを知り、彼らが開始したことを止めることができると知っているからである。彼らがやめなければ、この国の国民生活に重大な反作用があるであろう。

われわれはカトリック聖職制度とその他クリスチャント・グループに彼らの道義的、精神的指導性を行使して、同宗の人たちに、平和と調和の基礎としてイスラムおよび回教徒を尊重するよう訴えるように要求すること。

われわれは、あらゆる進歩的かつ善意のクリスチャンに、わが国の分解を防ぐため統一をもたらすべく努力を払うよう訴える。

最後に、政府が回教徒かクリスチャンかにかかわりなく、あらゆる市民に同等の保護を与えるという基本的な義務を果たすことを怠るか拒むかするならば、もし政府が回教徒地域において軍のまさに眼前で厚かましく公然と犯されている犯罪的掠奪を止めさせることを怠るならば、もし政府がわれわれ人民に平和的かつ合法的手段で正義を得させないならば、われわれは今日ここに神の前に誓う。われわれの現在の個人的、政治的立場にかかわりなくわれわれは、わが回教徒社会と土地を維持するために最大の努力をするだろうと。この目的に向かって、われわれはよろこんでわれわれの世俗的財産、そして生命さえ犠牲にするし、その用意がある。ちょうど祖先が以前に自由とイスラムを守ったしたように。

マニラ、1971年7月15日

署名者：Mamintal A. Tamano 上院議員（フィリピン回教徒法律家連盟会長）、Salipada K. Pendatun 下院議員（フィリピン回教徒協会会长）、Ali Dimaporo 下院議員（フィリピン・イスラム問題最高評議会会长）、Domocao Alonto 憲法会議代表（Anzar El-Islam 事務局長）、Sultan Rashid Lucman（フィリピン・イスラム勢力同盟議長）、Cesar Adib Majul（フィリピン大学文理学部長）、Datu Udtog Matalam, Jr.（コタバト州Pikit）、Hadji Arsal Sali 前知事（スル州 Jolo）、Mus Izquierdo（州評議会員、スル州 Jolo）、Midpantao Adil 弁護士（憲法会議代表、コタバト州 Pagalungan）、M. Guro 憲法会議代表（南ラナオ州）、Lininding Pangandaman（憲法会議代表、南ラナオ州）、Michael Mastura 弁護士（同、コタバト市）、Nut Misuari（フィリピン大学）、Sandiale Sambolawan 弁護士（憲法会議代表、コタバト市）、Macacana Dimaporo 下院議員（南ラナオ州）、Benjamin Abubakar 弁護士（前知事、スル州 Jolo）、Kasan Marohombzar（副知事、南ラナオ州）、Pullong Arpa（前大使、スル州 Jolo）、M. Y. Abbas, Jr. 弁護士（回教徒青年全国会議議長）、Farouk Carpizo 技師（イスラム問題全國調整委員会事務局長）。

Musib Buat 弁護士（Nurul Islam、コタバト州）、Ustadz Kunug Pumbaya（マニラ・モスク説教師）、Abraham Resul 弁護士（前国家統合委員、スル州 Jolo）、Madki Alonto 弁護士（前南ラナオ州知事）、Aminkadra Abubakar（スル州 Jolo 町長）、Munaras Boransing（ミンダナオ国立大学教授）、Ustadz Calbi Tupay（バシラン市）、Kalingalan Kaluang（スル州 Jolo）

フィリピン回教徒指導者

4. 政府発表の「共産党フロント組織」

1971年9月6日、国側弁護人 Felix Antonio 首席検事が最高裁判所に提出した「共産主義者フロント・グループおよび浸透された団体」のリスト。「成員の重複、並行した綱領、大衆活動への共通の参加、類似の政策表明、問題に対する類似の立場、反共的態度が顕著に欠如していること」を根拠として挙げている。リストは創立者と現在の役員を挙げているがここでは名称（略称）と創立日時のみをかけた。

（*Manila Chronicle* 1971.9.8 や *Manila Times* 1971年9月7～8日）

▶労働団体

フィリピン農民同盟（PMP）1969.5.4
自由農民同盟（MASAKA、Olalia 派）1969.3
自由農民同盟（MASAKA、在来派）
フィリピン社会党（SPP）1967.5
全国労組連合（NATU）1954
進歩的労働者評議会（PWC）1970
US タバコ社労働組合（USTCLU）1967
全国労働組合運動（KILUSAN）197.5.1
労働者統一連合（KASAMA）1971.1.31

▶青年学生団体

新婦人自由運動（MAKIBAKA）1970.3
人民青年指導団（KGB）1970
民主青年同盟（SDK）1968.3
愛國青年団（KM）1964.11.30
革命家グループ同盟（CRY）1970
フィリピン大学ナショナリスト隊（UPNC）1967.3
フィリピン大学学生文化連合（SCAUP）1959
フィリピン青年自由同盟（MPKP）1967
フィリピン青年の自覚団（KKP）1970
労働の子青年同盟（SKAP）1970

▶その他団体

民族民主学生同盟（STAND）
勇者団（AM）1971
民主フィリピン運動（MDP）1969

民主社会をめざす編集者連盟 (LEADS) 1970
 全国学生連盟 (NSL) 1969
 ナショナリズム推進運動 (MAN) 1967. 2. 8
 パートランド・ラッセル平和協会 (BRPF)
 モラーベ同盟 (SM) 1968

5. 米国砂糖割当維持を要請する下院決議（全文）

マニラ・タイムズ紙 6月24日付全面広告。なおほとんど同趣旨の決議が7月1日上院によって行なわれた（決議24号——マニラ・タイムズ紙7月4日付全面広告）。

正義を求める要請

米国議会下院を通過した下院法案8866号に体現されている、米国市場におけるフィリピンの砂糖割当を19万トン削減する提案は、フィリピン糖業の生存能力にその能力と継続的発展が多大に依存している国民経済に対する重大な脅威を提起している。

フィリピン共和国下院は、米国においてフィリピン糖業を防衛することで国家的合意が緊急に必要なことに対応して、この火曜日1971年6月22日に全会一致で以下の決議を採択した。

米国におけるフィリピン砂糖割当の削減提案に対するフィリピン議会下院構成員の感情を表わす決議第35号

米国議会下院を通過した下院法案8866号は米国市場におけるフィリピンの砂糖割当を年間19万トン、価額約3000万ドル削減することを提案しているので、

変らず信頼できるフィリピン

フィリピンは、好条件のときも悪条件のときも、これまで一貫して米国との友好において不变だっただけではなく（そのことは戦時中糖業が他産業同様、敵に使用されるよりはむしろ設備を破壊することをえらんだ事実で証明される）、また米国の消費者に対しても不变であったので（そのことは1963年、糖業が、ポンド当たり平均わずか8セントに比し14セントと高い世界市場価格で売れる機会を拒否して、可能なあらゆる輸出砂糖を米国市場に対する約束を果たすために輸出した事実で証明される）、

フィリピンは米国に対する最初の外國砂糖供給国3国の一であり、事実その最初の輸出は早くも1796年、現在米国市場に砂糖を売っているその他30カ国が輸出を開始するはるか以前に行なわれたので、

フィリピンはまたアメリカに対する砂糖供給国として信頼でき能力があると証明されており、早くも1933年に124万9000トンもを輸出し、現在は年間270万トンを生産できるので、

縮小されたフィリピン砂糖割当

フィリピンは上記にもかかわらず、他の諸国が1959年から今日までに1249.5%と基礎割当のシェアをたえず増大されているのに反して、米国砂糖市場でシェアをますます減らされているので、

2世代前の1933年の124万9000トンのフィリピンの輸出がすでに米国砂糖輸入総量の19.73%を占めていたのに、1937年割当制度が創設されフィリピンが1941年まで年間わずか98万トンを割当てられた時には米国市場のシェアは15.41%に減らされ、そしてさらに1970年には12.95%に減らされ152万0947トンであったので、

フィリピンの砂糖割当を12%以上削減したかの下院法案8866号は他方、米国市場に対するその他全外国供給国に対して、フィリピンを全面的に除外して、キューバ保留割当75万トンを分配することにより、基礎割当をほとんど50%も増大させることを提案しているので、

フィリピンに対する差別

フィリピンは1965年米国砂糖法のもとでキューバの砂糖割当の配分にあずかるなどを拒否されただけではなく、かの下院8866号でもひきつづき、1970年にはすでに1120万トンに達した増大する米国年間砂糖消費必要量をみたすことに参加を拒まれている唯一の外国供給国であるので、

たえず米国に対する約束を心にかけているフィリピン糖業は、フィリピン政府の心からの援助をえて、単に戦争の荒廃から立ち上ることができたばかりでなく、膨大な投資と資源計画の費用を払ってでも砂糖生産実質計画に成功したので、

正当なフィリピン割当

フィリピン糖業は現在年間270万トンもの生産能力をもち、アメリカの割当をみたすことを確実にしただけではなく1965年米国砂糖法に規定されている年間持込み総量の15%予備要件も作り出した。同時に十分な国内供給量以上の砂糖を確保しているので、

この証明された信頼性と完成した生産能力からみて、公正な米国のフィリピンあて砂糖割当量は、1970年現在米国の全消費量の15.41%プラス、他の外国供給国同等にキューバ割当配分への参加、およびアメリカの年間消費増加への参加であるはずであるので、

大規模な社会経済的改良

フィリピン糖業自体、その漸次的拡大にともなって今や1968年にはじまり年間3000万ペソを支出する、増大する大規模な社会経済的改良計画の前衛であるので、

糖業の増大する社会経済改良計画を誠実に断乎として履行し、砂糖生産諸州代表議員はフィリピン議会に上院法案625号と下院同3125号を提出し、農業、工業、商業

企業に労働者、従業員に対する給料、賃金に加えて現金報奨ボーナスとして粗収入の2%を留保するよう義務づけたので、

糖業の経済社会改良計画は同様にして、望ましからざる不徳分子を業界から狩り出す処置によって補われているので、

フィリピン糖業は40万9000人以上を雇用し、この国の人口3700万人中少なくとも300万人が直接間接に生計を糖業に依存しているので、

割当削減の悪影響

フィリピン糖業は政府年間租税徴集のうち4億ペソ以上をもって国家歳入の主要源であり、同様年間2億1000万ドルに達する外貨稼得は国の25%を占める主要単一外貨稼得源であるので、

米国議会下院法案8866号で提案されているような米国におけるフィリピンの砂糖割当の12%以上、すなわち19万トンの削減はわが国の経済成長と糖業自体に以下のような重大な悪影響を及ぼすので、

1. わが国の外貨準備が低い（事実わが国はすでにIMFから第3次トランショウを引出した）時にフィリピンの外貨稼得を突如3000万ドルも低下させる。

2. 現在過激主義による騒乱に脅かされている経済社会情勢の悪化。不可避的な糖業の縮小から生じる雇用停止は約3万人の労働者の大量解雇となるであろう。雇用機会は減少し、糖業22万人の直接間接の被扶養者は困難に見舞われるであろう。

3. 1968年に開始され現在糖業労働者に歓迎・賞揚されている拡大された大規模社会経済改良計画は危機に瀕する。

4. 甘蔗耕作面積増大と対応する製糖工場増設の資金を含む糖業拡張計画への10億ペソ以上の投資を危くする。これらの投資は大部分フィリピン政府保証によるローンで行なわれたので、急激な生産縮小の結果これらのローン償還を履行しないかもしれない農園、製糖工場の債務に政府が責任を負わなければならないリスクに直面する。

下院法案8866号再考を要請する

今、これにより、フィリピン共和国第7会期において下院は、上記の点から、米国におけるフィリピンの砂糖割当の削減提案に対する重大な懸念を表明する、と決議する。

さらにこれにより、フィリピン政府は米国砂糖市場における現在のフィリピン割当152万0947トンを維持せらるよう陳情し、フィリピンがキューバ割当の分配に加わりまた米国の年間国内消費必要量増大に参加する特権が得られるように決議する。

またさらにこれにより、この決議の内容が、下院議長と上院議長の手で、好意ある考慮と適切な行動を求めて、米国議会構成員に可能なもっとも早い通信手段で伝達されるよう決議する。

1971年6月21日フィリピン共和国マニラにおいて決議。

6. 対フィリピン協議グループ公式コミュニケ（全文）

(Manila Chronicle 1971年4月27日)

フィリピンに対する協議グループ発会議が世界銀行議長のもとに、4月22～23日パリで行なわれた。以下の国の代表が出席した——オーストラリア、カナダ、ドイツ、インド、日本、オランダ、ニュージーランド、スペイン、イス、英國、米国。

またIMF、国連開発計画、アジア開発銀行、OECDの代表が出席した。

フィリピン代表団の団長は財務長官セサール・ビラタ氏であった。

会議はマルコス大統領からのメッセージで、フィリピンが社会的経済的安定と矛盾しない経済開発を意図しており、財政的節度を維持することを約束する、と知らされた。同大統領メッセージは、政府の導入した安定化措置が同国の開発の必要と潜在力に適合した外国資金援助の秩序ある流入によって援助されるところが大きいと強調した。

グループはフィリピン経済の諸問題と見通しについて世銀が準備したリポートを討議した。政府の財政的金融的抑制の政策が昨年中賛讃すべき「勇気」と決意で実行されたことに同意した。通貨拡大率は著しく低下し政府の財政ポジションは改善された。輸出稼得は年間22%増大しその結果、国際収支ポジションは改善された。グループはひきつづき安定化措置をとる必要をみとめ、非インフレ的財政政策の実施は一般的物価水準の上昇を穏健なものにし国際収支への圧力を減ずるのに役立つであろうとの点で一致した。

安定化努力によって抑制され台風被害に影響を受けた成長の契機をもう一度つかむことが必要だと強調された。会議は全体的投資水準が低下しており、もしGNP成長率を目標とする次の4年間平均5%に維持すべきであれば、国内国外の資源動員に主要な努力を払うことが要件である、ことに注目した。また有利な情勢があれば、より高い成長率さえ、望ましくもあり、獲得可能でもあることに同意した。

この関連で投資全体に対する公共投資の割合が減少していること、およびこの傾向を逆転するために追加税収

を動員する緊急性が言及された。フィリピン代表団は、同政府がより活潑な租税努力の必要をみとめており、追加税収を高める行政措置に加えて種々の租税措置が議会の承認を待っていることを明らかにした。

グループはフィリピン代表団から、外国援助を求めている主要開発計画の提示を含めた、同政府の4カ年開発計画の改定目標について聴取した。

インフラストラクチャ支出の水準が低下し、投資優先が広く経済の必要に沿っていることに注目した。

公共部門の吸収能力と十分な国内資金の配分が外国資金を獲得する上で重要な考慮となることに同意した。

開発のための資本必要量をみたす上で国内および外国の民間資本の果たす致命的役割が討議された。グループはフィリピン代表団から、投資委員会の第1次投資優先計画中の非創始7分野が、法律に従って今年6月に非フィリピン国民に開放される旨通告を受けた。

協議グループ会議は、フィリピン政府、国連開発計

画、世界銀行の代表が技術援助プロジェクトの作業プランに調印する機会を提供した。同プロジェクトは投資委員会が要求するコンサルタント・サービスのコスト（推定80万3000ドル）をカバーする。資金は国連開発計画が提供し世銀が執行機関となる。

ビラータ氏は同プロジェクトの下で使用できる資金でまかなわれる、フィリピンに対する外國投資に関する調査を歓迎すると述べた。

経済のより長期の見通しを考慮してグループは、フィリピンの輸出と長期成長の有望な見通しにもかかわらず、国際収支は70年代を通して、短中期債務の累積によって生じた重大な債務返済負担をひきつづき反映するものとなるとの懸念を表明した。

しかしグループは、対外債務を管理可能な範囲に保とうとして取られた立法的、行政的諸措置に勇気づけられた。

7. 改正法律3844号と法律6389号のもとにおける農業借地人の権利対照表（農地改革法改正による新旧対照） (農地改革省1971年9月30日作成の解説資料)

法律第3844号（旧） 定額借地制への転換

1. 定額借地制への転換は国家土地改革評議会が、借地制関係全政府機関が宣言があれば同地域で活動する状態であると宣言することによって行なわれる。
2. 期限が切れた刈分小作契約は法律によって更新または延長を許されず、もう一つの適法の契約の執行まで定額借地関係が地主と農民の間に存在すると仮定されるだけである。

法律第6389号（新）

1. 定額借地制への転換は、改正法承認日付1971年9月10日から3カ月（1971年11月10日前後となる）以内に農地改革省が設置されることにより自動的に行なわれる。
2. 地主と現地金貸しは、貸付の利子が暦年当り14%を超えないという条件で、ひきつづき小作人に金融援助をすることを承認される。
3. 地主は法律によって小作人に役畜と農具を5年を超えない年賦で、双方の同意する価格で自動的に売ることを要求される。ただし小作人は同意価格の10%を頭金として払うこととする。
4. 刈分小作人は1農業年の猶予のうち定額借地を受け入れるよう強制されることがある。受け入れなければ借用地から立ち退かされることがある。

先買権

1. 先買権は、地主から土地を売りたいという希望をのべた書面の通告を受けてから90日以内に、農業借地人だけが行使できる。
2. 借用地全体は、借地人の多数がそのような取得に反対しないかぎり、地主の同意をえた上で、土地庁が先買権を持ちうる。
3. 各借地人は、各自が占有している面積まで

1. 借地人および（または）農地改革省は、書面の通告を受けてから180日を与えられる。地主は財産を先買する通告を借地人と省の両者に行なうものとする。
2. 各借地人は、現実に耕作している面積まで権利がある。
3. 借用地全体が先買されなければならない。
4. 借地人と貸主が売却の期間と条件について合意し

権利がある。

たら、借地人は法律によって、支払を行なうか、法律の規定通り支払わせるという土地銀行の証明を提出するか、することを要求される。

買戻し権

1. 買戻し権は、売却の登記から2年以内に行使できる。
2. 売却された借用地全体が買戻されなければならない。
3. 各農業借地人は、実際耕作している面積まで権利がある。

1. 借用地の買手は、財産の売却または移転が登記され次第全借地人と省に書面で通告するものとする。
 2. 借地人および（または省は）書面の通告を受けてから180日の間に財産を買戻すことができる。
 3. 借地人が省に申請を行なうとその申請により180日間期間の進行が停止する。しかし省は60日を与えられ、その間に申請または要請を決定することができる。そうでないと期間は再び進行はじめる。農地改革省は買戻しを提案するが、資金を出すのが土地銀行であることは先買の場合と同様である。

灌漑設備の権利

1. 水路を含む建設された灌漑のコストは地主が資金を負担することができ、地主は生産増加に比例して賃貸料の値上げの資格があるものとする。
2. 万一借地人が土地改良の経費を負担したら、貸主は賃貸料値上げの資格がない。

1. 水路を含む灌漑設備建設コストは貸主が資金を負担することができ、貸主は生産増加に比例して賃貸料値上げの資格があるものとする。
 2. 借地人が灌漑費を負担した時は地主は賃貸料のいかなる値上げもする資格がない。地主は関係が失効し次第その時点で借地人に、そのような改良の合理的な価格を支払うものとする。
 3. 借地人は各自の面積の範囲で灌漑設備の経営と管理を行なうものとする。灌漑が政府建設である場合は、借地人が維持、経営、操業することができる。借地人はそこからの賃貸料を徴集し受けとる権利があるものとする。灌漑設備に債務が残っている時は借地人が徴集した賃貸料の25%を上回らない額を政府に配分するものとする。地主または農業貸主が賦払いする灌漑設備は農地改革省が土地銀行を通じて取得し、省は現在の市場価格で買収を開始し、その所有権が個人としてまたはグループとしての借地人に帰属できるようにする。

賃貸権

1. 借用地の賃貸料は、借地に直接先立つ過去3農業年の正常な収穫から収穫・脱穀に支払われた経費の額を控除したもの25%を超えないものとする。
2. 賃貸料の額は先行する3農業年の正常な収穫の平均にもとづくものとする。
3. 地主が農場に重要な改良を行なった場合は、そのような改良による生産増加に比例して賃貸料を値上げするものとする。
4. 不一致の場合は裁判所が合理的な賃貸料を定めるものとする。

1. 6389号1.に同じ。
2. 6389号2.に同じ。
3. 地主が農地に重要な改良を導入した場合は、そのような改良によって生じた生産増加に比例して賃貸料を値上げするものとする。
4. 裁判所は現行法律、施行規則、および転換の時点での開発された地域と借地人がそのような改良に参加したことなどを考慮した、省の種々現場単位の生産記録、にもとづいて暫定的賃貸料を略式で決定するものとする。
5. 裁判所は申請提出後30日間の間にその件を決定する。

保有権確保の権利

1. 農業貸主または地主またはその一番近い親族は次の事由で農業借地人を立ち退かせることができる：——彼または家族の一一番近い成員が土地を自身で耕作するか、または所有地を宅地、工場用地、病院その他有用な非農業目的に変えるとき。
2. 土地が5ヘクタール以上の場合は借地人は土地になされた改良の支払いに加えて借用地の5年間の賃貸料の侵害補償を受ける権利がある。
3. 土地が5ヘクタール以下である場合は、農業借地人は少なくとも立ちのき手づき提出1農業年前に事前通告を受ける権利がある。

省が農地を取得する権限

1. 先買。
2. 買戻し。
3. 交渉による売却。
4. 75ヘクタールの保有限度を超える土地の収用。

1. 手作りは廃止され、農地改革省長官が国家計画委員会の勧告にもとづき、所有地を住宅、商業、工業または他のある都市目的に転換することを承認した場合に限って、農業借地人を立ち退かせることができる。
2. 農業借地人は、先立つ5暦年中のその借用地の粗正常収穫量平均の5倍に当る侵害補償を受ける権利がある。

地方自治体の参加

規定なし。

地方自治体が介入する。

無料の法律サービス

1. 法律サービスは農業委員会事務局(OTAC)だけが行なう。

1. 法律サービスは農家の適当な確認があり次第OTACが行なう。
2. 農業法律援助局(BALA)は法律援助を行なう責任がある。
3. 農民指導者は農業関係裁判所において弁護人として認められる。

裁判所費用その他雑費の免除

規定なし。

農業借地人として、耕作者または小作人は貧困で訴訟費用を免除された当事者とみなされる。

政策決定への参加

1. 政策決定機関は国家土地改革評議会(NLRC)であって、農家は代表されず、ただ少数政党が代表される。

1. 農業信用局(ACA)理事会が回復され、理事の1人が農家を代表する。同理事は農家および(または)協同組合もしくは連合会の勧告をえて大統領が任命し、任命委員会の同意をえて3年間就任するものとする。

罰則

1. 旧法には、農業借地人になることを欲しないか、農地改革法の下で利益を受ける契約(を結んでいるか)に見せかける刈分小作人を罰する規定はない。

1. 新法では、農業借地人になることを好まない刈分小作人は追い立てることができ、農地改革計画で利益を受ける契約または何らかの申請を(したかに)見せかけるいかなる借地人または地主も、5年以下の拘禁および5,000ペソを超えない科料で罰することができるものとする。

8. 中央銀行の主な金融措置（要旨）

►回状 318 号 (1. 13) ——銀行はその取締役、役員、株主に対する融資残高を制限し、それら取引は、通常業務方針で行ない、他者に対するより不利な条件で行なってはならない。1. 上限。すべての銀行の取締役、役員、株主が自身または他の代表または代行として受ける融資残高総額（その利害関係者の融資残高を含む）はその銀行における彼らの株式または払込資本の総額を超えてはならない。2. 超えている場合は回状時点から18ヵ月以内に合致させること。3. 制裁措置。

►覚書 (2. 3) ——(1)中銀が輸出志向と正式に認証した企業による、支払期限 360 日以内の L/C, D/A, D/P, オープン・アカウントのいずれかによる機械設備輸入は中銀の事前の承認を要しない。条件(a)機械設備はもっぱらその輸出企業が使用すること、(b)同企業の信用状開設および（または）外貨使用申請は現行回状の下でも中銀への照会を要しない。(2)満期期間 360 日以上の延べ払いによる輸入はひきつづき中銀の事前承認を要する。

►回状 320 号 (2. 9) ——大統領政令 286 号「関係政府機関に、輸出奨励法（法律 6135 号）により投資委員会登録事業所に対し輸出手つづき簡素化の全面的施行を促進させることとの指令」の実施のため、投資委員会(BOI)登録輸出業者による、BOI 発行の登録証明に特定された輸出品の輸出船積みに関する施行規則公布発効(2. 16)（略）。

►覚書 (2. 15) ——本日から、公認銀行はすべての外貨クレジット・ラインと外国からの直接借り入れの一覧表を報告すること。クレジット・ラインに含まれるもの。(a)銀行引受け、(b)輸出前貸し、(c)当座貸越および立替金、(d)メール・クレジットその他の貸付け。

►覚書 (2. 23) ——1. 中銀の公認銀行に対する、輸出入取引のための外貨および外貨建預金 (1970. 7. 21 付回状 304 号) のスワップをカバーする先物外貨売却には中銀の直物買いレートに次の先物プレミアム（年間）を付けるものとする。90日——3/8%，180日——3/4%，360 日以上——1%。2. スワップ取引をカバーする先物為替 (1970. 5. 8 付覚書) は追って通告のあるまで中銀が公認銀行にその時のガイディング・レートと同一水準で売るものとする。3. この取引で中銀は直物為替 (TT, 最低 10 万ドル) をその日の銀行間ガイディング・レートで買い、90 日以下でない固定期限で公認銀行に再売却する。4. その他公認外国通貨のスワップは米ドルと同一ベースで行なう。5. 第 2 項のスワップを除く他のスワップ申請は中銀がケース毎に検討する。

►回状 (3. 2) ——全銀行は、直接、間接に取得した民間企業の約束手形、為替手形その他の商業手形を貸付有

価証券一覧表の一部として報告すること。

►公認証券業者に対する回状 (3. 16) ——フィリピン証券の海外取引に関する規則。1. 公認証券業者は中央銀行の代理として、マニラおよびマカチ証券取引所で上場、取引される証券で居住者に属するフィリピンの証券を海外の非居住者に売却、輸出すること、かかる売却の代金を海外で非居住者に属するフィリピン証券に再投資すること、およびかかるフィリピン証券をフィリピンに輸入することを承認する免許を発行する権限を与える。条件(a)公認証券業者およびその海外取引ブローカーを通すこと、(b)代金は15日以内にフィリピン証券に再投資すること、(c)海外での売却は公正な市場価格以下でなく、購入は公正な市場価格以上でないこと、(d)15日以内に再投資されない海外での売却代金は外貨でその公認証券業者に送金し、中銀公認銀行に売却すること、(e)居住者が非居住者から購入したフィリピン証券は45日を超えない、できるだけ早期にフィリピンに回収すること、(f)4 半期毎に中銀外為部にフィリピン証券取引報告を行なうこと、2. 本覚書規定と反する現行回状、覚書、施行規則の規定は改定する。3. 本覚書の規定を遵守する責任は関係公認証券業者に委任する。4. 違反には公認証券業者としての権限剥奪を含む中央銀行法の刑罰が課される。5. 即時施行。

►覚書 (3. 30) ——要注意リストにあげられた企業、その役員、主株主および関連会社による輸入信用状および（または）外為の使用申請は目的、金額を問わず中央銀行に事前承認を照会する。

►回状 321 号 (3. 31) ——1962 年 4 月 10 日回状 141 号の修正。日本円を中銀規定のフィリピン外貨保有の一部を構成する通貨リストに加え、国の外貨保有勘定の決済において受取る。

►回状 381 号 (改訂) (4. 30) ——1. 上限。その銀行の取締役、役員、株主および（または）その利害関係者の、自身または他の代表、または代行として受ける融資残高総額はかかる銀行の総資本勘定マイナス銀行監督者が勧告した評価性引当金を超えてはならない。外銀銀行フィリピン支店の場合、総資本勘定とは本店からその支店に割当てられている一定の資金および、かかる支店が本店およびフィリピン以外の支店に対し支払うべき純額とする。2. 本回状発行以前に行なわれた融資残高で満期が18ヵ月を超えるものは、その融資の全部または一部が満期を超えたか、延長または更新される場合を除き、この上限を受ける融資残高に含めない。（即時発効）

►覚書 (5. 14) ——伐木の営業をふくむ輸出志向企業の外為送金に関する規則。1. その企業の丸太輸出代金が全輸出収入の20%以上でない場合、その企業は全面的輸

出志向とみとめられる。2. 20%以上の場合は全面的輸出志向とはみとめられず、その場合、現行規則により送金できる純利益は、a. 伐木以外の営業（ベニヤ、合板、製材など）に属する純利益中の非居住者取り分に対し100%，b. 伐木営業に属する純利益中の非居住者取り分に対し25%。該申請企業が1.に属するか2.に属するかは中銀輸出部が事前認証。1970年の利益送金または今年以降に公表される配当から適用。

▶覚書(6.8)——利益・配当・特許・商標・版権に関する使用料、映画・テレビ・フィルムの使用料・賃借料・生産者取り分の送金のためのすべての外為購入申請には、申請時点のかかる利益・配当・使用料の非送金額申告を付すこと（即時発効）。

▶回状326号(7.7)——法律337号第75条履行の目的で、銀行はいかなる場合も、借入者に貸出金の一部を、要求払・貯蓄性・定期性預金いずれの形であれ、該銀行に残すか預金することを要求してはならない。貸出金の支払にひきつづき借入者がその銀行に預金口座を開設する時は、かかる預金のどの部分も、貸出残高がある間引き出しを禁ずるか制限する約定でカバーしてはならない。（即時発効）

▶回状327号(7.13)——旅行観光業委員会が指定および（または）認定した旅行者ショップが中央銀行公認外為業者の資格を与えられる規則公布。（略）

▶覚書(7.14)——法律6142号にもとづき、商業銀行以外の国内企業が対外クレジット・ラインをカバーするスタンダバイL/Cの取り扱いおよび（または）返済に関する規則。1. クレジット・ラインをカバーするスタンダバイL/C開設は新規対外借入れと見なし中銀の事前承認を要する。2. 次の場合L/C発行は認められない。
a. 返済期間がクレジット・ラインの約定返済期間より短かいもの、b. 更新期間がクレジットラインの約定返済期間より短かいもの、c. 確認が1年毎に更新される条件で、かつ支払促進条項を付したもの。（ただし中銀承認済みの年賦償還スケジュール付貸付契約にかかるスタンダバイL/Cは除外）3. 回状315号(1970.12.1)発効以前に開設済みのスタンダバイL/Cによってカバーされるクレジット・ライン。a. 既使用残高はもとの期間の範囲で更新可能、b. 未使用残高は本覚書とともに自動的に廃止されたとみなされる。

▶覚書(7.20)——全面輸出志向と認定されない企業の若干の外為取引に関する規則。1. 輸出志向と認定されている営業にもっぱら使用される機械設備の輸入に関し、360日以内に支払可能ならばL/C,D/A,D/P,オーパンアカウント、いずれの契約であれ中銀の事前輸入承認を免除される。条件——L/C開設承認および（または）

外為使用が現行覚書で中銀照介を要しない場合。2. 役員のビジネス旅行に対する代表割当として1旅行500ドルを通常割当に追加許可。3. 利益配当送金、a. フィリピン人支配の場合は税控除後の当期利益から非居住者取り分の全額送金を許される。b. 外国人支配でBOI承認プロジェクトに従事しないか、国内融資資源を利用して輸出志向と認定された営業に属する税控除後の当期利益の非居住者取り分の100%，その他営業に属するものは同25%。4. 非居住者の投資中輸出志向と認定される営業に使用される部分は1970.2.21付覚書「対外借入・投資・移民資産移転規則」5.(a)に規定された全面輸出志向企業の対外投資回収と同一期間・条件で回収が許される。

▶回状329号(7.22)——回状12号(1949.2.24)の改定。中銀に通常積立てるべき、預金負債に対する法定準備要件に合致させるため、商業銀行、農村銀行、民間開発銀行、貯蓄・抵当銀行のフィリピン事務所、支店、代理店は、マニラ市から50キロ以内に所在する場合をのぞき、マニラ市から半径50キロ以内でなく所在するフィリピン商業銀行(PNB)地方支店（代理店ではない）に現金を積立てることができ、PNB支店には中銀代行の権限を与える。

▶回状330号(7.28)——1. すべての輸入は今後L/Cでカバーされる。2. D/AおよびO/Aによる輸入は次の場合のみ認められる。a. 1970.2.21現在恒常的にD/Aおよび（または）O/A取引を行なっていた業者による輸入、b. すでにD/A,O/A契約が許可され、回状時点ですでに船積港を出航済みの輸入。3. これと合致しない中銀規則の規定、とくにD/A,O/Aに対する180日の最低期間規定は廃止。4. L/C,D/A,O/Aとも期間360日を超える取引はひきつづき中銀の承認を要する（即日発効）。

▶覚書(7.28)——1971.11.13付覚書の改訂。1.以下の機械・設備輸入に中銀の事前承認を要しない。a. 中銀商品統計分類7類による農業機械・設備、b. BOI登録企業がもっぱら、かつ直接の最終使用者となる機械、設備、2.以下の場合、5万ドルを超える部品、機械の輸入は中銀への照会を要しない。a. 最終財組立部品でない旨のBOI証明、b. 機械・設備の場合その産業が過密でないこと。3.満期360日以上の延払い条件の機械・設備輸入はひきつづき中銀承認による。

▶回状331号(7.30)——レストランを中銀公認外為取引業者の資格ある事業所に含める（回状327号につづく回状315号改訂）。（略）

▶回状332号(8.4)——1. すべての公認銀行はL/Cに対するマージナル・デポジットに対し次の率の準備金を

保持すること。8月9日から15%，9月9日から20%，10月8日から25%，11月8日から30%。2. この準備金要件は中銀における準備要件、手持現金および（または）中銀債務証書（CBCI）のいずれかの形で保持する。3. この準備金は他の準備金要件に優先して積立てるものとする。

▶回状（8.5）——覚書（7.28）を以下のように改訂。
1. a. 中銀商品統計分類7類による農業機械・器具、b. BOI登録企業がもっぱら、かつ直接の最終使用者となる機械、プラント設備、2.5万ドルを超える部品および非農業機械の輸入。3.2. の読み替え：5万ドル超の部品および非農業機械は中銀照会を要せず、公認銀行はかかる品目に対し、部品が完成機械・設備の組立部品でないこと、輸入機械設備の場合は関係産業が過密でない旨、のBOI証明の提示によって信用状開設を認めてよい。

▶回状（8.17）——回状330号（7.28）を以下のように改訂。1.2. の読み替え。a. 回状289号が発効した1970.2.21以前にD/Aおよび（または）O/A取引で輸入していた何らかの経歴をもつ業者による輸入、b. すでに、D/A, O/A契約が許可され、71年7月28日にすでに船積港を出発済みか、十分な証拠の提示により71年7月28日現在契約済みであることが示される輸入、および（または）他の方法で71年7月28日現在D/Aおよび（または）O/Aによる生存維持的輸入が存在していたことが証明される輸入。2. 儲額100USドル以下の輸入はL/C要件免除。（即日発効）。

▶覚書（8.18）——正式教科書、高度の技術の科学書のリプリントにかかる使用料送金に関する現行中銀規則施行細則。（略）

▶覚書（9.8）——機械、設備、部品輸入の改定規則。
1. 以下の機械設備輸入は、現金決済または期間360日以内の決済条件の場合、たとえ月間合計額5万ドル以上であっても、中銀の事前承認を要しない。a. 中銀商品統計分類7類の農業機械、農具（部品を含む）b. 工場設備機械（その部品を含む）で中銀規則による資格をもつ輸出志向企業が、またはBOI登録企業が登録分野で、もっぱら直接に最終使用者となる。2. 機械、部品輸入の場合はL/C開設申請前またはD/A, O/Aの際は引渡証書発行前にBOIの証明を公認銀行に提示する。3. 同様に非農業工場機械・設備（部品を含む）の輸入の際、

輸出志向の資格がなくBOI登録でなく、月間総額5万ドル以上であっても、BOIによる以下事実の証明があれば中銀の事前承認を要しない。a. 非農業機械・設備の場合——過密業種でない、または過密の時も現行生産能力を維持するだけ。b. 部品の場合——完成財の組立部品ではない、または完成財組立部品の時もその結果該業種を過密化しない。4. 中銀の要注意リスト企業が上記につき輸入または引渡証書発行申請の際はひきつづき中銀に照会。

▶覚書（9.29）——回状332号（8.4）の修正。10月8日から、21.25%，10月15日から22.50%，10月22日から22.75%，10月29日から25.00%。

▶回状334号（10.7）——農村銀行が農地改革受益者に貸付けを行なう際の補助施行規則。1. 農地改革指定地域の農村銀行は政府農業計画に積極的に参加し、法律6390号に従い、農地改革受益者に対し管理金融の下で貸付を行なう。この目的で農業保証基金（AGF）が設置され、それに応じ新設・現行農村銀行は基金が使用可能となる。2. AGFは農村銀行が行なった作物ローンの損失の70%を保証し、残り30%は農林銀行制度が吸収する。3. 保証を使用する農村銀行の条件、a. 管理金融。b. 貸付規模、最高1人当たり1,000ペソ。優先順位、c. ①協同組合、②定額借地契約農家、③協組加入農家で農地改革受益者、ただし耕作面積6ヘクタール以上でない。d. 年利、手数料などを含め12%を超えない。e. 満期は収穫後2カ月より早くない。f. 担保、不動産、立毛および（または）家畜、家禽など動産、保税倉庫保管作物、銀行が受入れる連帯保証人2人、のいずれかまたはその組み合わせ。4. 保証を使用しない農村銀行も少なくとも政府出資分までは3.と同一条件で貸付ける。5. 法律6390号発効時点の農村銀行のあらゆる現行農業貸付手形と本規則3,4.によるあらゆる貸付けは中銀の再割引適格。6. 每月中銀に貸付リスト報告。7. 罰則。

▶覚書（10.27）——日本政府の6500万ドル正式援助供与にともない、公認銀行は日本からの輸入およびその支払を証拠だてる文書写しを提出する要件。

▶覚書（10.27）——回状332号（8.4）の修正。11月5日から26.25%，11月12日から27.50%，11月19日から28.75%，11月26日から30.00%。

9. 日本の対比企業進出状況

A. 日本企業在比支店の投資

| 支 店 | 支 店 開 設 認 可 年 月 日 | 投 資 額 (単位: ペソ) | | | | |
|--|----------------------|----------------|------------|------------|------------|----------------|
| | | 資 本 財 | 本 店 送 金 | 貸 付* | 投 資 総 額 | 比 国 内 借 入 れ |
| 1. Mitsubishi Shoji Kaisha, Ltd. (Mla. Br.) | 67. 3. 20 | — | 1,404,000 | 46,020,000 | 47,424,000 | — |
| 2. Nichimen Co., Ltd. (Mla. Br.) | 67. 3. 20 | — | 3,510,000 | 5,520,400 | 9,030,400 | 3,512,384 |
| 3. Nissho Iwai Co., Ltd. | 67. 4. 4 | — | 7,803,794 | 480,000 | 8,283,794 | 9,190,225 |
| 4. Sumitomo Shoji Kaisha, Ltd. | 67. 3. 20 | — | — | 8,194,560 | 8,194,560 | — |
| 5. Mitsui & Co., Ltd. | 67. 3. 17 | 600,000 | 3,000,000 | — | 3,600,000 | 1,550,000 |
| 6. C. Itoh & Co., Ltd. | 67. 5. 19 | — | 273,438 | — | 273,438 | — |
| 7. Nippi Boeki Kabushiki Kaisha | 67. 5. 24 | 20,488 | 206,421 | — | 226,909 | 850,000 |
| 8. Kanematsu-Gosho, Ltd. | 67. 4. 4 | 31,979 | 163,021 | — | 195,000 | — |
| 9. Chori Co., Ltd. (Phil. Br.) | 67. 5. 10 | 25,628 | 164,372 | — | 190,000 | — |
| 10. Kowa Co., Ltd. (Phil. Br.) | 67. 6. 2 | 19,938 | 128,195 | — | 148,133 | — |
| 11. Yamamoto Sangyo Co. Ltd. | 67. 11. 28 | 24,380 | 121,500 | — | 145,880 | — |
| 12. Nomura Trading Co., Ltd. | 67. 8. 14 | 1,797 | 16,859 | — | 18,648 | — |
| 13. Marubeni-Iida Co., Ltd. (Mla. Br.) | 67. 3. 20 | | | N. A. | | |
| 14. Ataka & Co., Ltd. (Mla. Br.) | 67. 8. 14 | | | N. A. | | |
| 15. Japan Air Lines, Inc. | 67. 10. 17 | | | N. A. | | |
| 16. Toyo Menka Kaisha, Ltd. | 67. 4. 13 | | | N. A. | | |
| 合 計 | | 724,210 | 16,791,591 | 60,214,960 | 77,730,762 | 15,552,609 |

出所: Securities & Exchange Commission—Manila Times, 1971. 12. 28

* 延べ払いによる販売を含む。

備註: この表には Toyoda Tsusho Kaisha, Ltd. が欠けている。

B. 日本企業の合弁企業への投資

| 出資した日本企業 | フィリピン会社名 | 出資比率 (%) | 業 種 | 投 資 額 (ペソ) |
|---|------------------------------------|----------|---------------------------|------------|
| Nissho Iwai | Fuso Motors, Inc. | 15. | トラック, バス組立・販売 | 222,000 |
| | DFE Chemicals | 29. | 化学薬品・関連製品製造 | 517,244 |
| Mitsubishi Corporation (Mitsubishi Shoji Kaisha) | Iligan Integrated Steel Mills | 1.3 | ブリキ製造 | 2,000,000 |
| | Continental Manufacturing Corp. | 10. | 繊維, 小売品製造 | 1,500,000 |
| | International Elevator & Escalator | 10. | エレベーター, エスカレタ ー販売・サービス | 15,000 |
| Nippon Gakki Co., Ltd. | Yupangco-Yamaha Music Corp. | 40. | 楽器販売 | 234,000 |
| Mitsui & Co., Ltd. | Elizalde Steel | 13. | 鉄鋼製造 | 4,290,000 |
| Ajinomoto Co., Inc. | Union Chemicals | 40. | 調味料製造 | 3,000,000 |
| Sumitomo Shoji Kaisha, Ltd. | Davao Fruits Corp. | 15. | バナナ輸出 | 15,000 |
| Yawata Iron & Steel Corp. | Elizalde Steel | 7.97 | 鉄鋼製造 | 1,865,592 |
| Matsushita Electrical Industrial Co. of Japan | Precision Electronics | 40. | 電気器具製造 | 240,000 |
| Tokyo Shibaura Electric Co., Radiola-Toshiba Phils., Inc. Ltd. | | 31.2* | ラジオ製造 | N. A. |
| Takeda Chemical Industries, Ltd. | Boie-Takeda Chemicals, Inc. | 30. | 化学薬品・関連製品製造 | N. A. |
| Fuji, Ltd. | Fuji-Xerox | 30. | | N. A. |
| Toyo Menka Teijin, Ltd. | Filipinas Synthetic | 40. | ポリエステル繊維製造 | N. A. |
| Mitsui Metal Mining | Marinduque Mining & Indl. Corp. | 3. | | N. A. |
| | Atlas Consolidated Mining | 5. | | N. A. |

| | | | |
|----------------------------|--|--------------------------------|-------------------------|
| Bank of Tokyo | Private Development Corp. of the Philippines | 3. | N. A. |
| Hitachi Electric | Hitachi-Union | 30. ** 日立製品製造・組立・販売 | N. A. |
| Kawatetsu Mining | Ballet Corp. of the Philippines | 50. } 20. } ベレット製造 20. } | N. A. N. A. N. A. |
| Kawasaki Steel Corp, | | | |
| Kawasaki Heavy Industries | | | |
| Marubeni-Iida Co., Ltd. | Atlantic Gulf & Pacific Co. | 18. 90 鉄鋼加工 | N. A. |
| Honda Motors Co. | Mariwasa Distributors, Inc. | N. A. 自動二輪車・部品販売 | N. A. |
| Toyoda Tsusho Kaisha, Ltd. | Delta International Corp. | N. A. 輸出入、一般販売 | N. A. |
| Rinnai-Seisakusho | Rinnai-Union Gas Appliances | N. A. ガス・ストーブ販売 | N. A. |
| Sakata Shokai, Ltd. | Delsa Industrial Corp. | N. A. 自動二輪車・部品販売 | N. A. |
| Shiseido Co., Ltd. | Shiseido Phils., Inc. | N. A. 化粧品・化粧器具製造 | N. A. |

出所: Securities & Exchange Commission—Manila Times, 1971. 12. 28および Manila Chronicle, 1971. 11. 24

注: * 30%とする資料もある。

** 40%とする資料もある。

C. 投資委員会登録状況

- ① 外国人事業活動制限法(共和国法律5455号)にもとづき投資委員会が申請を認可した日本企業

| 企 業 名 | 事業活動内 容 | 出資(認可年) |
|-------------------------------|--------------------------|----------------------------|
| | | 比率(月 日) |
| 1. Hitachi Union | 電気器具製造 | 30 (69) |
| 2. Union Chemicals, Inc.* | グルタミン酸ソーダおよび関連製品製造・卸売 | 40 (69. 3) |
| 3. DFE Chemical Corp. | 基礎化学・鉱業 薬品製造 | 20 (68. 12) |
| 4. AES Mining | 銅鉱その他鉱産物の鉱業・販売 | 40 (69. 7) |
| 5. South Sea Pearl Co. | 真珠養殖 | 100 (70. 2) |
| 6. Pacific Metals Co., Ltd. | フィリピン産品の輸出振興 | 100 (70. 8) |
| 7. Precision Electronics Corp | 家庭器具の製造 ・組立 (拡張承認) | 40 (70. 10) 40 (70. 12) |

* 登録料未払で証書発行保留

- ② 投資奨励法(法律5186号)にもとづいて BOI に登録された日本側出資の企業

| 企 業 名 | 日本側出資比率 (%) |
|---|-------------|
| 1. P. R. Garcia & Sons Development & Investment Corp. | 14 |
| 2. Filipinas Synthetic Fiber Corp. | 40 |
| 3. Marinduque Mining & Industrial Corporation | 2 |

- ③ 外国人事業活動制限法にもとづいて BOI に申請中の日本企業

| 企 業 名 | 申請年月日 |
|----------------------------|-----------|
| 1. Ajinomoto Co., Inc. | 69. 4. 2 |
| 2. Asano Lumber Co., Ltd. | 69. 3. 25 |
| 3. Daido Machinery Trading | 69. 3. 27 |

| | |
|--|------------|
| 4. Dainichissika Color and Cham, Mfg. Co., Ltd. | 69. 3. 7 |
| 5. Denki Shoji Co., Ltd. | 69. 4. 8 |
| 6. Ebara Mfg. Co., Ltd. | 69. 3. 10 |
| 7. Eisai Co., Ltd. | 69. 8. 22 |
| 8. Fuji Xerox Co., Ltd. | 69. 8. 21 |
| 9. Furuno Elec. Co., Ltd. | 70. 1. 5 |
| 10. Hino Motors Ltd. | 69. 4. 29 |
| 11. Hirahara & Co., Ltd. | 69. 3. 5 |
| 12. Hosoda Trading Co., Ltd. | 69. 7. 14 |
| 13. Irimaru Co., Ltd. | 70. 1. 26 |
| 14. Ishikawajima-Harima Heavy Industries Co., Ltd. | 69. 3. 5 |
| 15. Ishikawajima-Koehring Co., Ltd. | 69. 3. 5 |
| 16. Japan International Co., Ltd. | 69. 3. 10 |
| 17. Japan Lumber Importers Association | 71. 12. 16 |
| 18. Kawasaki Steel Corp. | 70. 11. 18 |
| 19. Kawatetsu Trading Co., Ltd. | 69. 3. 5 |
| 20. Kinsho-Mataichi Co., Ltd. | 69. 3. 4 |
| 21. Kobe Steel, Ltd. | 70. 11. 18 |
| 22. Komatsu Mfg. Co., Ltd. | 69. 3. 27 |
| 23. Kyokuto Boeki Kaisha, Ltd. | 69. 7. 3 |
| 24. Matsushita Electric Works, Ltd. | 69. 4. 8 |
| 25. Meidensha Elec., Mfg. Co., Ltd. | 69. 3. 10 |
| 26. Mitsubishi Elec. Corp. | 71. 12. 16 |
| 27. Mitsubishi Metal Mining Co., Ltd. | 69. 11. 6 |
| 28. Naito & Co., Ltd. | 69. 4. 30 |
| 29. Niigata Engineering Co., Ltd. | 69. 3. 7 |
| 30. Nippon Elec. Co., Ltd. | 69. 3. 5 |
| 31. Nippon Mining Co., Ltd. | 69. 3. 5 |
| 32. Nippon Pulp Ind. Co., Ltd. | 69. 4. 5 |
| 33. Olympia Kogyo Co., Ltd. | 71. 6. 27 |

| | | | |
|-------------------------------------|------------|---------------------------------------|-----------|
| 34. Ossaka Boeki Kaisha, Ltd. | 69. 3. 20 | 41. Tokyo Shibaura Elec. Co. | 69. 3. 10 |
| 35. Shin Asahigawa Co., Ltd. | 69. 5. 30 | 42. Taujikyu Co., Ltd. | 69. 4. 23 |
| 36. Shinko Trading Co., Ltd. | 69. 3. 13 | 43. Yamada Bussan Co., Ltd. | 71. 2. 17 |
| 37. Sumitomo Metal Mining Co., Ltd. | 69. 3. 3 | 44. Yashima & Co., Ltd. | 69. 3. 6 |
| 38. Taiyo Shokai Co., Ltd. | 69. 2. 26 | 45. Yuasa Trading Co., Ltd. | 69. 2. 4 |
| 39. Tanabe Seiyaku Co., Ltd. | 69. 12. 22 | 46. Yutaka & Co., Ltd. | 69. 5. 16 |
| 40. Tanaka Engineering Works, Ltd. | 71. 5. 24 | 出所: <i>Business Day</i> , 1972. 1. 18 | |

主　要　統　計

| | |
|----------------------|-------------------|
| 第1表 州別人口 (1970年センサス) | 第12表 新規登録企業産業別投資 |
| 第2表 産業別国内純生産 | 第13表 非農業労働者賃金率指数 |
| 第3表 主要農産物の生産量と収穫面積 | 第14表 最終用途別輸入構成 |
| 第4表 雇用および失業 | 第15表 10大輸出入品 |
| 第5表 マニラ消費者物価指数 | 第16表 相手国別輸出入額と比率 |
| 第6表 生産量指数 | 第17表 國際收支総括表 |
| 第7表 通貨増減要因分析 | 第18表 借入先別対外債務残高 |
| 第8表 中央政府現金勘定 | 第19表 米国の対比直接投資残高 |
| 第9表 1968—71年度歳出 | 第20表 外国援助総括表 |
| 第10表 1968—70年度歳入実績 | 第21表 4カ年開発計画の総括目標 |
| 第11表 新規登録企業国籍別投資 | |

第1表 州別人口 (1970年センサス⁽¹⁾)

| | | | |
|---------------------|------------|------------------------|-----------|
| PHILIPPINES | 36,684,486 | 30. ILOILO | 1,167,973 |
| 1. ABRA | 145,508 | 31. ISABELA | 648,123 |
| 2. AGUSAN DEL NORTE | 278,053 | 32. KALINGA-APAYAO | 136,249 |
| 3. AGUSAN DEL SUR | 174,682 | 33. LA UNION | 373,682 |
| 4. AKLAN | 263,358 | 34. LAGUNA | 699,736 |
| 5. ALBAY | 673,981 | 35. LANAO DEL NORTE | 349,942 |
| 6. ANTIQUE | 289,172 | 36. LANAO DEL SUR | 455,508 |
| 7. BATAAN | 216,210 | 37. LEYTE | 1,110,626 |
| 8. BATANES | 11,398 | 38. MANILA | 1,330,788 |
| 9. BATANGAS | 926,308 | 39. MARINDUQUE | 144,109 |
| 10. BENGUET | 263,550 | 40. MASBATE | 492,908 |
| 11. BOHOL | 683,297 | 41. MISAMIS OCCIDENTAL | 319,855 |
| 12. BUKIDNON | 414,762 | 42. MISAMIS ORIENTAL | 472,756 |
| 13. BULACAN | 836,431 | 43. MOUNTAIN PROVINCE | 93,112 |
| 14. CAGAYAN | 581,237 | 44. NEGROS OCCIDENTAL | 1,503,782 |
| 15. CAMARINES NORTE | 262,207 | 45. NEGROS ORIENTAL | 715,240 |
| 16. CAMARINES SUR | 948,436 | 46. NORTHERN SAMAR | 306,114 |
| 17. CAMIGUIN | 53,913 | 47. NUEVA ECIJA | 851,294 |
| 18. CAPIZ | 394,041 | 48. NUEVA VIZCAYA | 221,965 |
| 19. CATANDUANES | 162,302 | 49. OCCIDENTAL MINDORO | 144,032 |
| 20. CAVITE | 520,180 | 50. ORIENTAL MINDORO | 328,364 |
| 21. CEBU | 1,634,182 | 51. PALAWAN | 236,635 |
| 22. COTABATO | 1,136,007 | 52. PAMPANGA | 907,275 |
| 23. DAVAO DEL NORTE | 442,543 | 53. PAANGASINAN | 1,386,143 |
| 24. DAVAO DEL SUR | 785,398 | 54. QUEZON | 983,324 |
| 25. DAVAO ORIENTAL | 247,995 | 55. RIZAL | 2,844,689 |
| 26. EASTERN SAMAR | 271,000 | 56. ROMBLON | 167,082 |
| 27. IFUGAO | 92,487 | 57. SORSOGON | 427,047 |
| 28. ILOCOS NORTE | 343,427 | 58. SOUTH COTABATO | 466,110 |
| 29. ILOCOS SUR | 385,139 | 59. SOUTHERN LEYTE | 251,425 |

| | | | |
|-----------------------|---------|-------------------------|-----------|
| 60. SULU | 425,617 | 64. WESTERN SAMAR | 442,244 |
| 61. SURIGAO DEL NORTE | 238,714 | 65. ZAMBALES | 343,034 |
| 62. SURIGAO DEL SUR | 258,680 | 66. ZAMBOANGA DEL NORTE | 409,379 |
| 63. TARLAC | 559,708 | 67. ZAMBOANGA DEL SUR. | 1,034,018 |

出所: Bureau of the Census & Statistics 最終集計—Business Day, 1971.9.29

注: 1) 1970年5月6日実施

第2表 産業別国内純生産(要素価格表示, 1967年価格)

| | 価額(100万ペソ) | | | 対前年増加率(%) | | 構成比(%) | | |
|-------------|------------|--------|--------|-----------|-------|--------|-------|-------|
| | 1969年 | 1970年 | 1971年 | 1970年 | 1971年 | 1969年 | 1970年 | 1971年 |
| 農林漁業 | 8,513 | 8,780 | 9,218 | 3.1 | 5.0 | 33.3 | 33.2 | 33.0 |
| 鉱業 | 461 | 540 | 655 | 17.1 | 21.3 | 1.8 | 2.1 | 2.3 |
| 製造業 | 4,760 | 5,041 | 5,400 | 5.9 | 7.1 | 18.6 | 19.1 | 19.3 |
| 建設業 | 869 | 663 | 725 | -23.7 | 9.4 | 3.4 | 2.5 | 2.6 |
| 運輸・通信業 | 983 | 1,027 | 1,092 | 4.5 | 6.3 | 3.9 | 3.9 | 3.9 |
| 商業 | 3,896 | 4,125 | 4,372 | 5.9 | 6.0 | 15.3 | 15.6 | 15.7 |
| サービス業 | 6,045 | 6,251 | 6,492 | 3.4 | 3.9 | 23.7 | 23.6 | 23.2 |
| 国内純生産(要素価格) | 25,527 | 26,427 | 27,954 | 3.5 | 5.8 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 国民所得(要素価格) | 25,228 | 25,913 | 27,450 | 2.7 | 5.9 | 98.6 | 98.0 | 98.2 |
| 間接税マイナス補助金 | 2,297 | 2,803 | 2,944 | 22.0 | 5.0 | — | — | — |
| 資本減耗引当 | 2,925 | 3,267 | 3,657 | 11.7 | 11.9 | — | — | — |
| 国民総生産 | 30,450 | 31,983 | 34,051 | 5.0 | 6.5 | — | — | — |

出所: N.E.C. Office of Statistical Coordination and Standards—Manila Times 1972.1.9

注: 1969, 70年の数字は N.E.C., Statistical Reporter, Apr.-Jun. 1971所載の1971年4月15日現在推計を改訂してある。

第3表 主要農産物の生産量と収穫面積(作物年度)

| | 生産量(1000トン) | | | | 収穫面積(1000ヘクタール) | | | |
|--------|-------------|-------|-------|--------------------|-----------------|-------|-------|--------------------|
| | 1967年 | 1968年 | 1969年 | 1970年 ^p | 1967年 | 1968年 | 1969年 | 1970年 ^p |
| 食糧作物 | | | | | | | | |
| 穀米 | 4,094 | 4,561 | 4,445 | 5,233 | 6,090 | 6,400 | 6,440 | 6,405 |
| とうもろこし | 1,490 | 1,619 | 1,733 | 2,008 | 3,096 | 3,304 | 3,332 | 3,113 |
| 豆・野菜 | 253 | 251 | 269 | 329 | 2,158 | 2,248 | 2,256 | 2,420 |
| 果実・木の実 | 1,431 | 1,449 | 1,448 | 1,640 | 103 | 101 | 102 | 112 |
| 根菜作物 | 1,368 | 1,305 | 1,338 | 1,316 | 411 | 428 | 424 | 434 |
| 魚 | 746 | 938 | 941 | 1,033 | 252 | 250 | 254 | 252 |
| 輸出作物 | | | | | | | | |
| アバカ | 118 | 103 | 106 | 125 | 2,421 | 2,405 | 2,479 | 2,545 |
| 分蜜糖 | 1,560 | 1,595 | 1,596 | 1,927 | 186 | 171 | 173 | 179 |
| ココナツ油 | 1,577 | 1,542 | 1,643 | 1,391 | 309 | 318 | 343 | 366 |
| ココナツミル | 576 | 656 | 561 | 536 | 1,820 | 1,800 | 1,846 | 1,884 |
| 乾燥ココナツ | 204 | 207 | 195 | 232 | | | | |
| 合計 | | | | | 8,511 | 8,805 | 8,919 | 8,950 |

出所: Central Bank, Annual Report 1970.

注: (1) 历年。(2) ココナツ以下4項目合わせてココナツを示す。(3) 収穫面積はその他の作物も含む。(4) 分蜜糖収穫面積は含蜜糖もふくむ全甘蔗。 p 暫定数字。

第4表 雇用および失業（各年5月現在、単位：1,000人）

| | 1966年 | 1967年 | 1968年 | 1969年 | 1970年 | 1971年 ⁽²⁾ |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------------|
| A. 労働人口 | 11,886 | 13,274 | 13,534 | 12,046 | 12,297 | 12,288 |
| B. 雇用労働力 | 11,032 | 12,185 | 12,481 | 11,229 | 11,355 | 11,627 |
| (a) 農業 | 6,275 | 6,993 | 7,202 | 6,329 | — | — |
| 非農業 | 4,757 | 5,192 | 5,280 | 4,900 | — | — |
| (b) 完全雇用 | 10,359 | 11,280 | — | — | — | — |
| 不完全雇用 ⁽¹⁾ | 673 | 905 | — | — | — | — |
| C. 完全失業 | 854 | 1,089 | 1,053 | 817 | 942 | 661 |
| C/A(%) | 7.2 | 8.2 | 7.3 | 6.7 | 7.6 | 5.4 |

出所：センサス統計局—中央銀行年報。1970～71年はセンサス統計局—Business Day, 1972.2.9

注：(1) 1週間の労働時間が30時間以下で、30時間以上の労働を希望する者。(2) 3月現在。

第5表 マニラ消費者物価指数（中央銀行）

(1955=100)

| | 全品目 | 食 品 | 衣 類 | 家 貨 | 水 光 | 道 熱 | その他の | | 全品目 | 食 品 | 衣 類 | 家 貨 ⁽¹⁾ | 水 光 | 道 熱 | その他の |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|---------|-------|-------|-------|--------------------|-------|-------|------|
| 1960年 | 115.5 | 116.0 | 128.4 | 102.0 | 104.7 | 103.5 | | 1971年1月 | 212.6 | 258.8 | 226.9 | 154.3 | 179.0 | 158.7 | |
| 1961年 | 113.2 | 118.9 | 128.7 | 104.3 | 106.0 | 104.0 | 2 | | 211.5 | 254.5 | 227.7 | 154.3 | 178.5 | 161.6 | |
| 1962年 | 119.8 | 127.9 | 138.9 | 107.0 | 107.9 | 107.5 | 3 | | 208.7 | 247.7 | 230.7 | 154.3 | 177.8 | 162.2 | |
| 1963年 | 126.5 | 140.0 | 140.2 | 110.2 | 109.4 | 108.8 | 4 | | 210.4 | 250.9 | 232.5 | 154.3 | 177.7 | 162.3 | |
| 1964年 | 139.9 | 153.4 | 140.9 | 112.3 | 120.4 | 111.9 | 5 | | 211.4 | 252.8 | 234.7 | 154.3 | 177.7 | 162.1 | |
| 1965年 | 140.4 | 161.3 | 144.5 | 116.0 | 132.4 | 114.6 | 6 | | 216.1 | 262.2 | 236.7 | 154.3 | 177.7 | 162.3 | |
| 1966年 | 149.1 | 176.4 | 146.8 | 121.0 | 130.1 | 118.4 | 7 | | 227.1 | 280.9 | 238.7 | 166.6 | 178.6 | 165.1 | |
| 1967年 | 157.6 | 190.6 | 153.1 | 126.4 | 130.8 | 121.0 | 8 | | 232.5 | 291.2 | 241.7 | 166.6 | 179.1 | 166.1 | |
| 1968年 | 158.1 | 187.0 | 156.2 | 134.8 | 134.5 | 124.2 | 9 | | 235.4 | 293.9 | 250.1 | 166.6 | 179.6 | 168.9 | |
| 1969年 | 160.4 | 190.2 | 158.0 | 137.7 | 133.5 | 126.0 | 10 | | 241.0 | 304.2 | 252.7 | 166.6 | 183.1 | 169.6 | |
| 1970年 | 188.2 | 222.1 | 199.2 | 149.7 | 158.6 | 148.2 | 11 | | 240.7 | 302.6 | 262.1 | 166.6 | 183.5 | 168.7 | |
| 1971年 | 224.0 | 275.1 | 241.5 | 160.4 | 179.9 | 164.7 | 12 | | 240.7 | 302.0 | 263.0 | 166.6 | 186.0 | 168.9 | |

出所：Central Bank, Statistical Bulletin, Vol. XXII, Dec. 1970. 1971年は Business Day, 1972.2.17

注：(1)データ収集は年2回（1月、7月）

第6表 生産量指数

(1955=100)

| | 農 業 ⁽¹⁾ | | | 鉱 業 ⁽²⁾ | | | 製 造 業 ⁽²⁾ | | | 電 力 |
|--------------------|--------------------|-------|-------|--------------------|-------|-------|----------------------|-------|-------|-------|
| | 計 | 食糧作物 | 輸出作物 | 計 | 金 | 基礎金属 | 計 | 非耐久財 | 耐久財 | 生 産 |
| 1960年 | 120.8 | — | — | 126.7 | — | — | 150.5 | 152.0 | 143.2 | 217.6 |
| 1961年 | 120.6 | 117.8 | 127.6 | 134.3 | 101.1 | 160.3 | 160.5 | 156.4 | 179.8 | 247.5 |
| 1962年 | 129.8 | — | — | 136.6 | 101.0 | 164.7 | 169.7 | 165.6 | 189.3 | 284.0 |
| 1963年 | 134.8 | 125.8 | 156.7 | 138.6 | 89.7 | 177.0 | 180.5 | 174.9 | 207.5 | 317.1 |
| 1964年 | 136.5 | 140.2 | 140.9 | 140.4 | — | — | 195.5 | 186.8 | 237.3 | 356.2 |
| 1965年 | 140.4 | — | — | 151.8 | 104.4 | 189.1 | 200.9 | 193.3 | 237.4 | 390.2 |
| 1966年 | 152.1 | 150.3 | 156.6 | 166.2 | 108.2 | 211.9 | 218.6 | 211.6 | 251.9 | 439.8 |
| 1967年 | 155.5 | 154.3 | 158.4 | 181.2 | 117.0 | 231.1 | 225.2 ^b | 215.7 | 270.5 | 489.5 |
| 1968年 | 172.2 | 166.7 | 185.8 | 207.7 | 125.8 | 272.1 | 244.7 ^a | 234.8 | 292.1 | 598.3 |
| 1969年 | 172.1 | 163.5 | 193.2 | 233.4 | 136.3 | 309.8 | 257.3 ^a | 246.9 | 307.4 | — |
| 1970年 | 178.4 | 175.9 | 134.5 | 272.2 | 138.9 | 377.1 | 254.8 ^a | 250.0 | 277.4 | — |
| 1971年 ^p | 182.8 | 176.0 | 199.3 | 309.7 | 154.1 | 432.1 | 274.5 | 273.4 | 279.9 | — |

出所：Central Bank, Annual Report 各年。1971年は CB, News Digest, Vol. XXIII, No.51

注：(1) 作物年度（7月1日～6月30日）(2) 历年 a. 1月～9月

p. 暫定数字

第7表 通貨増減要因分析

| | 1966年 | 1967年 | 1968年 | 1969年 | 1970年 | 1971年 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------------------|---------------------|--------------------|
| A. 公的部門 | | | | | | |
| 1. 中央政府 | | | | | | |
| a. 中銀保有有価証券 | +122.5 | +90.1 | +118.9 | +521.1 | +142.3 | +38.5 |
| b. 商銀保有有価証券 | +91.4 | +99.7 | +134.4 | +263.4 | -138.3 | +10.9 |
| c. 中銀貸付 | +2.3 | +72.0 | +19.4 | +4.2 | +60.6 | -25.7 |
| d. 商銀貸付 | — | — | — | — | — | — |
| 控除 e. 中央政府残高 | -8.8 | -108.1 | -130.7 | -130.5 ^a | -266.6 ^a | -52.4 ^a |
| 国庫金 | +7.8 | -11.7 | +6.8 | +0.6 | -1.8 | +4.5 |
| 商銀預け要求払預金 | +186.4 | -19.5 | -30.4 | -66.2 | -21.7 | +16.8 |
| 中銀預け要求払預金 | -84.8 | -33.0 | +18.1 | -38.1 | -101.5 | -22.4 |
| 中銀預け信託基金 | -40.3 | +41.7 | -8.4 | +2.3 | +8.0 | -51.3 |
| f. 廉蓄・定期預金計 | -7.0 | -133.6 | +44.6 | +49.8 | -67.0 | +24.7 |
| 合 計 | +200.4 | +20.1 | +186.6 | +699.6 | -269.0 | -4.0 |
| 2. 地方政府および政府機関 | | | | | | |
| a. 中銀保有有価証券 | +117.5 | +180.4 | -16.5 | +104.9 | +7.9 | -1.8 |
| b. 商銀保有有価証券 | +81.4 | +170.6 | +18.8 | +102.0 | +125.7 | -14.0 |
| c. 中銀貸付 | -0.1 | +1.7 | +8.3 | -1.6 | +27.0 | +68.7 |
| d. 商銀貸付 | -139.6 | +247.5 | +66.8 | +258.1 | -5.5 | +92.2 |
| 控除 e. 廉蓄・定期預金 | -18.2 | -46.9 | +36.2 | -25.3 | +11.3 | -108.0 |
| f. 政府銀行のその他勘定純計 | +14.3 | -260.3 | +173.9 | -53.9 | -234.7 | +291.2 |
| 合 計 | +55.3 | +293.0 | +287.5 | +384.2 | -68.3 | +143.9 |
| 公的部門計 | +255.7 | +313.1 | +474.1 | +1,083.8 | -337.3 | +139.9 |
| B. 民間部門 | | | | | | |
| a. 商銀の貸付、割引、当座貸越、手形貸付 | +630.3 | +904.7 | +718.7 | +266.9 | +1,180.2 | +1,284.5 |
| b. 商銀保有有価証券 | +2.6 | -0.1 | -1.2 | +43.7 | -7.0 | -39.3 |
| 控除 c. 廉蓄・定期その他預金 | -612.8 | -751.9 | -690.1 | -122.6 | -811.7 | -732.6 |
| d. 民間商銀その他勘定純計 | -141.0 | +35.0 | -106.8 | -107.5 | -200.7 | -624.4 |
| 民 間 部 門 計 | -120.9 | +187.7 | -79.4 | +80.5 | +160.8 | -111.8 |
| C. 国外要因 | | | | | | |
| a. 外貨準備 | +217.9 | +184.8 | -11.2 | -138.1 ^a | +730.8 ^a | +86.0 ^a |
| b. 補助勘定—外貨特別勘定 | — | — | — | — | +148.1 | +203.7 |
| 控除 c. 外貨準備再評価 | +10.9 | +247.2 | +1.6 | +8.4 | -1.2 | +3.2 |
| d. 海外調整借入、IMF 引出し | -59.2 | -521.6 | -185.7 | -262.7 | -407.6 | +199.0 |
| 国 外 合 計 | +169.6 | -89.6 | -195.3 | -392.4 | +470.1 | +491.9 |
| D. 通貨供給純増 (A+B+C) | +304.4 | +411.2 | +199.4 | +771.9 | +293.6 | +520.0 |
| E. 通貨供給高 | 3,371.3 | 3,782.5 | 3,981.9 | 4,753.8 | 5,047.4 | 5,567.4 |

出所：中央銀行年報各年。1971年は Central Bank—Business Day 1972.3.16

注：a. 中央政府海外支出を含む調整。

第8表 中央政府現金勘定(暦年)

(単位: 100万ペソ)

| | 1966年 | 1967年 | 1968年 | 1969年 | 1970年 | 1~9月* | |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | | | 1970年 | 1971年 |
| 期首現金残高 | 530.9 | 490.2 | 602.4 | 556.0 | 457.2 | ... | 843.0 |
| A. 経常勘定純計 | -86.7 | -120.8 | -114.3 | -305.6 | 278.7 | 429.7 | 299.5 |
| 受取 | 3,038.4 | 3,576.4 | 4,055.9 | 4,510.9 | 4,851.7 | 3,779.6 | 4,842.9 |
| 支払 | -3,125.1 | -3,697.2 | -4,170.2 | -5,316.5 | -4,573.0 | -3,349.9 | -4,543.4 |
| B. 金融勘定純計 | -1,020.4 | -1,042.8 | -1,230.3 | -1,298.8 | -1,825.1 | -1,471.6 | -2,253.8 |
| 利子支払 | -72.2 | -81.9 | -101.2 | -128.0 | -171.9 | -136.2 | -121.2 |
| 減債基金支払 | -27.6 | -32.6 | -58.0 | -61.5 | -72.0 | -63.5 | -48.1 |
| 債務償還 | -920.6 | -928.3 | -1,071.1 | -1,108.4 | -1,581.2 | -1,271.9 | -2,084.5 |
| うち中銀借入 | -270.0 | -380.0 | -237.0 | -304.2 | -324.9 | -324.9 | -351.0 |
| C. 現金勘定残高(A+B) | -1,101.1 | -1,163.6 | -1,344.6 | -2,103.5 | -1,546.4 | -1,041.9 | -1,954.3 |
| D. 公的借入 | 1,060.4 | 1,275.8 | 1,298.2 | 2,004.7 | 1,932.2 | 1,431.8 | 2,167.4 |
| うち中銀借入 | 240.0 | 452.0 | 270.0 | 369.9 | 325.0 | 275.0 | 276.0 |
| E. C+D | -40.7 | 112.2 | -46.4 | -98.8 | 385.8 | 389.9 | 213.1 |
| 期末現金残高 | 490.2 | 602.4 | 556.0 | 457.2 | 843.0 | ... | ... |

出所: 中央銀行年報各年, *は Central Bank, News Digest, Vol. XXIII, No.51

第9表 1968~71年度歳出(機能別)

(単位 100万ペソ)

| | 1968年 | | 1969年 | | 1970年 | | 1971年 ⁽²⁾ | |
|---------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|----------------------|-------|
| | 額 | % | 額 | % | 額 | % | 額 | % |
| 合計 | 2,944.3 | 100.0 | 3,611.0 | 100.0 | 4,053.5 | 100.0 | 4,083.5 | 100.0 |
| 経済開発 | 923.5 | 31.4 | 1,182.3 | 32.7 | 1,283.2 | 31.7 | 1,166.8 | 28.9 |
| 農業・天然資源 | 219.0 | 7.4 | 302.2 | 8.4 | 260.2 | 6.4 | 311.3 | 7.6 |
| 運輸・通信 | 521.3 | 17.7 | 560.6 | 14.0 | 686.0 | 16.9 | 573.2 | 14.0 |
| 商工業 | 76.7 | 2.6 | 80.3 | 2.2 | 96.0 | 2.4 | 69.9 | 1.7 |
| その他の | 106.5 | 3.6 | 293.3 | 8.1 | 241.0 | 5.9 | 212.4 | 5.2 |
| 社会開発 | 1,046.7 | 35.5 | 1,214.4 | 33.6 | 1,418.8 | 35.0 | 1,457.8 | 35.7 |
| 教育 | 872.7 | 29.6 | 987.2 | 27.3 | 1,132.7 | 27.9 | 1,147.1 | 28.1 |
| 公衆衛生 | 142.6 | 4.8 | 182.4 | 5.1 | 225.7 | 5.7 | 198.8 | 4.9 |
| 健康・福祉 | 31.4 | 1.1 | 44.8 | 1.2 | 54.4 | 1.3 | 111.9 | 2.7 |
| 国防 | 458.8 | 15.6 | 525.0 | 14.5 | 615.1 | 15.2 | 648.7 | 15.9 |
| 国際防衛 | 345.2 | 11.7 | 384.8 | 10.7 | 458.1 | 11.3 | 449.6 ⁽³⁾ | ? |
| 政治安維持 | 113.6 | 3.9 | 140.2 | 3.9 | 157.0 | 3.9 | 204.1 ⁽³⁾ | ? |
| 行政 | 355.8 | 12.1 | 405.5 | 11.2 | 498.9 | 12.3 | 462.4 | 11.3 |
| 一般行政 | 231.7 | 7.9 | 251.2 | 7.0 | 322.9 | 8.0 | 288.9 | 7.1 |
| 法務 | 51.6 | 1.8 | 69.8 | 1.9 | 85.7 | 2.1 | 56.7 | 1.4 |
| 司法 | 54.1 | 1.8 | 63.8 | 1.8 | 68.0 | 1.7 | 95.0 | 2.3 |
| 年金・賜金 | 18.4 | 0.6 | 20.7 | 0.6 | 22.3 | 0.6 | 21.8 | 0.5 |
| 債務返済 | 159.5 | 5.4 | 283.9 | 7.9 | 243.1 | 6.0 | 347.8 | 8.5 |

出所: Budget Document

注: (1) 7月1日~6月30日。 (2) Budget for FY 1972 所載の推計。 (3) 原数のまま。

第10表 1968~70年度歳入実績

(単位: 1,000ペソ)

| | 1968年度 | 1969年度 | 1970年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| I 経常収入 | | | |
| 租税収入 | 2,156,485 | 2,475,092 | 2,725,142 |
| 物品税 | 377,769 | 449,883 | 546,529 |
| 免許税、事業税 | 760,099 | 821,215 | 867,755 |
| 所得税 | 667,917 | 836,066 | 944,245 |
| 輸入税 | 541,642 | 584,146 | 613,189 |
| その他の租税収入 | 141,985 | 157,455 | 255,054 |
| 州市町交付金 | (332,927) | (389,139) | (501,630) |
| 事業収入 | 290,585 | 305,438 | 321,264 |
| 事業・サービス収入 | 231,343 | 211,621 | 249,528 |
| 雑収入 | 58,181 | 72,280 | 63,607 |
| 資産整理収入 | 962 | 784 | 703 |
| 官業収入 | 99 | 20,753 | 7,426 |
| 当然支出される受取り | 46,639 | 80,375 | 60,897 |
| 免許税・事業税 | 508 | 1,034 | 725 |
| その他の租税収入 | 192 | 7 | 0.052 |
| 事業・サービス収入 | 37,149 | 54,972 | 48,876 |
| 雑収入 | 3,863 | 6,510 | 11,295 |
| 資産整理収入 | 4,926* | 17,851** | 0.39 |
| 経常収入計 | 2,493,709 | 2,860,906 | 3,107,304 |
| II 特別収入 | | | |
| 借入れ | 348,556 | 250,051 | 942,971 |
| その他の借入れ | ... | 97,425 | ... |
| 法第1000号債 | ... | ... | ... |
| NEC-AID 借款代金 | 2,562 | 1,417 | ... |
| 貸付金回収 | | | |
| 中央銀行事業益分担金 | 56,844 | ... | 2,555 |
| 中央銀行受取り (農村銀行資金) | ... | ... | ... |
| 新租税措置収入増 | ... | ... | ... |
| 特別収入計 | 407,962 | 348,894 | 945,526 |
| III 合計 | 2,901,670 | 3,209,799 | 4,052,829 |

出所: Budget Document

注: * 輸入支出

*** テクニカル・スマグリング売立て代金

第11表 新規登録企業国籍別投資(払込資本)

| | 合計 | フィリピン人 | | 中国人 | | アメリカ人 | | その他 | |
|----------|-----------|-----------|------|---------|------|--------|-----|--------|-----|
| | | | % | | % | | % | | % |
| 1950~54年 | 808,598 | 550,197 | 68.0 | 231,214 | 28.6 | 10,082 | 1.3 | 17,105 | 2.1 |
| 1955~59年 | 703,459 | 548,281 | 77.9 | 133,884 | 19.0 | 14,480 | 2.1 | 6,814 | 1.0 |
| 1959~64年 | 1,417,872 | 1,223,706 | 86.3 | 164,839 | 11.6 | 21,151 | 1.5 | 8,173 | 0.6 |
| 1965年 | 327,267 | 268,835 | 82.2 | 36,641 | 11.2 | 17,776 | 5.4 | 4,015 | 1.2 |
| 1966年 | 387,967 | 354,292 | 91.3 | 27,994 | 7.2 | 4,066 | 1.1 | 1,615 | 0.3 |
| 1967年 | 419,180 | 381,802 | 91.1 | 28,962 | 6.9 | 2,599 | 0.6 | 5,817 | 1.4 |
| 1968年 | 470,815 | 426,691 | 90.6 | 29,811 | 6.3 | 6,121 | 1.3 | 8,192 | 1.8 |
| 1969年 | 410,024 | 391,272 | 95.4 | 13,115 | 3.2 | 4,539 | 1.1 | 1,098 | 0.3 |
| 1970年 | 437,967 | 425,018 | 97.1 | 9,576 | 2.2 | 1,928 | 0.4 | 1,445 | 0.3 |

出所: Central Bank, Statistical Bulletin, Dec. 1970

第12表 新規登録企業国籍・産業別投資 (1970)

| 業種 | 合計 | | フィリピン人 | | 中国人 | | アメリカ人 | | その他 | |
|----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | % | | % | | % | | % | | % | |
| 農業 | 437,967 | 100.0 | 425,018 | 100.0 | 9,576 | 100.0 | 1,928 | 100.0 | 1,445 | 100.0 |
| 林漁業・畜産 | 5,794 | 1.3 | 5,771 | 1.4 | 8 | 0.1 | 15 | 0.8 | — | — |
| 金属鉱業 | 9,601 | 2.2 | 9,546 | 2.2 | 50 | 0.5 | 5 | 0.3 | — | — |
| 非金属鉱業 | 4,126 | 0.9 | 4,126 | 1.0 | — | — | — | — | — | — |
| 製造業 | 50,738 | 11.6 | 48,949 | 11.5 | 209 | 2.2 | 743 | 38.5 | 837 | 57.9 |
| 建設 | 52,690 | 12.0 | 50,295 | 11.8 | 2,171 | 22.7 | 115 | 6.0 | 109 | 7.6 |
| 電気・ガス・水道 | 21,847 | 5.0 | 21,813 | 5.1 | 34 | 0.4 | — | — | — | — |
| 卸・小売業 | 1,506 | 0.4 | 1,506 | 0.4 | — | — | — | — | — | — |
| 金融機関 | 137,953 | 31.5 | 131,313 | 30.9 | 5,890 | 61.5 | 298 | 15.4 | 452 | 31.3 |
| 保険 | 19,797 | 4.5 | 19,664 | 4.6 | 133 | 1.4 | — | — | — | — |
| 不動産 | 411 | 0.1 | 390 | 0.1 | 21 | 0.2 | — | — | — | — |
| 運輸通信 | 64,225 | 14.7 | 63,561 | 15.0 | 234 | 2.4 | 400 | 20.7 | 30 | 2.1 |
| 各種サービス | 15,482 | 3.5 | 15,396 | 3.6 | 71 | 0.7 | — | — | 15 | 1.0 |
| | 53,797 | 12.3 | 52,688 | 12.4 | 755 | 7.9 | 352 | 18.3 | 2 | 0.1 |

出所: Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1970

第13表 非農業労働者賃金率指数 (マニラ・同郊外)

(1955=100)

| | 名目賃金 | | 実質賃金 | | | 名目賃金 | | 実質賃金 | |
|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|------|-------|
| | 熟練 | 未熟練 | 熟練 | 未熟練 | | 熟練 | 未練熟 | 熟練 | 未熟練 |
| 1961年 | 104.8 | 104.4 | 92.6 | 92.2 | 1967 | 125.7 | 137.6 | 79.8 | 87.3 |
| 1962年 | 106.1 | 107.5 | 88.6 | 89.7 | 1968 | 135.8 | 153.1 | 86.0 | 96.9 |
| 1963年 | 109.3 | 113.4 | 86.4 | 89.6 | 1969 | 143.0 | 160.3 | 89.2 | 100.0 |
| 1964年 | 111.2 | 114.4 | 81.2 | 83.6 | 1970 | 151.9 | 177.9 | 80.9 | 94.5 |
| 1965年 | 114.4 | 122.5 | 81.5 | 87.3 | 1971* | 159.8 | 189.6 | 75.1 | 89.2 |
| 1966年 | 120.1 | 131.4 | 80.6 | 88.2 | | | | | |

出所: Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1970. 1971年は CB, *Phil. Financial Statistics*, Vol.II, No.3

* 4~6月

第14表 最終用途別輸入構成

| | 1966年 | | 1967年 | | 1968年 | | 1969年 | | 1970年 | | 1971年* | |
|--------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | % | | % | | % | | % | | % | | % |
| 合計 | 852.8 | 100.0 | 1,062.2 | 100.0 | 1,150.2 | 100.0 | 1,131.5 | 100.0 | 1,090.1 | 100.0 | 863,027 | 100.0 |
| 生産財 | 745.6 | 87.4 | 908.2 | 85.5 | 1,021.8 | 88.3 | 1,022.7 | 90.4 | 1,015.5 | 93.2 | 801,674 | 92.9 |
| 機械設備 | 160.1 | 18.7 | 216.4 | 20.4 | 233.6 | 20.3 | 243.1 | 21.5 | 205.2 | 18.8 | 147,674 | 17.1 |
| 未加工原材料 | 130.5 | 15.3 | 138.6 | 13.0 | 163.0 | 14.2 | 156.2 | 13.8 | 158.0 | 14.5 | 138,669 | 16.1 |
| 半加工原材料 | 398.8 | 46.8 | 502.1 | 47.3 | 574.0 | 49.9 | 574.1 | 50.7 | 595.4 | 54.6 | 471,510 | 54.6 |
| サプライズ | 56.2 | 6.6 | 51.1 | 4.8 | 51.2 | 4.5 | 49.4 | 4.4 | 56.9 | 5.2 | 43,821 | 5.1 |
| 消費財 | 107.2 | 12.6 | 154.0 | 14.5 | 128.4 | 11.2 | 108.7 | 9.6 | 74.7 | 6.8 | 61,353 | 7.1 |
| 耐久財 | 13.7 | 1.6 | 12.8 | 1.2 | 11.6 | 1.0 | 10.2 | 0.9 | 6.5 | 0.6 | 3,571 | 0.4 |
| 非耐久財 | 93.5 | 11.0 | 141.2 | 13.3 | 116.8 | 10.2 | 98.6 | 8.7 | 68.1 | 6.2 | 57,782 | 6.7 |

出所: 中央銀行年報各年. 1971年は CB, *News Digest*, Vol. XXIII, No.52

* 1~9月暫定数字。

第15表 10大輸出入品

(単位 100万ドル)

| | | | 1967年 | 1968年 | 1969年 | 1970年 | 1971年 ⁽¹⁾ |
|----------------------|-------------------------|----|---------|---------|-------|-------|----------------------|
| 輸出品 | 砂糖 | | 141.7 | 144.0 | 149.0 | 187.7 | 164.9 |
| | 丸太・木材 | | 212.2 | 216.6 | 226.0 | 249.8 | 145.0 |
| | 銅鉱 | | 74.9 | 89.2 | 132.8 | 185.2 | 137.4 |
| | ココナツ油 | | 59.3 | 77.3 | 50.6 | 95.6 | 76.0 |
| | コブラ | | 129.4 | 123.0 | 87.3 | 80.1 | 79.2 |
| | パイナップル缶詰 ⁽²⁾ | | 9.8 | 18.8 | 17.2 | 21.4 | 16.7 |
| | 乾燥ココナツ | | 17.0 | 24.5 | 16.0 | 19.4 | 15.1 |
| | 合板 | | 18.2 | 21.5 | 19.4 | 19.7 | 11.4 |
| | コプラ・ミール | | 8.7 | 11.5 | 10.9 | 13.9 | 10.8 |
| | コプラ・ケーキ ⁽³⁾ | | 14.7 | 11.2 | 14.3 | 15.3 | 9.5 |
| 未加工アバカ | | 合計 | 821.5 | 739.6 | 723.5 | 888.1 | 666.0 |
| 輸入品 | 非電気機械 | | 229.0 | 238.5 | 258.5 | 235.2 | 205.0 |
| | 石油、潤滑油 | | 93.7 | 105.8 | 106.7 | 118.9 | 102.5 |
| | 輸送機械 | | 130.3 | 143.9 | 124.9 | 106.1 | 80.6 |
| | 基礎金属 | | 105.9 | 109.7 | 116.3 | 144.4 | 67.5 |
| | 電気機械 | | 47.1 | 60.6 | 60.2 | 59.2 | 50.8 |
| | 煤葉、化學製品 | | 36.1 | 38.5 | 41.7 | 49.8 | 37.8 |
| | 織維原料 | | 29.1 | 49.5 | 41.8 | 40.2 | 35.5 |
| | 穀類同製品 | | 84.7 | 40.7 | 38.0 | 32.5 | 32.8 |
| | 酪農品 | | 29.4 | 34.9 | 37.4 | 32.4 | 29.7 |
| 化学生原料 ⁽⁴⁾ | | 合計 | 1,062.2 | 1,150.2 | 860.1 | 855.4 | 671.6 |

出所: Central Bank, Annual Report 各年。1971年は CB, News Digest, Vol. XXIII, No.51

注: (1) 1~9月暫定数字。(2)1967年は鉄鉱石。(3)1967~69年はベニヤ。(4)1967~68年は紡績系、織物。

第16表 相手国別輸出入額と比率

(単位: 100万ドル)

| | 米国 | | 日本 | | 西ヨーロッパ | | | | アジア (日本を除く) | | | |
|----------|-------|------|-------|------|--------|------|-------|------|----------------|------|-------|------|
| | 輸入 | | 輸出 | | 輸入 | | 輸出 | | 輸入 | | 輸出 | |
| | 価額 | % | 価額 | % | 価額 | % | 価額 | % | 価額 | % | 価額 | % |
| 1949~50年 | 362.2 | 78.1 | 208.3 | 72.0 | 15.1 | 3.3 | 16.7 | 5.8 | 20.0 | 4.3 | 40.6 | 14.0 |
| 1951~54年 | 331.7 | 72.0 | 255.2 | 64.9 | 25.2 | 5.5 | 41.8 | 10.6 | 29.3 | 6.4 | 69.2 | 17.6 |
| 1955~59年 | 302.6 | 55.0 | 255.4 | 55.4 | 70.8 | 12.9 | 86.5 | 18.7 | 72.7 | 13.2 | 88.1 | 19.1 |
| 1960~64年 | 272.5 | 42.6 | 303.5 | 49.2 | 127.6 | 19.9 | 155.9 | 25.3 | 107.2 | 16.7 | 121.6 | 19.7 |
| 1965年 | 274.1 | 33.9 | 348.7 | 45.4 | 195.5 | 24.2 | 217.6 | 28.3 | 134.7 | 16.7 | 158.2 | 20.6 |
| 1966年 | 284.5 | 33.4 | 346.4 | 41.8 | 243.9 | 28.6 | 264.3 | 31.9 | 145.1 | 17.0 | 157.9 | 19.1 |
| 1967年 | 362.7 | 34.1 | 352.6 | 42.9 | 306.9 | 28.9 | 278.6 | 33.9 | 175.4 | 16.5 | 105.9 | 12.9 |
| 1968年 | 372.2 | 32.4 | 391.5 | 45.6 | 326.7 | 28.4 | 283.3 | 33.0 | 220.9 | 19.2 | 96.3 | 11.3 |
| 1969年 | 320.2 | 28.3 | 360.3 | 42.2 | 336.7 | 29.8 | 328.8 | 39.2 | 237.0 | 20.6 | 78.1 | 9.1 |
| 1970年 | 315.1 | 28.9 | 440.2 | 41.5 | 344.9 | 31.6 | 420.8 | 39.6 | 199.3 | 18.3 | 98.9 | 9.3 |
| 1971年* | 227.6 | 26.4 | 332.6 | 41.5 | 261.7 | 30.3 | 272.3 | 33.9 | 169.3 | 19.6 | 113.2 | 14.2 |

出所: Central Bank, Statistical Bulletin, Dec. 1970. 1971年は CB, News Digest, Vol. XXIII, No.51

注: * 1~9月暫定数字。

第17表 國際収支総括表

(単位: 100万ドル)

| | 1966年 | 1967年 | 1968年 | 1969年 | 1970年 | 1971年 |
|-----------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1. 経常収支 | 161 | -25 | -260 | -234 | -6 | -21 |
| (1) 貿易収支 | -25 | -241 | -302 | -278 | -28 | -30 |
| 輸出 | 828 | 821 | 848 | 855 | 1,062 | 513 |
| 輸入 | -853 | -1,062 | -1,150 | -1,133 | -1,090 | -543 |
| (2) 貿易外収支 | 90 | 30 | -93 | -111 | -101 | -50 |
| 非貨幣用金 | 16 | 17 | 18 | 20 | 20 | 11 |
| 投資収益 | -37 | -76 | -97 | -78 | -109 | -39 |
| 米政府支出* | 74 | 93 | 10 | 74 | 52 | 26 |
| その他用役 | 37 | -4 | -124 | -127 | -64 | -48 |
| (3) 移転収支 | 96 | 186 | 135 | 155 | 123 | 59 |
| 民間 | 52 | 114 | 91 | 106 | 95 | 44 |
| 政府 | 44 | 72 | 44 | 49 | 28 | 15 |
| 2. 資本収支** | -52 | -26 | 314 | 160 | 167 | 105 |
| 民間 | -29 | 15 | 276 | 148 | 140 | 102 |
| 政府 | -23 | -41 | 38 | 12 | 27 | 3 |
| 3. 誤差脱漏 | -56 | -24 | -103 | -68 | -142 | -118 |
| 4. 総合収支 | 53 | -75 | -49 | -137 | 19 | -34 |
| 5. 金融勘定 | 53 | -75 | -49 | -137 | 19 | -34 |
| (1) 商銀純資産 | -82 | -56 | 8 | 29 | 20 | -9 |
| 資産 | -29 | -25 | -6 | 17 | 8 | 17 |
| 負債 | -53 | -31 | 14 | 12 | 12 | -26 |
| (2) 通貨当局 | 29 | 131 | 41 | 108 | -39 | 43 |
| IMF勘定 | -23 | 28 | 55 | — | 14 | 18 |
| SDR配分 | — | — | — | — | 18 | 18 |
| その他中銀資産 | 22 | 36 | 36 | 46 | -130 | -76 |
| その他中銀負債 | 18 | 106 | -33 | 67 | 59 | 83 |
| 委託資産 | 12 | -39 | -17 | -5 | ... | ... |

出所: IMF, International Financial Statistics, Feb.1972

注: 1971年は1~6月。*他に含まれない政府支出。**他に含まれない資本。

第18表 借入先別対外債務

(1971年9月30日現在、単位: 100万ドル)

| 借入先 (国または機関) | 合計 | | | 短期 | | | 中期 | | | 長期 | | |
|-----------------|---------|-------|---------|-------|------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 計 | 政府 | 民間 | 計 | 政府 | 民間 | 計 | 政府 | 民間 | 計 | 政府 | 民間 |
| 合計 | 2,167.0 | 866.6 | 1,300.4 | 293.1 | 51.7 | 241.4 | 623.6 | 256.5 | 367.1 | 1,250.3 | 558.4 | 691.9 |
| 1. 米国 | 998.2 | 411.1 | 587.1 | 137.2 | 22.5 | 114.7 | 323.7 | 89.0 | 234.7 | 537.3 | 299.6 | 237.7 |
| 2. 日本 | 438.1 | 56.2 | 381.9 | 76.2 | 20.0 | 56.7 | 50.8 | — | 50.8 | 310.6 | 36.2 | 274.4 |
| 3. 西独 | 122.7 | 26.9 | 95.8 | 11.6 | — | 11.6 | 17.9 | 3.3 | 14.6 | 93.2 | 23.6 | 69.6 |
| 4. 英国 | 92.4 | 11.1 | 81.3 | 25.1 | — | 25.1 | 29.9 | 11.1 | 18.8 | 37.4 | — | 37.4 |
| 5. カナダ | 47.2 | 11.8 | 35.4 | 0.6 | — | 0.6 | 26.9 | 11.8 | 15.1 | 19.7 | — | 19.7 |
| 6. フランス | 45.0 | 4.2 | 40.8 | 0.7 | — | 0.7 | 9.0 | 1.6 | 7.4 | 35.3 | 2.6 | 32.7 |
| 7. スイス | 26.5 | 18.5 | 8.0 | 14.3 | 9.2 | 5.1 | 11.7 | 9.3 | 2.4 | 0.5 | — | 0.5 |
| 8. オランダ | 22.1 | 5.5 | 16.6 | 3.8 | — | 3.8 | 13.6 | 1.4 | 12.2 | 4.7 | 4.1 | 0.6 |
| 9. イタリー | 15.7 | — | 15.7 | 1.1 | — | 1.1 | 0.4 | — | 0.4 | 14.2 | — | 14.2 |
| 10. タイ | 12.4 | 12.4 | — | — | — | — | — | — | — | 12.4 | 12.4 | — |
| 11. 香港 | 7.9 | — | 7.9 | 4.7 | — | 4.7 | 2.8 | — | 2.8 | 0.4 | — | 0.4 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|------|------|---|------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
| 12. オーストラリア | 7.7 | 0.5 | 7.2 | 5.7 | — | 5.7 | 1.0 | — | 1.0 | 1.0 | 0.5 | 0.5 |
| 13. 台湾 | 7.2 | 6.5 | 0.7 | 0.2 | — | 0.2 | 0.5 | — | 0.5 | 6.5 | 6.5 | — |
| 14. スウェーデン | 4.9 | 0.5 | 4.4 | 0.9 | — | 0.9 | 4.0 | 0.5 | 3.5 | — | — | — |
| 15. バーミューダ | 3.5 | — | 3.5 | 0.4 | — | 0.4 | — | — | — | 3.1 | — | 3.1 |
| 16. 世界銀行 | 132.7 | 132.7 | — | — | — | — | — | — | — | 132.7 | 132.7 | — |
| 17. I M F | 163.6 | 163.6 | — | — | — | — | 128.5 | 128.5 | — | 35.1 | 35.1 | — |
| 18. アジア開銀 | 3.3 | 3.3 | — | — | — | — | — | — | — | 3.3 | 3.3 | — |
| 19. その他の | 15.9 | 1.8 | 14.1 | 10.1 | — | 10.1 | 2.9 | — | 2.9 | 2.9 | 1.8 | 1.1 |

出所: Central Bank—Manila Chronicle, 1971.12.21

第19表 米国の対比直接投資残高

(年末現在: 単位 100万ドル)

| | 計 | 製造業 | 公益事業 | 商業 | その他* | 純資本流出 | 利益再投資 | 利益 | 配当・利子 |
|--------|-----|-----|------|----|------|-------|-------|----|-------|
| 1961 p | 439 | 89 | 104 | 55 | 191 | -1 | 27 | 27 | 63 |
| 1962 p | 374 | 89 | 28 | 59 | 198 | -16 | 16 | 42 | 23 |
| 1963 r | 415 | 110 | 21 | 64 | 214 | 21 | 16 | 38 | 20 |
| 1964 r | 473 | 131 | 42 | 69 | 230 | 37 | 13 | 46 | 28 |
| 1965 r | 530 | 154 | 40 | 78 | 259 | 31 | 23 | 50 | 25 |
| 1966 r | 579 | 180 | 48 | 88 | 263 | 19 | 24 | 53 | 26 |
| 1967 r | 639 | 216 | 39 | 87 | 296 | 26 | 30 | 61 | 26 |
| 1968 r | 673 | 238 | 39 | 91 | 305 | 21 | 12 | 53 | 34 |
| 1969 r | 742 | 270 | — | — | 473 | 41 | 26 | 65 | 38 |
| 1970 p | 710 | 267 | — | — | 443 | -32 | 1 | 39 | 35 |

出所: U.S. Dept. of Commerce, Survey of current business, 1962~1976

注: * その他産業には鉱業、石油業(1969年からは公益事業、商業も)が算入されている。純資本流出~配当・利子欄は1969年をのぞきすべて暫定数字。

**在米国大使館推定による1970年現在投資残高は、製造業251、石油業236、商業153、鉱業112、その他248の計1,000(単位: 100万ドル)。

r は改訂数字、p は暫定数字。

第20表 外国援助総括表 (1952~1971)

(単位 100万ドル)

| 二 国 間 | 米 国 | | | | 国 連 | | | | | コ ロ ン ラ ボ ン | そ 二 国 間 他 計 の 画 | 合 計 | | |
|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------|--------------|---------|--------------|------------------|----------------------------|--------------------------------------|--------|--------|-------|
| | 公法(P L) 480号 | | | | 計 | 技術 援助 | 通援 助 | 特別 基 金 | ユ ニ セ フ | | | | | |
| | タイト ル I | タイト ル II | タイト ル III | タイト ル IV | | (EPTA) 術面 | .42 | .28 | .58 | 1.28 | .17 | — | — | |
| 1952~1956 | 134.26 | — | 1.90 | — | 136.16 | 1.85 | — | 2.16 | — | 4.01 | .58 | — | 140.75 | |
| 1957年 | 31.78 | 10.30 | 2.70 | — | 44.78 | .42 | .28 | .58 | — | 1.28 | .17 | — | 46.23 | |
| 1958年 | 20.10 | 4.10 | 8.30 | — | 32.50 | .54 | .11 | .28 | — | .93 | .19 | — | 33.62 | |
| 1959年 | 17.76 | — | 7.90 | — | 25.66 | .53 | .13 | .74 | — | 1.40 | .44 | .04 | 27.54 | |
| 1960年 | 20.18 | — | 5.30 | — | 25.48 | .47 | .12 | .30 | — | .89 | .72 | .05 | 27.14 | |
| 1961年 | 12.62 | — | 6.80 | — | 19.42 | .38 | .19 | .36 | — | .93 | 1.02 | 1.14 | 21.51 | |
| 1962年 | 4.53 | 21.75 | 7.60 | — | 33.88 | .52 | .17 | .18 | .97 | 1.84 | .82 | .04 | 36.58 | |
| 1963年 | 2.96 | — | 9.80 | — | 12.76 | .44 | .21 | .91 | .96 | 2.52 | .81 | .17 | 16.26 | |
| 1964年 | 3.41 | 11.40 | .23 | 10.80 | — | 25.84 | .45 | .27 | .76 | .72 | 2.20 | .65 | .15 | 28.84 |
| 1965年 | 3.11 | 12.57 | — | 9.20 | — | 24.88 | .56 | .27 | 1.37 | .41 | .51 | 3.12 | .45 | 28.63 |
| 1966年 | 3.67 | — | — | 10.30 | — | 13.97 | .44 | .32 | 1.56 | .52 | .36 | 3.20 | .34 | 17.58 |
| 1967年 | 4.64 | — | 1.20 | 7.50 | 19.50 | 32.84 | .64 | .29 | 1.56 | .77 | 1.47 | 4.73 | .70 | 38.72 |
| 1968年 | 12.37 | — | 1.20 | 4.78 | — | 18.35 | .51 | .19 | 1.84 | .88 | .62 | 4.04 | .65 | 32.36 |
| 1969年 | 9.66 | — | 12.28 | — | — | 21.94 | .60 | .06 | 2.37 | .85 | 1.35 | 5.23 | .70 | 35.22 |
| 1970年 | 9.61 | 10.00 | 16.49 | — | — | 36.10 | .82 | .09 | 2.16 | .67 | 1.64 | 5.38 | .65 | 42.53 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------------------|----------------------|-------|-------|-------|--------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|------|--------|
| 1971年 | 9.22 | 20.29 | 6.97 | — | — | 36.48 | .85 | .12 | 1.60 | .76 | 1.50 | 4.83 | .75 | .45 | 42.51 |
| 合計 | 299.88 ⁽¹⁾ | 90.41 ⁽²⁾ | 38.37 | 92.88 | 19.50 | 541.04 | 10.02 | 2.82 | 14.31 | 11.93 | 7.45 | 46.53 | 9.64 | 2.81 | 600.02 |

出所: National Economic Council, *Annual report, FY 1970.*

注: (1)借款(灌溉, 公共事業省, 国家電力公社3.3, 工業ローン16.5, 予備調査2.0, 灌溉設備4.7, 農村電化3.1) 計29.6を含む。

(2)贈与13.66, ローン46.08, 米国使用30.67から成る。

第21表 4カ年開発計画(1972~75年度)の総括目標

A. 部門別国内純生産

(100万ペソ, 67年価格)

| | 1970年度 実 績 | 1971年度 推 定 | 目 標 | | | | 1972~75年度 平均増加率 ⁽³⁾ |
|--------------|---------------|---------------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------------|
| | | | 1972年度 | 1973年度 | 1974年度 | 1975年度 | |
| A 実 数 | | | | | | | |
| 國民総生産 | 31,320 | 33,042 | 35,190 | 37,653 | 40,290 | 43,110 | |
| 人口(1000人) | 36,624 | 37,760 | 38,931 | 40,138 | 41,383 | 42,660 | |
| 1人当たりGNP(ペソ) | 855 | 875 | 904 | 938 | 974 | 1,010 | |
| 国内純生産 | 26,053 | 27,112 | 28,739 | 30,607 | 32,596 | 34,715 | |
| 農業 | 8,662 | 9,058 | 9,572 | 10,106 | 10,610 | 11,125 | |
| 鉱業 | 513 | 582 | 681 | 838 | 1,034 | 1,276 | |
| 製造業 | 4,893 | 5,144 | 5,467 | 6,000 | 6,600 | 7,250 | |
| 建設業 | 839 | 634 | 824 | 890 | 961 | 1,038 | |
| 運輸 | 999 | 1,062 | 1,114 | 1,183 | 1,253 | 1,327 | |
| 商業 | 3,981 | 4,255 | 4,434 | 4,676 | 4,949 | 5,233 | |
| サービス | 6,166 | 6,377 | 6,647 | 6,914 | 7,189 | 7,466 | |
| B 増 加 率(%) | | | | | | | |
| 國民総生産 | 6.4 | 5.5 | 6.5 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 6.9 |
| 人口 | 3.1 | 3.1 | 3.1 | 3.1 | 3.1 | 3.1 | 3.1 |
| 1人当たりGNP | 3.1 | 2.3 | 3.14 | 3.19 | 3.19 | 3.19 | 3.8 |
| 国内純生産 | 5.1 | 4.1 | 6.0 | 6.5 | 6.5 | 6.5 | 6.4 |
| 農業 | 3.0 | 4.6 | 5.7 | 5.5 | 5.0 | 5.0 | 5.3 |
| 鉱業 | 18.5 | 13.4 | 17.0 | 23.0 | 23.5 | 23.5 | 21.8 |
| 製造業 | 4.7 | 5.1 | 6.3 | 9.7 | 10.0 | 10.0 | 9.0 |
| 建設業 | 13.4 | (24.4) | 30.3 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 13.5 |
| 運輸 | 1.8 | 6.3 | 5.0 | 6.0 | 6.0 | 6.0 | 5.8 |
| 商業 | 8.9 | 6.9 | 4.2 | 5.5 | 5.8 | 5.7 | 5.3 |
| サービス | 4.9 | 3.4 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 |
| C 構 成 比 | | | | | | | |
| 国内純生産 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 農業 | 33.2 | 33.4 | 33.3 | 33.0 | 32.6 | 32.0 | |
| 鉱業 | 2.0 | 2.1 | 2.4 | 2.7 | 3.2 | 3.7 | |
| 製造業 | 18.8 | 19.0 | 19.0 | 19.6 | 20.2 | 20.9 | |
| 建設業 | 3.2 | 2.3 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | |
| 運輸 | 3.8 | 3.9 | 3.9 | 3.9 | 3.8 | 3.8 | |
| 商業 | 15.3 | 15.7 | 15.4 | 15.3 | 15.2 | 15.1 | |
| サービス | 23.7 | 23.5 | 23.1 | 22.6 | 22.1 | 21.5 | |

出所: *Four-year development plan, FY 1972-75.*

B. 国民総支出、1970~75年度

(100万ペソ、1967年価格)

| | 1970年度 実 績 | 1971年度 推 定 | 目 標 | | | | 1972~75年度 年平均増加率 |
|--------------|---------------|---------------|--------|--------|--------|--------|---------------------|
| | | | 1972年度 | 1973年度 | 1974年度 | 1975年度 | |
| A 実 数 | | | | | | | |
| 国民総支出 | 31,320 | 33,042 | 35,190 | 37,653 | 40,290 | 43,110 | 6.9 |
| 個人消費支出 | 24,007 | 25,180 | 25,930 | 27,546 | 29,271 | 31,049 | 5.4 |
| 政府経常消費支出 | 3,038 | 2,835 | 3,158 | 3,298 | 3,446 | 3,600 | 6.2 |
| 国内総資本形成 | 7,041 | 6,678 | 7,995 | 8,680 | 9,445 | 10,271 | 11.4 |
| 民間 | 6,359 | 6,223 | 7,313 | 7,827 | 8,379 | 8,939 | 9.6 |
| 政府 | 682 | 455 | 682 | 853 | 1,066 | 1,332 | 31.2 |
| 財貨サービス輸出 | 4,482 | 5,921 | 6,582 | 7,240 | 7,964 | 8,761 | 10.3 |
| (控除)財貨 | 5,669 | 6,272 | 7,293 | 7,914 | 8,625 | 9,399 | 10.7 |
| サービス輸入 | | | | | | | |
| 海外からの純要素所得 | (337) | (467) | (633) | (678) | (713) | (746) | |
| B 構成比 | | | | | | | |
| 国民総支出 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 個人消費支出 | 76.6 | 76.2 | 73.7 | 73.2 | 72.6 | 72.0 | |
| 政府経常消費支出 | 9.7 | 8.6 | 9.0 | 8.8 | 8.6 | 8.4 | |
| 国内総資本形成 | 22.5 | 20.2 | 22.7 | 23.1 | 23.4 | 23.8 | |
| 民間 | 90.3 | 93.2 | 91.5 | 90.2 | 88.7 | 87.0 | |
| 政府 | 9.7 | 6.8 | 8.5 | 9.8 | 11.3 | 13.0 | |
| 財貨サービス輸出 | 14.3 | 17.9 | 18.7 | 19.2 | 19.8 | 20.3 | |
| (控除)財貨 | 18.1 | 19.0 | 20.7 | 21.0 | 21.4 | 21.8 | |
| サービス輸入 | | | | | | | |
| 海外からの純要素所得 | (1.1) | (1.4) | (1.8) | (1.8) | (1.8) | (1.7) | |

出所: *Four-year development plan FY 1972-1975.*